

業務委託契約書 輸出対象国・地域における規制の最新情報の記事の作成
(国連他)

(一財) 化学研究評価機構
食品接触材料安全センター

令和5年5月1日契約した業務委託契約書に基づき、第2条2.(2) 輸出対象国・地域における規制の最新情報の記事の作成については、2023年6月10日頃欧州、8月10日頃北米・南米、10月10日頃中国・台湾・韓国、12月10日頃ASEAN・インド・オセアニア、2024年2月10日頃国連他の順に提出するとしました。今回、国連他の最新情報の記事を作成しましたのでご覧ください。

記

調査地域：国連・WTO・OECD

調査期間：2022年4月1日～2024年1月31日

調査分野：食品接触材料等のひと健康に係る規制動向、食品接触材料等の環境問題に係る規制動向、食品接触材料等の製造に使用される化学物質の規制動向

記載方法：トピックス（詳細情報付記）、全動向の概要

問合せ先：食品接触材料安全センター情報調査・広報室長 石動正和 isurugi@jcii.or.jp

以上

食品接触材料等のひと健康に係る規制動向

- 大きな動きは確認されない。

食品接触材料等の環境問題に係る規制動向

●国連プラスチック汚染防止条約（案）の策定を目指す政府間交渉委員会（INC）は、2023年9月4日（条約本文の最初のドラフトに当たる）ゼロドラフトテキストを公表した。「UNEP/PP/INC.3/4 海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的に法的拘束力のある手段のゼロドラフト」。これまでINC-1、INC-2の議論に上程されてきた基本的枠組みを踏襲している。一方「問題のある避けるべきプラスチック」などに具体的材料は示されず、附属書にその表題だけが示された。漁具に係る問題が示されたのが新たな動きである。

（→p.15）

2023年12月28日国連INC事務局は、INC-4に向け改訂ドラフトテキスト（UNEP/PP/INC.4/3）を公表した。2023年9月4日公表されたゼロドラフトテキストに対し、各国から提出された意見、INC-3における3つのコンタクトグループの議論が盛り込まれ、一定の整理はされているものの、今後の条約のテキスト策定に向けた方向性は予測し難い。（→p.51）

●2024年1月19日WTOは、国連INCの議論と整合した内容で、閣僚声明「プラスチック汚染及び環境的に持続可能なプラスチック貿易に係る対話」を公表した。シングルユースプラスチック材料、製品の貿易を管理、規制しようとする動きが確認される。

（→p.139）

「INF/TE/IDP/W/10/Rev.2 プラスチック汚染及び環境的に持続可能なプラスチック貿易（DPP）に関する対話 MC13 声明 改訂版」

「INF/TE/IDP/RD/146/Rev.1 非公式内部文書 プラスチック汚染及び環境的に持続可能なプラスチック貿易（DPP）に関する対話 MC13 声明への統合附属書 改訂版」

●「各国のプラスチック食品接触材料等規制動向（まとめ）」（→p.153）

工業先進国とともに発展途上国を含め、各国の食品接触材料関連法制度を包括的に調査した。99の国にプラスチックバッグの規制が、75の国に欧州シングルユースプラスチック指令（2019年6月）に相当する規制が確認された。後者については、欧州が27か国であることを踏まえると、欧州法規制の影響力の大きさが示唆される。

食品接触材料等の製造に使用される化学物質の規制動向

●「各国のプラスチック食品接触材料等規制動向（まとめ）」（→p.153）

全動向の概要

国連

[2022年]

●UNEPは、2022年2月3日「UNEPの責任者が国際プラスチック協定に関する質問に答える」、2月9～11日「一つの海洋のためのワンプラネットサミット「ワンオーシャンサミット」、2月11日「プラスチック、グリーンリカバリー、化学物質に取り組む国連環境会議」、2月16日「世界はプラスチックとの戦いで団結しなければならない」、同「世界の指導者たちはプラスチック汚染を見据える」、2月17日「マイクロプラスチックに対するクリーンシーキャンペーンの内部」、2月18日「国連環境計画について知っておくべきこと」を公表した。

●2022年3月2日国連 UNEA5.2は、プラスチック汚染に対する強制力ある国際協定の締結に向け、政府間交渉委員会の設立を含めた決議を採択した。2024年を目途に国際協定案を取りまとめる。この決議を報道する国連のHPには、2040年までにバージンプラスチック生産55%削減という記述が確認される。

●2022年3月31日 UNEP「プラスチック汚染を終わらせるためのモデリングソリューション：プラスチックライフサイクル全体での駆動システムの変化」。

●2022年3月2日国連 UNEA5.2で採択された決議により、強制力のある国際協定締結に向け政府間交渉委員会が設定される。第1回政府間交渉委員会は2022年11月下旬開催され、2024年までに4～5回開催し協定案を取りまとめる。委員会開催に向けた準備のため5月30日～6月1日アドホックオープンエンドワーキンググループ（AHOEWG）が開催される。また幅広い層を対象にしたフォーラムが企画される。

●国連 UNEP 強制力ある国際協定を策定する政府間交渉委員会（INC）に先立つWGが2022年5月30日～6月1日開催され、討議資料、議事概要が公表された。ここでINCの議長国として工業先進国ではカナダとフランスが立候補したことが確認できた。

●国連の強制力あるプラスチック国際協定に向けた政府間交渉委員会(INC)第1回会合は2022年11月28日～12月2日ウルグアイで開催される。

●国連でプラスチック汚染防止に対する強制力ある国際協定を議論する政府間交渉委員会第1回会合（INC-1）（2022年11月28日～12月2日）に向け、計23の書類が順次公表されている。その中で主要スケジュールが示された。

INC1 2022年11月28日の週

INC2 2023年4月末

INC3 2023年11月末

UNEA 6 2024年2月26日の週（UNEP事務局長が進捗状況を報告）

INC4 2024年5月上旬

INC5 2024年12月上旬

最も注目すべきは「UNEP/PP/INC.1/7 プラスチック汚染の科学」である。国連の正式な文書で初めて、「寿命の

短いプラスチック製品に使用されるバージンプラスチック生産量の 55%削減できる可能性」の引用（リサイタル 96）をはじめ、「問題のある不要なプラスチック製品」の定義が例示され（付録 I）、「問題のあるプラスチック樹脂を廃絶及び代替することで、問題の大きさを縮小する」とし（リサイタル 9）、マイクロプラスチック、シングルユースプラスチック製品が制限され（付録 II）、「包装材料における PVC、PS、EPS」が禁止される材料製品として示された（付録 VI）。「問題のある不要な」材料製品はその他の所にも言及された（リサイタル 26,78,84 表 3,85,付録 II,III,IV）。

また「UNEP/PP/INC.1/11 国家レベルでプラスチック汚染を終わらせるための優先事項、ニーズ、課題、障壁」にも、「バージンプラスチックを削減するための措置」（リサイタル 5）、「問題のある不要なプラスチック製品」（リサイタル 1,8,13,15）が言及された。

2022 年 3 月 2 日 UNEA 5.2 の決議 5/14（UNEP/PP/INC.1/INF/1）リサイタル 16 に基づき、11 月 28 日～12 月 2 日第 1 回政府間交渉委員会（INC-1）に先立ち、11 月 26 日マルチステークホルダーフォーラムが開催される。先頃そのアジェンダが公表され、プラスチック汚染に対する 4 つの戦略目標（つぎのように要約できる：①問題のある不要なプラスチック製品の廃絶と代替による問題の規模の縮小、②プラスチック製品の循環型設計の確認、③循環型プラスチック製品の閉鎖ループの実現、④循環型にならないプラスチック廃棄物の管理）（UNEP/PP/INC.1/7 リサイタル 82～91）が討論されることが分かった。これにより、INC-1 で議論される中心テーマが確認された。

●UNEP レポート「プラスチック汚染に対する協定 必要不可欠な要素：バージンプラスチックの生産と消費」（2022 年 1 月）は、UNEA5.2 開催前に、プラスチック環境問題解決のオプションとして、バージンプラスチック生産量、使用量削減を主張した資料として注目される。このレポートは、オゾン層破壊物質を規制するモントリオール議定書を参考に、プラスチック環境問題の解決を図ろうとする。生産、使用を凍結し段階的に廃止するプラスチック材料として PVC,PS,PUR,PC を例示している。一方、このレポートには LCA の観点はなく、耐久財と消費財を区別する視点もない。そのためこれら材料の例示は、十分な説明がないまま唐突に現れる。

INC-1（2022 年 11 月 28 日～12 月 2 日）、マルチステークホルダーフォーラム（11 月 26 日）に先立ち 11 月 1 日～15 日開催される 5 つの非公式技術ブリーフィングのスケジュールが示され、プレゼン資料や録画が順次公表されている。この中で、INC-1 の公式資料「UNEP/PP/INC.1/7 プラスチック汚染の科学」、 「UNEP/PP/INC.1/11 国家レベルでプラスチック汚染を終わらせるための優先事項、ニーズ、課題、障壁」のサマリーに当たるプレゼン資料と録画が注目される。これらの資料からは、今回の交渉を足下の環境論としてだけ捉えるのではなく、中長期的な産業構造論としても捉えないと不十分になるのは明らかと考えられる。

国連「プラスチック汚染に対する政府間交渉委員会（INC）」の INC 局（Bureau）メンバーが紹介された。INC-1（2022 年 11 月 28 日～12 月 2 日）に先立ち開催されるフォーラム（11 月 26 日）のウェブサイトにも、問題のある不要なプラスチックから材料製品を特定するとき使用された LCA ベースの方法論に係るレポート「スーパーマーケットの食品包装の LCA メタスタディ」（2022 年 10 月 10 日）が公表された。

2022 年 11 月 16 日、INC-1 の情報文書「UNEP/PP/INC.1/INF/11 プラスチック汚染を終わらせるためのマルチステークホルダー行動計画へのアプローチ（UNEP による提出）」が追加され、「海洋環境を含むプラスチック

汚染に関する国際的な法的拘束力のある手段を開発する政府間交渉委員会の最初のセッションにおけるステークホルダーの対話に関するコンセプトノート」が公表された。ここで、正式会合 INC が終わった間にも、マルチステークホルダーフォーラムにより行動計画（具体的手段）が検討され、直後の INC に報告されることが注目される。

●UNEP 2022年11月28日「プラスチック汚染を打ち負かすための世界的な取決め」、「プラスチック汚染を終わらせるための交渉が始まる中何を期待するか」、12月2日「プラスチック汚染の終焉に向けて」

●UNEP INC-1 セッション中の文書（2022年11月28日～12月2日）

「UNEP/PP/INC.1/L.1 海洋環境を含むプラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際的手段を開発する政府間交渉委員会、その最初のセッションの作業についての報告書案」2022年12月1日

「UNEP/PP/INC.1/L.2 海洋環境を含むプラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際的手段を開発する政府間交渉委員会第2セッションの暫定議題案に関する決定書草案」2022年11月30日

「海洋環境統合報告書を含む、プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際的手段を開発する政府間交渉委員会の最初のセッションでの利害関係者の対話」2022年11月29日

「UNEP/PP/INC.1/INF/12 参加者リスト」2022年12月14日

●UNEP INC-1 書面による声明

アジア太平洋 Gr 「アジア太平洋 Gr による INC1 への地域声明」

欧州「海洋環境を含むプラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際的な手段を開発するための政府間交渉委員会 第1セッション」

日本「議題4の下での日本の声明」2022年11月28日、11月30日、12月1日、12月2日

[2023年]

●国連においてプラスチック環境問題に係る強制的国際協定を検討する政府間交渉委員会（第2回）（INC-2）のウェブサイトが開設され、1月24日現在ステークホルダーのポジションペーパー161件が掲載された。このうち、OECD、EM財団、CLOMA、EPS関連団体、PS関連団体、WWF、ICCA、US PIA、CIEL、バーゼル・ロッテルダム・ストックホルム条約事務局の内容を確認した。これに続き、加盟国のポジションペーパーが2月10日を期限として提出され掲載される。

●1月27日 UNEP 「プラスチック条約の進展により、循環経済にスポットライトが当てられる」

●国連政府間交渉委員会第2回会合（INC-2）に向けた各国のポジションペーパー（2月10日提出期限）が公表されている。中国、欧州、日本、高い野心の連合（HAC）、米国（掲載順）の内容を確認した。

●3月6日国連政府間交渉委員会第2回セッション（INC-2）は「UNEP/PP/INC.2/3 海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力のある手段を開発するための政府間交渉委員会の作業のための手続き規則案」を公表した。内容はINC-1のUNEP/PP/INC.1/3に同じ。また「UNEP/PP/INC.2/1/Add.1 注釈付き暫定議題」を公表した。

●INC-1 「UNEP/PP/INC.1/14 海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力のある手段を開発するための政府間交渉委員会の最初のセッションの作業に関する報告書」 2022年2月13日

●「UNEP/PP/INC.2/4 国連環境総会決議 5/14 で求められるように、プラスチックのライフサイクル全体に対処する包括的アプローチに基づく、国際的な法的拘束力のある手段に向けた要素の潜在的オプション」 2023年3月13日（4月14日 HP 掲載）

ここで、規制のオプションとしてつぎのような厳しい内容が確認される（附属書 通し番号 10）。

「主要なプラスチック原材料の生産を削減するための世界的目標を設定する。」

「一次プラスチックポリマーの生産を一時停止するか、バージンプラスチックポリマーの製造、輸出入を禁止、制限、又は削減する。」

「バージン及び二次プラスチックポリマーの製造、輸入、及び輸出のためのライセンススキームを確立する。」

「問題のある回避可能なプラスチック製品の使用を禁止、段階的廃止、及び／又は削減する。」

これらの具体的内容は、今後、手段の附属書に示される。

一方、各国の事情を勘案するオプションも確認できる。

「自国の事業を考慮し、約束の実施において各国の裁量を認めることの柔軟性」（附属書Ⅲ）

●INC-2 作業文書

「UNEP/PP/INC.2/2 海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力のある手段を開発する政府間交渉委員会第2回セッションのシナリオノート」 2023年4月12日（4月26日 HP 掲載）を確認した。

ここで委員会議長より、コンセンサス領域の特定とありうるオプションの絞り込みを前進させるため、コンタクトグループの設置が提案されたことが分かる（通し番号 21~29）。コンタクトグループは2つ設置され、一つは UNEP/PP/INC.2/4 の A.目的及び B.コアとなる義務、管理手段、及び自発的アプローチを担当し、もう一つは C.実施手段、D.実施措置、及び E.追加事項を担当する。

コンタクトグループの構成国などは未だ明らかでないが、高い野心の連合（HAC）の構成国 51ヶ国・地域との関連（カバーの程度）に注目したい。

●INC-2 情報文書

・「UNEP/PP/INC.2/INF/2 海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力ある手段を開発する政府間交渉委員会事務局の空席を埋める選挙の手順」 2023年5月2日（5月4日 HP 掲載）（→2023.5.p.266）

・「UNEP/PP/INC.2/INF/3 政府間交渉委員会のその後のセッションの日程と会場」 2023年5月10日（5月10日 HP 掲載）

・「UNEP/PP/INC.2/INF/5 プラスチックに含まれる化学物質—技術レポート」 2023年5月12日（5月12日 HP 掲載）

・「UNEP/PP/INC.2/INF/6 海洋環境を含むプラスチック汚染に関する法的拘束力ある国際的手段を開発する政府間交渉委員会第2回セッションの審議に係る生物多様性条約に基づく作業と指導」 2023年5月12日（5月12日 HP 掲載）

・「UNEP/PP/INC.2/INF/7 バーゼル、ロッテルダム、ストックホルム条約事務局から提出された情報」 2023年5月12日（5月12日 HP 掲載）

・UNEP/PP/INC.2/INF/8 蛇口を閉める：如何に世界はプラスチック汚染を終え循環経済を創出するか」 2023年5月16日（5月17日 HP 掲載）

プラスチック環境問題の解決を図るため、最初に既存の分野を対象に、問題のある不要なプラスチックの使用を排除し、問題のサイズを小さくするとある（1.5.1）。

ここで、問題のある不要なプラスチックの使用につぎの基準が示される（1.5.5）。

1. 実際に、また大規模に（グローバルコミットメントの定義に従って）再利用、リサイクル、又堆肥化はできていない。
2. 人の健康又は環境に重大なリスクをもたらす有害な化学物質が含まれている（予防原則の適用）。
3. 実用性を維持しつつ、それを回避（又は再利用モデルに置き換え）できる。
4. 他の品目のリサイクル可能性や堆肥化可能性を妨げたり混乱させたりする。
5. ポイ捨てされたり、自然環境に流出する可能性が高くなる。

これにより、システム変更シナリオで製品設計は次のようになる（2.2.2）。

- ・ 2030年までに世界の多材料軟質製品の50パーセントを単一材料又はリサイクル可能な組み合わせに切り替え、2040年までに100パーセントを切り替える。
- ・ リサイクルの経済性を妨げる染料、顔料、添加剤を全て除去する。
- ・ プラスチックの種類と形式の均質性を高め、リサイクルが困難で問題のあるポリマー（例：包装材料のポリ塩化ビニル、ポリスチレン、発泡ポリスチレン）をデザインアウト及び/又は禁止する。
- ・ 顧客がより適切に廃棄物を分別できるよう、ラベル表示を改善及び標準化する。
- ・ 全ての新製品に使用される消費済リサイクル材（PCR）の量を増やす（例えば2040年までに寿命の短い製品では35%に、表3参照）。
- ・ 有害な化学物質を排除し、安全で持続可能な代替物質を促進及び開発し、グリーンで持続可能な化学に関するUNEPの取組みなど既存の取組みを発展させる（UNEP 2022b）。

問題のある不要なプラスチック製品の禁止は、再利用、リサイクルの本格推進に先立ち、最初の段階、2025年以降実施される（4.1表8）。また、多材料軟質製品の単一材料化、リサイクル化は、技術的難度からプラスチック業界に留まらず食品業界にも深刻な影響を及ぼすと言わざるを得ない。

●UNEP レポート「蛇口を閉める：世界はどのようにしてプラスチック汚染を終わらせ、循環経済を構築できるか」2023年5月16日

●国連貿易開発会議（UNCTAD）「プラスチック汚染自然で環境に優しいプラスチック代替品の身近な事例」2023年4月28日

●国連（バーゼル、ロッテルダム、ストックホルム条約事務局）「プラスチック及び関連する化学物質の国際的管理」2023年。ホワイトリスト（リスク評価により安全性を確認）とグレーリスト（ハザードは確認されたがリスク評価による安全性は未確認）の提案が確認できる。

●5月23日、INC-2開催が迫る中「UNEP/PP/INC.2/INF/4 国際的な法的拘束力ある手段に向けた要素の潜在的オプションに関連する追加情報」が公表された。交渉においてターゲットとなるプラスチック材料や化学物質が具体的に示された。またストックホルム条約など既存の国際条約やSAICMが引用され、この手段との関連付けが意識されているのが分かる。

●5月29日～6月2日開催されたINC-2の間に作成された主要な文書が公表された。(→2023.6.p.338)

・「UNEP/PP/INC.2/L.1 海洋環境を含むプラスチック汚染に対し国際的に法的拘束力のある手段を作成するための政府間交渉委員会第2回セッションの作業に関する報告書案」2023年6月1日

INC-2 本会議の注目すべき様子を伝えている。即ち INC-1 から持ち越された副議長の指名（日本からの環境省小野審議官を含む）が決定した（通し番号13～35）あと、同じく持ち越された手続き規則案 UNEP/PP/INC.2/3 の中で、議決権に係るルール37、多数決に係るルール38 パラグラフ1にタフな議論が続いたことを示唆している（通し番号37～64）。例えば後者は、INCは合意を目指すも、合意に至らないとき2/3の多数決を提案している。この多数決は、義務を全ての国に一律に適用するか各国の事情を勘案するかなどの成否を分けるものであり、各国・経済圏のコンセプトと利害を背景に容易に妥協できないポイントである。本会議は見解の相違があることを確認し正式決定を先送りした（通し番号62）。この先送りはINC-3に向け重い課題を残したと見られる。

・「UNEP/PP/INC.2/L.2 海洋環境を含むプラスチック汚染に対する法的拘束力ある国際的手段を作成する政府間交渉委員会第3回セッションの暫定議題案に関する決定案」2023年5月31日

INC-3のアジェンダ（案）である。

・「ルール37及び38(1)に関する自由協議における議論 非文書」2023年5月30日

UNEP/PP/INC.2/L.1を補足する資料であり、議決権に係るルール37の代替案、多数決に係るルール38 パラグラフ1の代替案が示されている。

・「コンタクトグループ1での議論についての共同進行役報告」

国際協定の枠組みに係る UNEP/PP/INC.2/4 附属書の A.目的、B.コアとなる義務、管理手段、及び自発的アプローチに関する議論のレポート

・「コンタクトグループ2についての共同進行役のまとめ」

同じく C.実施手段、D.実施措置、E.追加事項に関する議論のレポート

●INC-2「プレスリリース INC議長はパリ交渉終了に伴いプラスチック汚染に関する国際協定のゼロドラフト作成へ」2023年6月3日

●FAO「農業におけるプラスチック循環を突破する」2023年6月5日

●国連国際協定の原案（ゼロドラフト）作成に向けた欧米の最新文書

・「EUとその加盟国のプラスチック汚染をなくすため将来の法的拘束力ある手段の目標について見解」2023年6月27日

・「EUとその加盟国の実施手段と資源動員に関する見解の表明」2023年6月26日

・「米国のINC-2での介入 議題4 - プラスチック汚染に関する国際法的拘束力のある文書に向けた要素の潜在的な選択肢に関する文書 UNEP/PP/INC.2/4 に関する一般的見解」2023年6月23日

・「米国のINC-2における介入 (a) 目的及び (b) 中核的な義務、管理手段、および自主的アプローチに係るコンタクトグループ1」2023年6月23日

・「米国のINC-2での介入」2023年6月23日

●INC「会合議事録」2023年7月3日

INC-3「UNEP/PP/INC.3/1 暫定アジェンダ」2023年7月10日

「UNEP/PP/INC.3/3 海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力のある手段を開発する政府間交渉委員会の作業のための手順規則案」2023年7月24日

●INC-3「シナリオノート（文書 UNEP/PP/INC.3/2）」2023年8月31日が公表された。3つのコンタクトグループが形成される。2つはそれぞれ INC-2 で議論された要素に引き続き対応し、新たな1つが INC-2 で議論されなかった要素に対応する。ゼロドラフト（UNEP/PP/INC.3/4）に関連し、INC-2 で議論されなかった要素に総合報告書（UNEP/PP/INC.3/INF/1）が作成される。

「UNEP/PP/INC.3/4 海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的に法的拘束力のある手段のゼロドラフト」2023年9月4日が公表された。これまで INC-1、INC-2 の議論に上程されてきた基本的枠組みを踏襲している。一方「問題のある避けるべきプラスチック」などに具体的材料は示されず、附属書にその表題だけが示された。漁具に係る問題が示されたのが新たな動きである。

「INC-3 に先立つ書面による提出」などより

EU と 27 の加盟国（パート a）（パート b）2023年9月14日

高い野心の連合（HAC）「懸念されるポリマー及び化学物質、及び問題のある回避すべきプラスチック製品の排除と制限に関する共同議長の INC-3 書面提出」2023年9月20日

HAC 共同議長国のノルウェイとルワンダ（パート a）2023年9月15日

米国（パート a）（パート b）2023年9月15日

日本（パート a）（パート b）2023年9月15日

「懸念されるポリマー及び化学物質」、「問題のある避けるべきプラスチック製品」については、つぎのように整理される。

| 締約国 | 懸念されるポリマー及び化学物質 | 問題のある避けるべきプラスチック製品 |
|----------------------|--|--|
| EU 及び 27 各国 | 具体的項目は UNEP/PP/INC.2/INF/4, II B に同じ PL と NL 策定を提案 | 具体的項目は UNEP/PP/INC.2/INF/4, II A に同じ 漁具の問題 |
| HAC 共同議長国のノルウェイとルワンダ | PL と NL 策定を提案 PFAS、有機リン系難燃剤、ハロゲン系難燃剤、フタル酸エステル | 懸念されるモノマーから製造されるポリマー：PVC,PS,PC,PU |
| 米国 | 実質的規定の確定後検討 | 実質的規定の確定後検討 |

| | | |
|----|---|--------------------------------|
| 日本 | 既存の国際的枠組みとの整合性 リスクベースアプローチ 各国の実情を考慮 | 各国の実情や既存の措置を考慮 技術専門家 Gr の議論 |
|----|---|--------------------------------|

●INC-3 関連資料。

「INC 局会議議事録」2023 年 9 月 23 日

「UNEP/PP/INC.3/prep/1.Add.1/Rev.1 注釈付き暫定議題」2023 年 8 月 28 日

「UNEP/PP/INC.3/INF/1 原則や手段の範囲など、第 2 回会期で議論されなかった要素に関し受理した提案に関する統合報告書」2023 年 10 月 26 日

統合報告書では特に、用語の定義、将来の手段に対する統治機関を扱っている。各国からの意見もある程度反映されているように見受けられる。用語の定義に、「問題のあるプラスチックアイテム」、「避けるべきプラスチックアイテム」、「問題のある又は避けるべきプラスチック」が収載された一方、「懸念される化学物質」が収載されていないことに注目したい。

「UNEP/PP/INC.3/INF/3 国連食糧農業機関 (FAO) から提出された情報」2023 年 10 月 10 日

「UNEP/PP/INC.3/INF/4 バーゼル、ロッテルダム、及びストックホルム条約の事務局から提出された情報」2023 年 10 月 21 日

イベント「会期のロジスティクス、登録及びその他実践的な側面に関する最新情報」2023 年 10 月 17 日

●INC-3 関連

局 (Bureau) 会合

・「(注 : 2023 年 11 月 11 日予備会合) 暫定アジェンダ」2023 年 10 月 10 日

・「第 2 回会期で海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力ある手段を策定する政府間交渉委員会により義務付けられた予備会合と INC-3 に向けた議長の反省メモの概要」2023 年 10 月 12 日

INC-3 予備会合

・「会議議事録」2023 年 10 月 10 日

・「暫定アジェンダ」2023 年 11 月 10 日

・「議長の反省ノート」2023 年 11 月 1 日

・「予備日のガイダンスと INC-3 で設立されるコンタクトグループの提案」

・「共同進行役の書面による要約」2023 年 11 月 11 日

・イベント発表「会期間の作業の可能な考慮事項と方法」2023 年 11 月 11 日

INC-3 予備会合での加盟国の声明

・「予備会合 (2022 年 11 月 11 日) で発表された範囲、原則、前文及び定義に関する EU 及びその加盟国の声明」

・「予備会合 (2023 年 11 月 11 日) で発表された制度的取決めと最終規定に関する EU 及びその 27 の加盟国の声明」

・「予備会合 (2022 年 11 月 11 日) で発表された会期間の作業に関する EU 及びその 27 の加盟国の声明」

・「INC-3 予備会合 アメリカ合衆国による介入」2023 年 11 月 11 日

INC-3 情報文書

- ・「UNEP/PP/INC.3/INF/2 2023 年～2025 年期間の予算概要」 2023 年 11 月 5 日
- ・「UNEP/PP/INC.3/INF/5 国連人権高等弁務官事務所及び国際労働機関により提出された情報」 2023 年 11 月 12 日

INC-3 会期間文書

- ・「UNEP/PP/INC.3/L.1 海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的に拘束力ある手段を開発する政府間交渉委員会の第 3 回会期の作業に関する報告書案」 2023 年 11 月 14 日
- ・「UNEP/PP/INC.3/L.2 海洋環境を含むプラスチック汚染に関する法的拘束力ある国際的手段を作成する政府間交渉委員会第 4 回会期暫定アジェンダ案に関する決定案」 2023 年 11 月 16 日
- ・「INC-3 で設立されるコンタクトグループへのガイダンス」 2023 年 11 月 14 日

コンタクトグループ 1

- ・「INC-3 コンタクトグループ 1 共同進行役による議論の概要、ナイロビ、2023 年 11 月 13～19 日」
- ・「コンタクトグループ 1 - 共同進行役による改訂ゼロドラフトテキストの完全な編集」 2023 年 11 月 18 日
- ・「コンタクトグループ 1 - 共同進行役による改訂ゼロドラフトテキストの編集パート I 2. 目的」 2023 年 11 月 16 日
- ・「コンタクトグループ 1 - 共同進行役による改訂ゼロドラフトテキストの編集パート II 1. 一次プラスチックポリマー、2.懸念される化学物質及びポリマー」 2023 年 11 月 17 日
- ・「コンタクトグループ 1 - 共同進行役による改訂ゼロドラフトテキストの編集パート II 3. 問題があり及び回避すべきプラスチック製品」 2023 年 11 月 17 日
- ・「コンタクトグループ 1 - 共同進行役による改訂ゼロドラフトテキストの編集パート II 4. 当事者の要請に応じて利用できる免除、5.製品の設計、構成及び性能、6.プラスチック以外の代替品」 2023 年 11 月 17 日
- ・「コンタクトグループ 1 - 共同進行役による改訂ゼロドラフトテキストの編集パート II 7. 拡大生産者責任」
- ・「コンタクトグループ 1 - 共同進行役による改訂ゼロドラフトテキストの編集パート II 8. ライフサイクル全体に亘るプラスチックの排出及び放出」 2023 年 11 月 17 日
- ・「コンタクトグループ 1 - 共同進行役による改訂ゼロドラフトテキストの編集パート II 9. 廃棄物管理」 2023 年 11 月 18 日
- ・「コンタクトグループ 1 - 共同進行役による改訂ゼロドラフトテキストの編集パート II 10. リストされた化学物質、ポリマー及び製品、及びプラスチック廃棄物の取引」 2023 年 11 月 18 日
- ・「コンタクトグループ 1 - 共同進行役による改訂ゼロドラフトテキストの編集パート II 11. 海洋環境を含む既存のプラスチック汚染」 2023 年 11 月 18 日
- ・「コンタクトグループ 1 - 共同進行役による改訂ゼロドラフトテキストの編集パート II 12. 正当な移転」 2023 年 11 月 18 日
- ・「コンタクトグループ 1 - 共同進行役による改訂ゼロドラフトテキストの編集パート II 13. 透明性、追跡、監視、ラベル付け」 2023 年 11 月 17 日
- ・「ノンペーパー 締約国提案のためありうる編集パート I 2.目的」 2023 年 11 月 17 日、18 日改訂
- ・「ノンペーパー 締約国提案のためありうる編集パート II 1. 一次プラスチックポリマー」 2023 年 11 月 17 日、18 日改訂

- ・「ノンペーパー 締約国提案のためありうる編集パート II 2. 懸念される化学物質及びポリマー」 2023 年 11 月 17 日
- ・「ノンペーパー 締約国提案のためありうる編集パート II 3. 問題があり及び回避すべきプラスチック製品」 2023 年 11 月 18 日
- ・「ノンペーパー 締約国提案のためありうる編集パート II 4. 当事者の要請に応じて利用できる免除」 2023 年 11 月 18 日
- ・「ノンペーパー 締約国提案のためありうる編集パート II 5. 製品の設計、構成及び性能」 2023 年 11 月 18 日
- ・「ノンペーパー 締約国提案のためありうる編集パート II 6. プラスチック以外の代替品」 2023 年 11 月 18 日
- ・「ノンペーパー 締約国提案のためありうる編集パート II 7. 拡大生産者責任」 2023 年 11 月 18 日
- ・「ノンペーパー 締約国提案のためありうる編集パート II 8. ライフサイクル全体に亘るプラスチックの排出及び放出」 2023 年 11 月 18 日
- ・「ノンペーパー 締約国提案のためありうる編集パート II 9. 廃棄物管理」 2023 年 11 月 18 日
- ・「ノンペーパー 締約国提案のためありうる編集パート II 10. リストされた化学物質、ポリマー及び製品、及びプラスチック廃棄物の取引」 2023 年 11 月 18 日
- ・「ノンペーパー 締約国提案のためありうる編集パート II 12. 正当な移転」 2023 年 11 月 18 日
- ・「ノンペーパー 締約国提案のためありうる編集パート II 13. 透明性、追跡、監視、ラベル付け」 2023 年 11 月 18 日

コンタクトグループ 2

- ・「共同進行役によるコンタクトグループ 2 における議論の概要」 2023 年 11 月 19 日
- ・「コンタクトグループ 2 - 共同進行役による改訂ゼロドラフトテキスト編集 パート III 1. 資金調達」 2023 年 11 月 16 日、17 日改訂
- ・「コンタクトグループ 2 - 共同進行役による改訂ゼロドラフトテキストの編集 パート III 2. 能力構築、技術支援、及び技術移転」 2023 年 11 月 17 日、18 日改訂
- ・「コンタクトグループ 2 - 共同進行役による改訂ゼロドラフトテキストの編集パート IV 1. 国家計画」 2023 年 11 月 18 日
- ・「コンタクトグループ 2 - 共同進行役による改訂ゼロドラフトテキストの編集パート IV 2. 実施及び遵守」 2023 年 11 月 16 日、17 日改訂
- ・「コンタクトグループ 2 - 共同進行役による改訂ゼロドラフトテキストの編集パート IV 3. 進捗状況の報告」 2023 年 11 月 18 日
- ・「コンタクトグループ 2 - 共同進行役による改訂ゼロドラフトテキストの編集パート IV 4. 手段の実施状況及び有効性の定期的な評価及びモニタリング」 2023 年 11 月 16 日、17 日改訂
- ・「コンタクトグループ 2 - 共同進行役による改訂ゼロドラフトテキストの編集 パート IV 5. 国際協力、6. 情報交換、7. 啓発、教育、研究、8. 利害関係者の関与」 2023 年 11 月 17 日、18 日改訂

コンタクトグループ 3

- ・「コンタクトグループ 3 : 会期間の作業に関する共同進行役の提案」
- ・「ナイロビ (2023 年 11 月 13~19 日) INC3 コンタクトグループ 3 共同進行役による議論の概要」 2023 年

11月19日

- ・「INC-3 コントラクトグループ 3 - 海洋環境を含むプラスチック汚染に関する法的拘束力ある国際的手段のゼロドラフトパート I、パート V、パート VI に関する共同進行役の提案」2023年11月17日、18日改訂
- ・「コントラクトグループ 3 - 共同進行役のガイダンスの照会」2023年11月14日
- ・「コントラクトグループ 3 - 共同進行役のガイダンスの照会」2023年11月15日
- ・「コントラクトグループ 3 - 会期間の作業に関する共同進行役のガイダンスの照会」2023年11月16日
- ・「2023年11月17日（午前11時）時点の総合報告書で取上げられた要素に関する書面による提出」
- ・「コントラクトグループ 3 - コントラクトグループ 1 及び 2 の議論中に特定された会期間の作業への提案領域の暫定リスト」2023年11月17日

●INC-3 会期内文書「コントラクトグループ 2 - 共同進行役による改訂ゼロドラフトテキストにありうる動向の完全な編集 - 最終版」2023年11月19日

「コントラクトグループ 2 - 共同進行役によるメンバーの提案にありうる完全な編纂」2023年11月19日

●2023年12月28日国連INC事務局は、INC-4に向け改訂ドラフトテキスト（UNEP/PP/INC.4/3）を公表した。2023年9月4日公表されたゼロドラフトテキストに対し、各国から提出された意見、INC-3における3つのコントラクトグループの議論が盛り込まれ、一定の整理はされているものの、今後の条約のテキスト策定に向けた方向性は予測し難い。

WTO

[2022年]

●3月30日WTO「プラスチック対話は国際協力、協力の必要性を強調する」において、3月2日国連決議の下でプラスチック貿易に対し期待されるWTOの役割について広報した。

[2023年]

●3月8日WTOは「プラスチック汚染と環境上持続可能なプラスチック貿易に関する対話」において、2024年2月26日第15回閣僚会議に向けた非公式内部資料を公表した。国連の動きをベースに政策を検討しており、国際貿易上不要又は有害なプラスチック及びプラスチック製品の貿易を削減し、問題のあるプラスチックの貿易をフェーズアウトする。

●WTO「プラスチック汚染対話は、第13回閣僚会議（MC13）声明草案に進展」2023年9月23日。

WTOは、その事業の在り方を国連の動きに整合させる声明を公表した。例えば、今後策定されるアクションリストの附属書には、INCの議論に沿った不要又は有害なプラスチック及びプラスチック製品が示される。

OECD

[2022年]

●6月3日OECDは、「世界のプラスチック廃棄物は2060年までにおよそ3倍になるとOECDは述べる」を公表した。

●11月28日 OECD「プラスチック汚染への取組みにおける開発協力の役割」

[2023年]

●先頃 OECD は、「食品グレードの軟質プラスチック包装、化学物質の観点から見た持続可能な設計に対する経済的、規制的、又は技術的な障壁に関するワークショップ レポート-政策立案者はどのように支援できるか?」、「リスク管理シリーズ No.77、クロスカントリー分析: 懸念物質の代替評価と代替をサポートするアプローチ-第2版」、「リスク管理シリーズ No.78、懸念物質の代替を支える第三者のアプローチから学んだ教訓」、「リスク管理シリーズ No.79、懸念物質の代替を奨励するための経済的手段-レビュー」を公表した。

●OECD「2040年までのプラスチック汚染撲滅に向け 政策シナリオ分析」2023年11月

事務局による注記

1.国連環境総会（UNEA）決議 5/14 は、国連環境計画（UNEP）事務局長に対し、政府間交渉委員会を招集し、2022 年下半期に作業を開始するよう要請した。政府間交渉委員会は、海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力ある手段を策定することになっており、これには拘束力のあるアプローチと自発的なアプローチの両方が含まれる可能性があり、これはプラスチックのライフサイクル全体に取り組む包括的なアプローチに基づいている。環境と開発に関するリオ宣言の原則、国の状況と能力などを考慮して、プラスチックの使用を検討する。

2.更に、UNEA 決議 1/6、2/11、3/7、4/6、4/7、4/9 は、長期に亘る解決に向けて直ちに行動を起こすために世界的な調整、協力、ガバナンスを強化し、海洋その他環境におけるプラスチック汚染を当面排除し、プラスチック汚染による生態系及びそれに依存する人間活動への悪影響を回避する緊急の必要性も確認している。

3.海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力のある手段を策定するための政府間交渉委員会は、第 2 回会期で、事務局の支援を得て、議長に対し、国際的な法的拘束力のある手段のゼロドラフトを作成するよう要請した。UNEA 決議 5/14 により、第 3 回会期での検討が求められている。このドラフトは、委員会の第 1 回会期と第 2 回会期で表明された意見に基づいて作成されることになる。意見の全範囲は、オプションを通じてドラフトテキストに示される可能性がある。

4.その要請に応じて、議長は事務局の支援を得て、委員会の検討のために現在の注記の附属書に記載されたゼロドラフトを作成した。

附属書 海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的に法的拘束力のある手段のゼロドラフト

議長の説明注記

1. ゼロドラフトテキストは、国連環境総会(UNEA)決議 5/14 により求められている、海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力のある手段の開発に向けた政府間交渉委員会（以下、委員会という）の作業を促進し、支援するために提案される。これは、将来の手段の内容に関する委員会の決定を予断するものではない。

2. 提示された要素は、パラグラフ 3 及び 4 に要求される規定を通じて、及び環境と開発に関するリオ宣言の原則を考慮することを含め、UNEA 決議 5/14 の目的と権限を反映している。更にこのテキストは、委員会から受け取った命令に従い、委員会の第 1 回会期と第 2 回会期で表明された見解に基づいている。ゼロドラフトは、テキストの一貫性、論理性、読みやすさを確保しつつ、オプションの使用を含むあらゆる範囲の見解に基づいて開発される。

3. このテキストは、法的手段でカバーされる全ての事項が依然会員による詳細な提出と議論の対象になっていないという事実を考慮している。第2回会期で委員会の指示に従って、ドラフトテキストの特定のセクションがプレースホルダー（注：場所の確保）として特定されており、そのような提出や議論を踏まえ詳しく説明する必要がある。

4. ゼロドラフトの見出しとセクションの順序は、手段の最終的な構造を示すものではなく、議論における特定の優先順位を示唆するものでもない。これは、多国間環境協定に一般的に見られる構造を利用している[1]。

[1] See UNEP/PP/INC.1/5 and UNEP/PP/INC.2/4 for further reference.

5. ゼロドラフト全体を通じて、法的拘束力のある手段とその将来の統治機関は、委員会による最終的な指定を損なうことなく、それぞれ「手段*」と「統治機関*」と呼ばれる。

6. ゼロドラフトテキストには脚注が含まれており、必要に応じて、関連本文の検討を支援する関連の背景情報を委員会に提供する。テキスト全体に亘る脚注のコメント及び注記（注釈「注：」により導入される）は、法的手段に対し提案されている文言の一部を形成することを意図したものではない。

7. 提示されたオプションの中には、主要な特徴が手段に規定されている義務を提案しているものもあれば、これらの約束を国家レベルで決定することを提案しているものもある。プラスチックのライフサイクル全体に亘るプラスチック汚染への対処の複雑さを考慮すると、国内及び国際的に決定されたアプローチを組み合わせることで、手段の実施に必要な柔軟性を提供できる可能性がある。

8. 提示されたオプションは、特にプラスチック汚染に関連するいくつかの側面をカバーする既存の取組みとの、国際的な意味合いにおける補完性、調整、協力の重要性を強調している。この点に関して、ゼロドラフトテキストには、パート IV に国際協力に関する一般規定が含まれている。また、テキスト又は脚注のいずれかで、テキストの発展をサポートし、この手段の目的を達成するため関連すると思われる、選択された手段又はイニシアティブについても言及されている。締約国はこの問題について更に詳しく説明したいと思うかもしれない。

9. 第2回会期で委員会から与えられた権限に従って、ゼロドラフトテキストは、単一のオプション又は複数のオプションを通じて、またその方法や手順に先入観を持たずに、メンバーによって提起された問題に対処する可能な方法を反映することを目的としている。委員会は最終的にそれらに対処することを決定する。必要に応じて、オプションはヘッダー（「オプション 1」、「オプション 2」、及び「オプション 3」）を使用して識別される。メンバーは、様々なオプションの中から選択したり、組み合わせたりすることを希望する場合がある。場合によっては、特定された全てのオプションに関連する追加規定も含まれる。このような条項は、同じ条項に関する様々なオプションと組み合わせることができる。これはヘッダー（「上記オプションに共通の規定」）で示される。ゼロドラフトには、加盟国が特定の種類の措置を統合したくないという希望を表明した場合の具体的なオプションは含まれていない。委員会は、新たな条項を含めるか、既存の提案されている措置を削除するかを決定する場合がある。また、様々な措置に適用される適切な動詞を議論して決定することもできる。

10. 場合によっては、この規定を完全に運用できるようにするため、関連する義務や約束、又は関連するプロセ

スや手順の詳細な内容を、例えば附属書などを通じて一層精緻化することが必要となる場合がある。このような場合、そのことが示される。更に、ゼロドラフトでは、附属書の候補となる多数のプレースホルダーが提案される。委員会が合意する可能性のある附属書は更に開発する必要がある。委員会は又、最終条項に関する審議の一環として、附属書の一部又は全部の定期的な見直しの規定を含め、附属書の修正手順を検討することも考えられる。

11. テキストのパート I では、手段の目的を取り上げており、委員会の第 2 回会期で要求されたとおり、メンバーが含めることを希望する可能性があるが、第 2 回会期で議論されなかった要素についてはプレースホルダーを残している。パート I の要素のリストは参考的なものであり、メンバーがそれらに対処したり構成したりする方法を予断するものではない。この点に関して、委員会は、第 2 回会期で事務局に対し、第 2 回会期で議論されなかった要素に関する書面による提出を募り、1 日の準備会合の委員会の第 3 回会期での検討のため、提出物の総合報告書を作成するよう要請した。

12. テキストのパート II では、プラスチック汚染に対処することを目的として、プラスチック及びプラスチック製品のライフサイクルを中心に要素が幅広く構成されている。UNEA 決議 5/14 のパラグラフ 3(b) と整合させ、パート II のオプションは、とりわけ製品設計と、資源効率と循環経済アプローチの利用を含む環境に配慮した廃棄物管理を通じて、プラスチックの持続可能な生産と消費を共同で促進することを目的としている。

13. パート III とパート IV は、UNEA 決議 5/14 のパラグラフ 3(c) から (p) に沿って、手段の実施に集合的に対処することを目的とした様々な措置のオプションを概説している。

パート I

1. 前文 (プレースホルダー)

2. 目的

オプション 1

1. この手段*の目的は、人の健康と環境を保護することを含め、海洋環境を含むプラスチック汚染をなくすことにある。

オプション 2

1. この手段*の目的は、海洋環境を含むプラスチック汚染から人の健康と環境を保護することにある。

パラグラフの終わりに関連すると考えられるオプション 2 のサブオプション: [

1.1 プラスチック汚染をなくすことによって。

1.2 プラスチックのライフサイクル全体に対処する包括的なアプローチに基づいて。

1.3 2040 年までにプラスチックのライフサイクル全体を通じてプラスチック汚染を予防し、段階的に削減し、排除する。

1.4 とりわけ、持続可能な開発の達成に貢献しつつ、プラスチックとプラスチック廃棄物の両方の利用を管理する。]

3. 定義 (プレースホルダー)[2]

[2] Note: Terms that may be relevant to the development of the international legally binding instrument on plastic pollution, including in the marine environment, are included in document UNEP/PP/INC.1/6, entitled ‘Glossary of key terms’ and document UNEP/PP/INC.1/7, entitled ‘Plastics science’. While no specific language is proposed for definitions in the Zero Draft text, in some instances an indication of how specific terms are used is provided in a footnote to facilitate an understanding of the proposed text and of its potential scope

4. 原則 (プレースホルダー)

5. スコープ (プレースホルダー)

パート II

1. 一次プラスチックポリマー

1. 締約国は、原材料及び前駆体を含め、一次プラスチックポリマーの製造による人の健康又は環境影響の可能性を防止及び軽減するため必要な措置を講じるものとする。

オプション 1

2. 各締約国は、一次プラスチックポリマーの生産及び供給レベルが、附属書 A のパート I に指定された削減目標を超えることを許可してはならない[3]。

[3] Note: Under this option, part I of annex A would contain a baseline, timeframe(s) and the target referred to in this paragraph. The common reduction target would be defined as, for example, a reduction of production and supply by a given percentage compared to an established baseline year, to be achieved within a defined period. Members may also wish to consider specific provision(s) for the update of annexes as needed.

オプション 2

2. 締約国は、附属書 A のパート I に定められた世界目標を達成するため、一次プラスチックポリマーの世界的な生産と供給を管理し、削減するものとする[4]。

[4] Note: Under this option, part I of annex A would contain a baseline, timeframe(s) and the target referred to in this paragraph. The global target would be defined as, for example, a reduction of global production and supply by a given percentage compared to an established baseline year, to be achieved within a defined period. Members may also wish to consider specific provision(s) for the update of annexes as needed.

3. 締約国は、パラグラフ 2 に言及される目標を達成するため、国家が決定した目標を策定し、それらを達成す

るため必要な措置を講じなければならない。

4. 締約国は、この条項を実施するため取られた措置を、[国家計画に関するパート IV.1]に従って伝達されたそれぞれの国家計画に反映させるものとする。これには、国内での生産を含む、一次プラスチックポリマーの国内供給の目標レベルが含まれる。[進捗状況の報告に関するパート IV.3]で指定されている各報告期間について、附属書 A のパート I に規定されているベースラインに対するパーセンテージで表示する。

オプション 3

2. 締約国は、パラグラフ 1 に規定する一次プラスチックポリマーの世界的な生産と供給を管理し、削減するため必要な措置を講じるものとする。

3. この規定を実施するために取られる措置は、[国家計画に関するパート IV.1]に従って伝達される国家計画に反映されるものとし、国内生産を含む国内供給の意図されたレベルと、関連するものとして講じられる管理し削減する措置が含まれるものとする。

上記オプションに共通の規定

[3][5][4]。各締約国は、一次プラスチックポリマーの需要と生産を削減するため、次のような適切な措置を講じるものとする：

- a. 市場及び価格に基づく尺度；
- b. 一次プラスチックポリマーの生産に対する補助金やその他の財政的インセンティブの廃止；及び、
- c. 該当する場合、一次プラスチックポリマー製造業者に対する規制要件の確立。

この規定を実施するために講じられた措置は、[国家計画に関するパート IV.1]に従って伝達される国家計画に反映されるものとする。

2. 懸念される化学物質及びポリマー

オプション 1

1. 各締約国は、その附属書に規定されている場合を除き、プラスチックポリマー、プラスチック及びプラスチック製品の製造において、附属書 A のパート II に記載される化学物質、化学物質群及びポリマーの使用を、遅くとも附属書 A のパート II に規定されている期日までに禁止し、排除するため必要な措置を講じるものとする [5]。

[5] Note: This language assumes that part II of annex A could contain: (i) criteria to determine chemicals, groups of chemicals and polymers of concern; (ii) specific chemicals, groups of chemicals and polymers of concern; and (iii) associated control measures and potential exclusions, including phase-out periods as relevant. In developing this part of the proposed annex, Members may wish to consider existing multilateral environmental agreements (MEAs) in which certain chemicals or substances used in the production of

plastics and plastic products are addressed, including the Stockholm Convention on Persistent Organic Pollutants (Stockholm Convention) and the Rotterdam Convention on the Prior Informed Consent Procedure for certain Hazardous Chemicals and Pesticides in International Trade (Rotterdam Convention).

2. 各締約国は、遅くとも附属書 A のパート II に規定される期日までに、附属書 A のパート II にリストされる化学物質、化学物質群、又はポリマーを含むプラスチックポリマー、プラスチック及びプラスチック製品の製造、販売、流通、輸出入を許可せず、排除するために必要な措置を講じるものとする。ただし、その附属書に規定されている場合を除く。

オプション 2

1. 締約国は、プラスチックのライフサイクルのどの段階においても人の健康や環境に悪影響を与える可能性があり、あるいは再利用性、修理性、再生性、廃棄性など、安全で環境に配慮した管理を妨げる可能性のある性質を持っているプラスチックポリマー、プラスチック及びプラスチック製品[6]における化学物質、化学物質群及びポリマーの使用及び存在を最小限に抑え、必要に応じて排除するため、パラグラフ 2 に言及される措置を含む必要な措置を講じるものとする。

[6] Note: The term “plastic products” is used throughout this text to refer to products, including packaging, made entirely of plastic, or containing plastic.

2. 各締約国は、附属書 A のパート II で特定される化学物質、化学物質群及びポリマーのプラスチックポリマー、プラスチック及びプラスチック製品における使用及び存在を許可しない、又は必要に応じて規制するために必要な措置を講じるものとする[7]。この規定を実施するためにとられた措置は、[国家計画に関するパート IV.1]に従って伝達される国家計画に反映されるものとする。

[7] Note: This language assumes that specific chemicals, groups of chemicals and polymers would be identified in part II of annex A. In developing this part of the proposed annex, Members may wish to consider relevant existing MEAs in which certain chemicals or substances used in the production of plastics are addressed, including the Stockholm Convention and the Rotterdam Convention.

オプション 3

1. 各締約国は、いかなる場合においても、人の健康や環境に悪影響を与える可能性のある化学物質、化学物質群及びポリマーのプラスチック及びプラスチック製品における存在及び使用を許可しない、又は製品ライフサイクルの段階、又は附属書 A に含まれる基準に基づいて、再利用可能性、修理可能性、再生可能性、廃棄可能性を含む、安全で環境に配慮した管理を妨げる可能性のある特性を備えた製品を規制するために必要な措置を講じるものとする[8]。この規定を実施するために講じられた措置は、[国家計画に関するパート IV.1]に従って伝達される国家計画に反映されるものとする。

[8] Note: This language assumes that modalities for the identification of chemicals and polymers of concern would be included in annex A. Chemicals in Plastics - A Technical Report (UNEP/PP/INC.2/INF/5) jointly developed by UNEP and the Secretariat of the Basel Convention, the Rotterdam Convention and the Stockholm Convention, 2023 - is available to Members as a reference

オプション 1 と 2 に共通の規定

[3][2] 附属書 A のパート II にリストされ規制される化学物質、化学物質群、又はポリマーの製造又は使用が許可されている場合[9]、こうした製造又は使用を行う各締約国は、次を行うものとする：

[9] Note: This language assumes that the nature and extent of control measures might differ depending on the chemical or polymer at issue, such that some uses may be permitted, for example during a phase-out period or for specific purposes. The language in this provision may need to be further adapted in light of the specific nature and extent of the control measures to be associated with listed chemicals and polymers.

a. 当該の化学物質、ポリマー、又は製品のライフサイクル全体を通じて、そうした製造又は使用が人のばく露又は環境への放出を防止及び最小限に抑える方法で行われることを保証する適切な措置を講じ[10]、ポリマー、プラスチック、及びそれらを含むプラスチック製品のリサイクル可能性と廃棄を含む管理安全かつ環境的に健全な環境を促進する。

[10] Note: Adapted from the Stockholm Convention, Article 3.6.

b. こうした全ての化学物質、化学物質及びポリマー群、及びそれらを含む製品が、附属書 A のパート II に準拠した方法で使用され、ライフサイクル全体に亘って安全かつ環境に配慮した方法で管理されることを保証するため最終処分に適切な措置を講じる。

c. こうした化学物質、化学物質群、ポリマー及びそれらを含む製品の製造者及び輸入者に対し、[透明性、追跡、監視及び表示に関するパート II.14] に基づいて要求される情報に加え、附属書 A のパート II に含まれる調和された要件に基づいて、関連する化学物質、ポリマー又は製品に関連する人の健康又は環境影響、及びそれらの安全な使用、リサイクル可能性、廃棄に対する関連する影響など危険性に関する完全な情報を政府当局に提供することを義務付ける[11]、及び、

[11] Note: Adapted from the Rotterdam Convention, Article 13.2.

d. 関連する化学物質、ポリマー又は製品の製造者及び輸入者に対し、最終廃棄を含むライフサイクル全体に亘り安全かつ環境に配慮した使用及び取扱いを可能にするため、附属書 A のパート II に含まれる調和要件に基づいて、適切にマーク及びラベルを付けることを義務付ける[12]。

[12] Note: Adapted from the Rotterdam Convention, Article 13.3. In developing disclosure and labelling requirements for inclusion in part II of annex A, Members may wish to consider the classification and labelling rules developed under the Global Harmonized System for the Classification and Labelling of Hazardous Chemicals. See https://unece.org/sites/default/files/2021-09/GHS_Rev9E_0.pdf

[4][3] 各締約国は、[進捗状況の報告に関するパート IV.3] に従って、附属書 A のパート II に含まれていない化学物質及びポリマー群で、製品のライフサイクルのどの段階においても人の健康や環境に影響を与える可能性があるもの、又は最終製品のリサイクルや廃棄を含む環境上健全な管理を妨げる可能性があるものに、プラスチック及びプラスチック製品における化学物質の使用を許可しない、又は制限するために講じた措置を報告書に含めることが奨励される。

3. 問題があり避けるべきプラスチック製品[13]、寿命が短い使い捨てのプラスチック製品や意図的に添加されたマイクロプラスチックを含め。

[13] Note: A definition of “problematic and avoidable plastic products” may be needed.

- a. 問題があり避けるべきプラスチック製品（寿命が短い使い捨てのプラスチック製品を含む）

オプション 1

1. 各締約国は、指定された日以降、附属書 B のパート II[15]にリストされる、寿命が短い使い捨てのプラスチック製品を含むプラスチック製品の生産、販売、流通、輸入又は輸出を許可してはならない[14]。ただし、締約国が [パート II.4 要請に応じて当事者が適用できる免除]により附属書 B のパート II に登録された除外を持つ場合を除く[16]。

[14] Note: Adapted from the Minamata Convention.

[15] Note: Sectoral approaches, based on levels of contribution to plastic pollution, could be considered. For a list of specific sectors and products identified in Member submissions to the committee’s second session, see UNEP/PP/INC.2/INF/4, section II.A.

[16] Note: The annex proposed in this provision could identify: (i) criteria for the determination of problematic and avoidable products or groups of products; (ii) specific products or groups of products determined to be problematic and avoidable and timeframes for their phase-down or phase-out; and (iii) potential exceptions as needed, for example for essential uses. The committee may also wish to consider an option under this paragraph for lists of products to be defined in future governing body* decisions based on criteria set out in annex B. In such cases, a procedure for the governing body* to develop and adopt such decisions may need to be established in the instrument

2. 各締約国は、附属書 B のパート III に記載されているプラスチック製品の生産、販売、流通、輸出入を、基準に基づいて、同附属書に定められた期間内に削減するものとする[17]。

[17] Note: For an example of phase-down measures see e.g. the Kigali amendment to the Montreal Protocol on Substances that Deplete the Ozone Layer.

オプション 2

1. 各締約国は、以下に基づいて特定された、寿命の短い使い捨てのプラスチック製品を含む、問題があり避けるべきプラスチック製品の生産、販売、流通、輸出入を規制及び削減し、必要に応じて許可しないため、附属書 B のパート I に含まれる基準に基づき必要な措置を講じるべきである。削減と段階的廃止のための国内で定められた適切な期間を含む、この条項を実施するために取られる措置は、[国家計画に関するパート IV.1]に従って伝達される国家計画に反映されるものとする。

- b. 意図的に添加されたマイクロプラスチック

オプション 1

1. 各締約国は、附属書 B のパート IV に例外が指定されている場合を除き、プラスチック及び意図的に添加されたマイクロプラスチックを含む製品の生産、製造、販売、流通、輸出入を許可してはならない。

オプション 2

1. 各締約国は、附属書 B のパート V に含まれる基準に従って、意図的に添加されたマイクロプラスチックを含むプラスチック及び製品を特定し、それらの製造、製造、使用、販売、流通、輸入又は輸出を管理、制限し、必要に応じて許可しないため必要な措置を講じるものとする。

2. 各締約国は、透明性の促進を目的として、[情報交換に関するパート IV.6] に基づいて確立されたオンラインレジストリを通じて、パラグラフ 1 に従って講じられた措置に関する情報を共有するものとする[18]。

[18] Note: The sharing of lists of plastics and products containing intentionally added microplastics through the online registry would also over time promote harmonization across Parties.

4. 当事者が要求に応じて利用できる免除

1. いずれの締約国も、[寿命の短い使い捨てプラスチック製品、及び意図的に添加されたマイクロプラスチックを含め、問題があり避けるべきプラスチック製品に関するパート II.3、オプション 1] の[…に記載されている]規定に従って、特定の製品については、附属書 B のパート II にリストされている段階的廃止日から免除[19]を登録できる(以下、「免除」と呼ぶ) [20]。

[19] Note: This proposed text is based on the experience of other MEAs. Members may wish to consider other alternatives as deemed necessary. Adapted from the Minamata Convention, as a possible complement to the control measures on problematic and avoidable plastic products. The specific conditions, timeframes and other details required for the registration of exemptions would need to be elaborated on by Members.

[20] Note: The committee may wish to define where and how such procedure would be set out.

2. パラグラフ 1 に言及される全ての免除は、附属書 B のパート II にリストされる関連する段階的廃止日から[X]年後に失効するものとする。ただし、締約国が免除を登録する際、より短い有効期間を指定した場合はこの限りではない。締約国が指定した日付が適用されるものとする。

3. 統治機関*は、[…に定められた]手順に従って、締約国が要求した期間、ただし[X]年を超えない期間、免除を延長することを決定することができる[21]。免除は段階的廃止日ごとに段階的廃止日ごとに[X]回のみ延長できる。

[21] Note: The committee may wish to define where and how such procedure would be set out.

4. いかなる締約国も、附属書 B のパート II にリストされるプラスチック製品の段階的廃止日から[X]年を経過した後は、適宜適用除外を適用することはできない。

5. 製品の設計、構成及び性能

a. 製品のデザインと性能

1. 各締約国は、以下の観点から、包装材料を含むプラスチック製品の設計を強化し、プラスチック及びプラスチック製品の組成を改善するため、パラグラフ 2 及び 3 に言及される措置を含む措置を講じるものとする：

a. 一次プラスチックポリマー、プラスチック及びプラスチック製品の需要と使用を削減する；

b. プラスチック及びプラスチック製品の安全性、耐久性、再利用性、詰替え可能性、修理可能性及び再生可能性（必要に応じ）、及び廃棄時に安全かつ環境に配慮した方法で再利用、リサイクル、及び処分できる能力を向上させる；及び、

c. プラスチック及びマイクロプラスチックを含むプラスチック製品からの放出と放出を最小限に抑える。

オプション 1

2. 各締約国は、自国の領土内で生産されたプラスチック及びプラスチック製品、並びに自国の市場で入手可能なプラスチック及びプラスチック製品が、関連する場合部門又は製品を含め、附属書 C のパート I に含まれる最小限の設計及び性能基準及びその他の関連要素、その附属書で定義されている期間内での特定の基準と要素に準拠することを要求するものとする [22]。

[22] Note: This option assumes that general and/or sectoral design and performance criteria, and other related elements as relevant, would be included in part I of annex C. For a list of potential design and performance-related criteria and sectors and products identified in Member submissions to the committee's second session, see UNEP/PP/INC.2/INF/4, section II.D. Members may wish to consider harmonization criteria among these elements. In the development of this part of the proposed annex, Members could work with relevant international organizations and standard-setting organizations, including on a sectoral basis. See, for example, the submission to the committee's second session by the International Organization for Standardization (ISO) at https://resolutions.unep.org/resolutions/uploads/230106_international_organization_for_standardization_is_o_0.pdf.

3. 各締約国は、設計及び性能基準、及び附属書 C のパート I に含まれるその他の関連要素に基づいて、自国の領域内で生産されるプラスチック及びプラスチック製品、及びその市場で入手可能なプラスチック及びプラスチック製品に対する認証手順及びラベル表示要件を確立及び維持するものとする。関連する場合には、分野又は製品固有の基準及び要素を適用し、プラスチック及びプラスチック製品にはこれらの基準及び要素に従って適切にラベルを付けることを要求するものとする。

オプション 2

2. 各締約国は、次の目的で設計及び性能基準と規制スキームを採用する必要がある：

a. 製品パッケージを含むバリューチェーン全体でプラスチックの使用を削減する；及び、

b. プラスチック及びプラスチック製品の安全性、耐久性、再利用性、詰替え可能性、修理可能性及び再生可能性（必要に応じて）を向上させ、廃棄時に安全かつ環境に配慮した方法で再利用、再生、及び処分できる能力を向上させる；

附属書 C のパート I に含まれる要素に従い [23]、関連するセクター又は製品固有の規格及びガイドラインを含め、関連する国際規格及びガイドラインを考慮する。この規定に従って採用された措置は、[国家計画に関するパート IV.1]に従って伝達される国家計画に反映されるものとする。

[23] Note: This option assumes that general and/or sectoral elements relating to the establishment of design and performance criteria would be included in part I of annex C. Members may wish to consider harmonization criteria among these elements.

3. 各締約国は、附属書 C のパート I に含まれる要素に従って、パラグラフ 1 に従って確立された設計及び性能基準に適合するプラスチック及びプラスチック製品の透明性、ラベル表示及び認証手順及び要件を確立する必要がある。

上記オプションに共通する規定

4. 締約国は、製品包装を含むバリューチェーン全体に亘る製品におけるプラスチックの使用を削減するため、関連する分野別ベースを含む多国間レベルでの基準及びガイドラインの開発に向け、関連する国際機関と協力することが奨励される。プラスチック製品の設計を改善して、安全性、耐久性、再利用性、詰替え可能性、修理可能性、再生可能性を高め、廃棄時に安全で環境に配慮した方法で再利用、再生、処分できる能力を高める[24]。

[24] Note: See the submission to the committee's second session by the International Organization for Standardization (ISO) at

https://resolutions.unep.org/resolutions/uploads/230106_international_organization_for_standardization_is_o_0.pdf

b. プラスチック及びプラスチック製品の削減、再利用、詰替え、修理

オプション 1

1. 各締約国は、最初の会合で統治機関*によって採択されるガイダンスに基づいて、関連する場合、国内で生産されるプラスチック及びプラスチック製品の削減、再利用、再充填、修理、再利用及び再生を促進する効果的措置を講じるものとする。特に再利用、充填、修理システムの実装を通じ、その領土とその市場で入手可能なものを保護する[25]。

[25] Measures taken pursuant to this provision could also include one or more of the following:

- i. Product take-back and right-to-repair requirements;
- ii. Product and service delivery systems;
- iii. Deposit refund schemes;
- iv. Supporting the development of skills and infrastructure for repair, repurposing and refurbishment of plastic products;
- v. Economic instruments such as fees, tax incentives, subsidies and subsidy reform, as appropriate;
- vi. Leveraging public procurement;
- vii. Actions to raise consumer awareness and incentivize changes in consumer behaviour.

2. 各締約国は、自国の領土内で生産され市場で入手できるプラスチック及びプラスチック製品及び自国の国内で入手可能なプラスチック及びプラスチック製品について、附属書 C のパート II に含まれる最小限の削減、再利用、充填及び修理の目標を、その附属書に特定された期間内に達成するために必要な措置を講じるものとする。

オプション 2

1. 各締約国は、遅くとも第 2 回会期までに統治機関* が提供する指針に基づいて、プラスチック及び生産されたプラスチック製品の再利用、再充填、修理、再利用及び改修を必要に応じて促進するための効果的な措置を講じるものとする。特に再利用、再充填、修理システムの導入を通じ、その領土内及び市場で入手可能なものを再利用する[26]。

[26] Measures taken pursuant to this provision could also include one or more of the following:

- i. Product take-back and right-to-repair requirements;
- ii. Product and service delivery systems;
- iii. Deposit refund schemes;
- iv. Supporting the development of skills and infrastructure for repair, repurposing and refurbishment of plastic products;
- v. Economic instruments such as fees, tax incentives, subsidies and subsidy reform, as appropriate;
- vi. Leveraging public procurement;
- vii. Actions to raise consumer awareness and incentivize changes in consumer behaviour.

2. 各締約国は、この目的を支援するため期限付きの目標を採択するものとする。

上記オプションに共通する規定

3. 本条の規定を実施するために講じられた措置は、[国家計画に関するパート IV.1]に従って伝達される国家計画に反映されるものとする。

c. 再生プラスチック材の使用

オプション 1

1. 各締約国は、附属書 C のパート III に規定されるように、自国の領域内で生産されたプラスチック及びプラスチック製品、及び自国の市場で入手可能なプラスチック及びプラスチック製品に、安全で環境に配慮した使用済み再生プラスチック [27] を、その附属書で指定された期間内に最小限の割合で含有することを要求するものとする [28]。

[27] Note: The term “safe and environmentally sound post-consumer recycled plastic” may require a definition.

[28] Note: Part III of annex C could contain general and sectoral targets, as needed.

オプション 2

1. 各締約国は、附属書 C のパート III に含まれる要素に基づいて、安全で環境に配慮した使用済み再生プラスチック含有量の最小割合を達成するため、自国の領域内で生産されたプラスチック及びプラスチック製品、及び自国の市場で入手可能なプラスチック及びプラスチック製品に対して必要な措置を講じるべきである。この規定を実施するために講じられた措置は、[国家計画に関するパート IV.1]に従って伝達される国家計画に反映される

ものとする。

上記オプションに共通する規定

2. 各締約国は、必要に応じて、製品に含まれる一次プラスチックが安全で環境に健全な再生プラスチック成分に置き換えられることを保証する措置を講じるものとする。この条項を実施するために講じられる措置には、規制及び経済手段の使用[29]、公共調達、又はサプライチェーン及び消費者行動の変化を奨励することが含まれる場合があり、[国家計画に関するパート IV.1]に従って伝達される国家計画に反映されるものとする。

[29] This may include fees, tax incentives or subsidies, as appropriate.

d. 代替プラスチック及びプラスチック製品[30],[31]

[30] Note: The term “plastic alternatives” as used in this proposed text refers to plastics and plastic products with lower greenhouse gas (GHG) life cycle emissions and not hazardous for human, animal or plant life. This could include bioplastics or biodegradable plastics. See Plastic Pollution – The pressing case for natural and environmentally friendly substitutes to plastics, UNCTAD, 2023, accessible at <https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/42529/UNCTAD.pdf>. These definitions are without prejudice to how Members may ultimately choose to define these terms in the instrument, as needed.

[31] Note: As plastics and plastic products, under the proposed definition, alternative plastics and plastic products would fall within the scope of other provisions in the instrument applicable to plastics and plastic products respectively.

オプション 1

1. 締約国は、食料安全保障を含む、環境、経済、社会、人の健康への影響の可能性を考慮し、代替プラスチック及びプラスチック製品が安全で、環境に優しく、持続可能なものであることを確保するものとする[32]。

[32] Note: Parties may wish to consider the establishment of a process to assess the safety and sustainability of potential plastic alternatives, including potential alternatives to chemicals and polymers addressed in part II.2.

オプション 2

1. 締約国は、規制措置や経済的手段などを通じて、安全で環境に優しく持続可能な代替プラスチック及びプラスチック製品の開発と使用を奨励するものとする[33]。

[33] Measures taken pursuant to this provision could include, for example, fees, reduced tariffs, taxes or subsidies, including repurposed subsidies, as appropriate.

2. 締約国は、上記の規定を実施するにあたり、環境、経済、社会、食糧安全保障を含む人の健康影響の可能性を考慮し、代替プラスチック及びプラスチック製品が安全で、環境に優しく、持続可能性を確保するものとする[34]。

[34] Note: Parties may wish to consider the establishment of a process to assess the safety and sustainability of potential plastic alternatives, including potential alternatives to chemicals and polymers addressed in part II.2.

6. プラスチック以外の代替品

1. 各締約国は、環境影響、経済的、社会的、人の健康影響の可能性を考慮して、製品、技術、サービスを含む、安全で環境に優しく持続可能なプラスチック以外の代替品[35]の開発と使用を大規模に奨励し促進するための措置を講じるものとする[36]。

[35] Note: The term “substitutes” is used here with the meaning given to it in UNCTAD’s Report Plastic Pollution - The pressing case for natural and environmentally friendly substitutes to plastics referred to in UNEP/PP/INC.2/INF/9, [accessible at https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/42529/UNCTAD.pdf](https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/42529/UNCTAD.pdf).

[36] Note: Members may wish to consider the establishment of a process for the assessment of the safety and sustainability of potential substitutes to plastics and their suitability as substitutes, considering their potential impacts on human health and the environment, the waste hierarchy, and “reduce, reuse and recycle” approaches.

2. 締約国は、安全で環境に配慮した持続可能なプラスチック以外の代替品の開発と使用を促進するため、規制的及び経済的手段、公共調達及びインセンティブ[37]を利用することが奨励される。

[37] Such instruments could include, for example, fees, reduced tariffs, taxes or subsidies, including repurposed subsidies, as appropriate.

7. 拡大生産者責任

オプション 1

1. 各締約国は、リサイクル可能性の向上を奨励し、より高いリサイクル率を促進し、安全性と安全性に対する生産者と輸入者の説明責任を強化するため、附属書 D [38] に含まれる様式に基づくものも含め、拡大生産者責任 (EPR) システムを確立し、プラスチック及びプラスチック製品のライフサイクル全体及び国際サプライチェーン全体に亘り、環境に配慮した適切な管理を運用するものとする。

[38] Note: The modalities in annex D would include elements for the establishment and operation of EPR systems based on common principles, including for sectoral approaches as relevant. For potential elements relating to modalities for EPR systems, as identified in Members’ submissions to the committee’s second session, see UNEP/PP/INC.2/INF/4, section III.A

2. 締約国は、この規定を実施するに当たり、講じられた措置が公正な移行にどのように貢献するかを考慮するものとする。これらの措置は、[国家計画に関するパート IV.1] に従って伝達される国家計画に反映されるものとする。

オプション 2

1. 各締約国は、再生可能性の向上を奨励し、再生率の向上を促進し、安全性と環境に対する生産者と輸入者の説明責任を強化することを含む、拡大生産者責任 (EPR) システムを確立し、プラスチック及びプラスチック製品のライフサイクル全体及び国際サプライチェーン全体に亘る健全な管理運用することが奨励される。

2. 統治機関*は、最初の会合で、公正な移行を確保するという目的を考慮して、国家 EPR システムの確立を通知し、その必須の特徴を定義し、その調和を支援するための様式を採択するものとする[39]。

[39] Note: For potential elements relating to modalities for EPR systems, as identified in Members' submissions to the committee's second session, see UNEP/PP/INC.2/INF/4, section III.A.

8. ライフサイクル全体に亘るプラスチックの排出と放出

1. 各締約国は、附属書 E で特定される発生源からのプラスチックポリマー、マイクロプラスチックを含むプラスチック、及びプラスチック製品のライフサイクル全体に亘る環境への排出及び放出を、そこに特定される日までに防止し、排除するものとする。この規定の対象となる排出及び放出には、次を含める必要がある：

a. マイクロプラスチックを含む有害物質の大気中への排出；

b. 懸念される化学物質やポリマー、プラスチック及びプラスチック製品の生産、輸送、使用に伴う土壌や水への放出；及び、

c. 懸念される化学物質やポリマー、プラスチック及びマイクロプラスチックを含むプラスチック製品の大气、土壌、水、生態系への放出。

2. 各締約国は、必要に応じて、海事組織国際機関などの国際機関の枠組みで合意された関連規定及びガイダンスを考慮し、製造、保管、取扱い及び輸送におけるプラスチックのペレット、フレーク及び粉末の排出及び放出を防止し、排除するものとする。

3. 本条の規定を実施するために講じられた措置は、[国家計画に関するパート IV.1]に従って伝達される国家計画に反映されるものとする。

4. 管理機関*は、最初の会合で、排出及び排水基準、部門固有の利用可能な最善の技術及び最良の環境を含むパラグラフ 1 に規定された義務の実施を促進するため、関連する場合には部門別のガイドラインを含む、排出と放出の防止に関する実践、淡水域、海洋環境、生態系からのマイクロプラスチックを含むプラスチック汚染を捕捉して除去するための利用可能な最良の技術と環境上の最良の実践ガイドラインを採択するものとする。

5. 締約国は、プラスチック及びマイクロプラスチックを含むプラスチック製品の海洋環境への放出を防止及び捕捉するための科学的及び技術的革新を促進することが奨励される。

9. 廃棄物管理[40]

[40] Note: For the purposes of this text, the terms “waste”, “waste management” and “environmentally sound management” of plastic waste are used with the same meanings as under the Basel Convention, without prejudice to how Members may ultimately choose to define these terms as needed in the instrument.

a. 廃棄物管理

オプション 1

1. 各締約国は、廃棄物の階層を考慮し、取扱い、収集、輸送、保管、リサイクル、最終処分を含む様々な段階を通じて、プラスチック廃棄物が安全かつ環境に配慮した方法で管理されることを確保する効果的措置を講じるものとする。

2. 各締約国は、分野別のアプローチを通じて関連する場合を含め、有害廃棄物の国境を越えた移動とその処分の管理に関するバーゼル条約に基づいて策定された協定を含む、その他の国際協定、附属書 F のパート I に規定され最低限の安全で環境に配慮した収集、再生、及び廃棄率に関する要件を満たさなければならない[41]。

[41] Note: This obligation could cover plastic waste generated at the production, distribution, use and end-of-life stages.

3. 統治機関*は、必要に応じて、上記の他の国際協定に基づいて策定された関連ガイダンスおよびガイドラインに追加又は補完する、パラグラフ 2 の規定の実施のための要件、ガイダンス及びガイドラインを採用するものとする。

オプション 2

1. 各締約国は、プラスチック廃棄物の取扱い、収集、輸送、保管、再生及び最終処分を含む、それぞれの段階で安全で環境に配慮した廃棄物管理に関して効果的な措置を講じるものとする。この規定を実施するためにとられた措置は、国家計画の附属書 F のパート II に定められた調和指標に基づいて開発された国家的に決定され目標及び最低要件を達成することを目的として、[国家計画に関するパート IV.1]に従って伝達される国家計画に反映されるものとする。

2. 管理機関*は、廃棄物階層[42]及びその他関連する国際ガイドライン及びガイダンスを考慮して、プラスチック廃棄物の安全で環境上健全な管理に関するガイドラインを最初の会合で採択し、その後必要に応じて更新するものとする。

[42] Note: The term “waste hierarchy” may require a definition.

上記オプションに共通する規定

[4][3] 各締約国は、附属書 F のパート III にリストされる、有害物質の排出及び放出につながる可能性のある廃棄物管理慣行を許可してはならず、附属書 F のパート IV にリストされている有害物質の排出及び放出に繋がる可能性のあるその他の許可された廃棄物管理慣行を規制するものとする。

[5][4] 各締約国は、野外投棄、海洋投棄、ポイ捨て及び野焼きを防止するために必要な措置を講じるものとする[43]。

[43] Note: The terms “open dumping”, “ocean dumping” and “littering” may require a definition.

[6][5] 締約国は、次の追加措置を講じるものとする：

- a. プラスチック廃棄物の環境に配慮した適切な管理を可能にする廃棄物管理システムとインフラに投資する；

b. 現在及び予想される廃棄物発生レベルを考慮して、プラスチック廃棄物の環境に配慮した管理を可能にし、廃棄物管理能力を強化する廃棄物管理システムとインフラストラクチャーの資金不足を補うため、投資を促進し、あらゆるソースからリソースを動員する；及び、

c. バリューチェーン全体に亘る行動の変化を促し、持続可能な消費に対する消費者の意識を高める。

[7][6] 本条の規定を実施するために講じられた措置は、[国家計画に関するパート IV.1]に従って伝達される国家計画に反映されるものとする。

b. 漁具[44]

[44] Note: Members may wish to include measures on other specific sectors as deemed necessary

1. 各締約国は、国際的に合意された規則、基準、及びプラスチックを含む漁具[45]の放棄、紛失、その他の廃棄を防止、削減及び排除するため、協力し、適切なマーキング、追跡および報告要件を含む効果的な措置、推奨される実践方法と手順を講じるものとする[46]。この規定を実施するために講じられた措置は、[国家計画に関するパート IV.1]に従って伝達される国家計画に反映されるものとする。

[45] Note: For the purposes of this text, the terms “fishing gear” and “abandoned”, “lost” and “discarded” fishing gear are used with the same meaning as under Article 16 of the 2019 Food and Agriculture Organization of the United Nations (FAO) Voluntary Guidelines on the Marking of Fishing Gear (accessible at <https://www.fao.org/3/ca3546t/ca3546t.pdf>), without prejudice to how Members may ultimately define these terms as needed in the instrument.

[46] Note: This might include rules, standards and recommended practices and procedures developed under the FAO (see the submission by FAO to the committee’s second session, accessible at https://resolutions.unep.org/resolutions/uploads/230106_food_and_agriculture_organization_of_the_united_nations_0.pdf), the International Maritime Organization, Regional Fisheries Management organizations and other relevant bodies (<https://www.fao.org/fishery/en/rfb>).

2. 締約国は、漁具の安全な廃棄に向けたそれぞれの行動において、関連する取組みや組織との相乗効果と補完性を促進するものとする。

10. リストされた化学物質、ポリマー及び製品、及びプラスチック廃棄物の取引

a. 上場化学物質、ポリマー及び製品の取引[47]

[47] Note: This section is intended to be read in conjunction with those options in which a list of substances or products subject to control measures would be contained in an annex, under parts II.2 and II.3. References to annexes A and B in this section are to the annexes proposed under those options.

1. 各締約国は、次のものを輸出してはならない：

a. [懸念される化学物質及びポリマーに関するパート II.2]に言及される、プラスチックの製造又はプラスチ

ック製品への組込みに使用される化学物質、化学物質群、又はポリマー；

b. そうした化学物質又はポリマーを含むプラスチック製品；又は、

c. [寿命の短い製品や使い捨て製品、意図的に添加されたマイクロプラスチックを含む、問題があり回避可能なプラスチック製品に関するパート II.3] で取り上げられるマイクロプラスチック又は製品。

ただし、こうした化学物質、ポリマー、又は製品の製造及び使用が、この手段*[48] に基づいて許可されており、輸入国の事前のインフォームドコンセント[49] がある場合を除く[50]。

[48] Note: This language assumes that under the relevant annex, some uses may be permitted, for example during a phase-out period or for specific purposes. Where relevant, permitted use might also arise from an exemption. The language in this provision may need to be adapted to the nature and extent of the specific control measures associated with listed substances or products under the relevant annex.

[49] Note: The prior informed consent procedure proposed pursuant to this provision could be facilitated and made operational through the establishment of detailed harmonized procedures, and through the online registry proposed to be established under “Information exchange” (see part IV.6).

[50] Note: Additional language may be required with a view to promoting coherence and avoiding duplication of procedures if a chemical or polymer listed in part II of annex A is also subject to requirements under another MEA, such as the Stockholm Convention or the Rotterdam Convention.

2. 本規定に従って、パラグラフ 1 に規定する化学物質、ポリマー又は製品を輸出する各締約国は、当該輸出に対する輸出許可要件を定め、輸入国から書面による事前のインフォームドコンセントと、当該化学物質が安全であることの保証を取得するものとする。ポリマー、マイクロプラスチック、又は製品は、輸入されると、付属書 A のパート II 又は付属書 B に含まれる条件と一致する方法で使用され、ライフサイクル全体を通じて最終処分に安全かつ環境に配慮した方法で管理される[51]。

[51] Note: The committee may wish to develop, or provide for the governing body to develop, standardized processes and documentation to facilitate the operation of this procedure.

3. この規定に従って、付属書 A のパート II にリストされる化学物質又はポリマー、これらのいずれかを含む製品、又は付属書 B にリストされるマイクロプラスチック又は製品を輸出する各締約国は、輸出者に次を要求するものとする：

a. 安全データシートを含む付属書 A に含まれるハーモナイズされた開示要件に基づいて、輸出されたポリマー、化学物質、又は製品の組成と、それに関連する人の健康又は環境への危険性に関する完全なハーモナイズされた関連情報を輸入国及び輸入者に提供すること[52]；

[52] Note: Adapted from the Rotterdam Convention, Article 13.2.

b. 関連するものとして、付属書 A に含まれる関連する調和されたラベル表示要件に従って、輸出された化学物質、ポリマー、又は製品にマークを付け、ラベルを付ける；及び、

c. 包装、ラベル貼付、及び輸送に関する一般に受け入れられ認識されている関連する国際規則、基準及び慣

行を遵守する[53]。

[53] Note: Adapted from the Minamata Convention, Article 11.

4. 附属書 A 又は B にリストされている化学物質、ポリマー、マイクロプラスチック、又は製品について、ハーモナイズした商品記述及びコーディングシステムに基づく関税コードが利用可能な場合、各締約国は、輸出時にその出荷書類にそのコードを記載することを要求するものとする[54]。

[54] Note: Adapted from the Rotterdam Convention, Article 13.1. The committee may wish to consider establishing a framework for cooperation with the World Customs Organization as appropriate to facilitate the monitoring of plastic trade flows under the instrument, including for the assignment, as relevant, of specific Harmonized System customs codes to chemicals, polymers or products listed in annexes and subject to control measures under the instrument.

5. 各当事者は、次のものを輸入してはならない：

a. [懸念される化学物質及びポリマーに関するパート II.2]に言及される化学物質、化学物質群、又はポリマー；

b. そうした化学物質又はポリマーを含むプラスチック製品；又は、

c. [寿命の短い製品や使い捨て製品、意図的に添加されたマイクロプラスチックを含む、問題があり回避可能なプラスチック製品に関するパート II.3] で取り上げられるマイクロプラスチック又は製品。

ただし、この手段*で許可されている使用目的、又は[廃棄物管理に関するパート II.9] の要件に従って安全かつ環境に配慮して廃棄する目的を除く[55]。

[55] Note: This language assumes that under the relevant annex, some uses may be permitted, for example during a phase-out period or for specific purposes. Where relevant, permitted use might also arise from an exemption. The language in this provision may need to be adapted to the nature and extent of the specific control measures associated with listed substances or products under the relevant annex. Adapted from Stockholm Convention, Article 3.2.b.

b. プラスチック廃棄物の国境を越えた移動

1. 各締約国は、安全で環境上健全な管理を目的とする場合を除き、プラスチック廃棄物の国境を越えた移動を許可してはならない[56] [57]。ただし、輸入国の事前の情報に基づく同意があり、この手段*の下で本規約に基づく義務と一致する方法による。

[56] Note: For the purposes of this text, the term “transboundary movement of plastic waste” is used to refer to any movement of plastic waste from an area under the national jurisdiction of one Party to or through an area under the national jurisdiction of another State or to or through an area not under the national jurisdiction of any State, provided at least two States are involved in the movement (adapted from Article 3.3 of the Basel Convention). This definition is used without prejudice to how Members may define this term as needed in the instrument.

[57] The reference to “environmentally sound management” of plastic waste in this provision shall be understood to refer to plastic waste management, including final disposal, consistent with the requirements of [part II.9 on waste management]. Note: The language of this provision may need to be adapted to the exact scope and content of the relevant requirements to be adopted in respect of plastic waste management under part II.9.

2. 本規定に従ってプラスチック廃棄物を輸出する各締約国は、そうした輸出に対する輸出許可要件を確立及び実施し、全てのプラスチック廃棄物の輸出の種類、量及び仕向地を追跡するものとする。

3. パラグラフ 1 に従ってプラスチック廃棄物の国境を越えた移動が許可されている場合、各輸出締約国は以下を行うものとする：

a. 輸入国の書面による同意を得るまで、国境を越えた移動の開始を許可しないこと。これには、輸出されたプラスチック廃棄物が環境に配慮した方法で管理されるという同国の保証が含まれるものとする[58]。

[58] The reference to “environmentally sound management” of plastic waste in this provision shall be understood to refer to plastic waste management, including final disposal, consistent with the requirements of [part II.9 on waste management]. Note: The exact language of this provision may need to be adapted to the exact scope and content of the relevant requirements to be adopted in respect of plastic waste management in the instrument.

b. 輸出者に次を要求する：

i. 附属書 A に含まれる関連するハーモナイズした開示要件に基づいて、ポリマー、化学物質、プラスチックの内容物を含む輸出廃棄物の組成、及び人の健康や環境に対する関連する危害に関する、関連する場合、安全データシートを含む完全な情報を輸入国及び輸入者に提供する[59]；

[59] Note: Adapted from the Rotterdam Convention, Article 13.

ii. 関連するものとして、附属書 A に含まれる関連するハーモナイズしたラベル表示要件に従って、輸出された廃棄物にマークを付け、ラベルを付ける；及び、

iii. 包装、ラベル貼付、及び輸送に関し、一般に受け入れられていると認識され国際規則、基準及び慣行を遵守する[60]。

[60] Note: Adapted from Minamata Convention, Article 11.

4. 統治機関*は、最初の会合で、他の多国間環境協定に基づく適切な関連取決めを考慮し、パラグラフ 3 に定める規定の実施に関する指針を採択するものとする[61]。

[61] Note: The specific modalities for the application of this provision, including the operation of the prior informed consent (PIC) procedure, could be further elaborated in an annex or the governing body, taking into account in particular relevant provisions under the Basel Convention. See, for example, Article 11.3.c. of the Minamata Convention, addressing transboundary movement of mercury waste for Parties to the Basel Convention. On the treatment of plastic waste under the Basel Convention, see <https://www.basel.int/Implementation/Plasticwaste/PlasticWasteAmendments/FAQs/tabid/8427/Default.asp>

X.

5. 各締約国は、プラスチック廃棄物の違法取引[62]を防止し、排除するものとする。

[62] Note: The term “illegal trade” is used in this text to refer to importation or exportation that would violate domestic legislation of the exporting Party or of the importing State. This is without prejudice to how Members may define this term as needed in the instrument.

6. 締約国は、関連機関及び政府間機関との相乗効果及び補完性を促進し、プラスチック廃棄物の不法輸出及び不法投棄を防止及び排除する効果的措置の採用及び実施に向けて協力するものとする。

11. 海洋環境を含む既存のプラスチック汚染

1. 当事者は次を行うため協力するものとする：

a. 蓄積ゾーン[63]、ホットスポット[64]及びセクターを評価、特定し、優先順位を付ける：

[63] Note: Definitions of the terms “accumulation zones” and “hotspots” may be required.

[64] Note: Definitions of the terms “accumulation zones” and “hotspots” may be required.

i. 海洋環境を含む既存のプラスチック汚染によって最も影響を受ける[65]；及び、

[65] Note: A definition of the term “existing plastic waste and pollution” may be required.

ii. プラスチックのライフサイクル全体を考慮するとき、ごみの量と種類が種や生息地に脅威を齎す場合。

b. 国家を超えた領域を含む海洋生物多様性の保全と持続可能な利用に関連するものを含む既存の国際協定の規定を考慮し、特定された蓄積ゾーン、ホットスポット、及びセクターの浄化活動を含む、効果的な緩和、及び修復措置に管轄を講じる[66]；及び、

[66] Note: The text of the agreement of BBNJ under UNCLOS is available at <https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/LTD/N23/177/28/PDF/N2317728.pdf?OpenElement>

c. 安全で環境に配慮した修復活動への地元住民と市民の参加を促進する。

2. 各締約国は、意識を高め、沿岸地域や淡水域でのポイ捨てを含む新たなプラスチック汚染を防止するため、一般的なプラスチック汚染の種類、プラスチック汚染に繋がる慣行や行動に関する情報を公開するものとする。

3. 本条の規定を実施するために講じられた措置は、[国家計画に関するパート IV.1]に従って伝達される国家計画に反映されるものとする。

4. 統治機関*は、最初の会期で次を採択するものとする：

a. 蓄積ゾーン、ホットスポット、セクターを特定する指標；及び、

b. 浄化活動が環境、生物多様性、人の健康に影響を与える可能性がないようにすることを目的として、既存の

プラスチック汚染に対処するために、利用可能な最良の科学に基づいて開発された、利用可能な最良の技術と最良の環境実践に関するガイダンス。

12. ジャストトランジション

1. 各締約国は、この手段*の実施にあたり、女性及び子供や若者を含む弱い立場にある人々に特別な配慮を払いつつ、影響を受ける人々の公正、公平かつ包括的な移行を促進し促進するものとする。これには次が含まれる場合がある：

- a. 公的機関、非政府組織、地域社会を含む関連する利害関係者との連携のための国家調整機関を指定する；
- b. 影響を受ける地域社会のニーズや優先事項に応じて、労働力訓練、開発、社会プログラムなど、収入、機会、生計を改善するための政策や条件を実現する；
- c. 再利用、修理、廃棄物の収集と分別の開発を含む、プラスチックのバリューチェーン全体に亘るスキルと雇用機会の開発を奨励する；
- d. 廃棄物管理部門の労働者を含むバリューチェーン全体の地域社会と労働者のため、清潔で健康的で持続可能な環境を促進する；
- e. 廃棄物管理部門の労働者の労働条件を改善する。これには、非公式及び協同組合の環境で働く労働者に法的承認と保護を提供し、協会や協同組合の正式化を促進することも含まれる；
- f. 非公式かつ協力的な環境の労働者を安全なプラスチックのバリューチェーンに統合する。これには、プラスチック製品製造会社、リサイクル会社、廃棄物管理会社に対し、収集・分別したプラスチックを自社の運営計画に組み込むよう義務付けることが含まれる；及び、
- g. EPR スキームを通じて徴収された料金の一部を、非公式及び協同組合の環境での廃棄物労働者を含む廃棄物部門の労働者のインフラ改善、生計と機会の改善、スキル開発に使用することを義務付ける。

2. この規定を実施するために取られた措置は、[国家計画に関するパート IV.1]に従って伝達される国家計画に反映されるものとする。

13. 透明性、追跡、監視、ラベル付け[67]

[67] This provision complements, and contains requirements additional to, specific requirements relating to transparency, tracking, monitoring and labelling contained in other provisions of this instrument*.

1. 各当事者は次を行うものとする：
 - a. 生産者と輸入者に対し、全てのプラスチック及びプラスチック製品のライフサイクル全体に亘る化学組成に関するハーモナイズした情報を開示するよう要求する；

b. 管理団体*が最初の会合で採択するガイドラインに基づいて、特にその目的のために、プラスチックとプラスチック製品のライフサイクル全体を通して、化学物質、ポリマー、製品に含まれるプラスチックのトレーサビリティ；安全で環境に配慮した使用、リサイクル、廃棄を確保するため適切な措置を講じる；及び、

c. 特にプラスチックとプラスチック製品の安全で環境に配慮した使用、再生、廃棄を目的として、統治機関*が最初のセッションで採用するガイダンスに基づいて、マーキングとラベルの要件を確立する。

2. 各締約国は、プラスチックポリマー、プラスチックとプラスチック製品、及び規制プラスチック製品の生産に使用される化学物質とポリマーの生産、輸出入の種類と量をライフサイクル全体に亘って監視及び追跡するものとする[68]。

[68] Note: The term “regulated plastic products” in this provision refers to products subject to control measures, including prohibitions or restrictions, under part II.2 (chemicals and polymers of concern) or part II.3 (problematic and avoidable products, including microplastics and short-lived and single-use plastic products).

3. 各締約国は、パラグラフ 2 に従って収集した情報を、その領域内で機能するリサイクル施設に関する情報とともに、標準化された形式で統治機関* に報告するものとする。

パート III

1. 資金調達

1. 締約国は、この手段*の実施を目的とした国内活動に必要な資源を提供するものとする。このようなリソースには、国内及び国際資金のほか、自主的な寄付を含む民間部門の資金調達の促進などが含まれる場合がある[69]。

[69] Note: For a list of possible sources of financing beyond traditional sources, see paragraph 24(e) of document UNEP/PP/INC.2/4.

2. 締約国は、途上国締約国によるこの手段*の実施のため、資金、能力構築、技術移転を含む支援を強化すべきであり、多国間組織、機関、基金はその支援を強化することが奨励される。

3. 締約国は、本条パラグラフ 2 の実施に当たり、小島嶼開発途上国(SIDS)又は後発開発途上国である締約国の特有のニーズ及び特殊な状況を考慮するものとし、他の利害関係者はそのことが奨励される。

4. 開発途上国締約国、特に SIDS 及び後発開発途上国によるこの手段*の実施を支援するため、予測可能で持続可能で適切でアクセス可能かつタイムリーな財源を提供するためのメカニズムがここに確立される。このメカニズムには、国内及び国際、公的及び民間のあらゆる資金源からの資金が含まれるものとする。

5. メカニズムは統治機関*の指導の下で運営され、統治機関*に対して責任を負うものとする[70]。

[70] Note: The two options below paragraph 5 could be considered individually or together.

オプション 1

6. このメカニズムは、新たに設立された専用基金*で構成される[71]。

[71] Note: The fund(s) could be dedicated to specific purposes, such as addressing legacy plastic waste or innovation.

7. 統治機関*は、最初の会議で、新しく設立された専用基金の運営に関する取決めを採択するものとする。

オプション 2

6. このメカニズムは、既存の金融協定内の専用基金*で構成される[72]。

[72] Note: The fund could be established within an ‘existing fund’, such as the Global Environment Facility (GEF) (<https://www.thegef.org/who-we-are/organization>)

7. 統治機関*は、遅くとも最初の会合で、メカニズムの運営に関する既存の金融協定*の統治機関*との取決めを締結するものとする。

上記オプションに共通する規定

8. 統治機関*は、資金のレベル、本条に基づいて確立されたメカニズムを運用するために統治機関*によって提供されるガイダンス、その有効性、及び開発途上締約国の変化するニーズに対処する能力を定期的に検討するものとする。こうしたレビューに基づいて、メカニズムの有効性を向上させるため関連する措置を講じるものとする[73]。

[73] Note: Adapted from Minamata Convention, Article 13.11.

9. 各締約国は、その管轄区域内のプラスチックポリマー生産者が支払うプラスチック汚染手数料を定め、その徴収のために必要な立法、規制、行政措置を講じるものとする。統治機関*は、その最初の会合で、パラグラフ 4 で確立された財政メカニズムへの手数料の拠出を含む、世界的なプラスチック汚染手数料の実施のための様式と手順を採択するものとする[74]。

[74] Note: Modalities for the Global Plastic Pollution Fee could be established by the governing body. This Fee could hold polymer producers accountable for the pollution costs of all of their plastics, irrespective of the country in which the plastics end their useful life, and of whether the plastics are ultimately destined for recycling or disposal. It could generate revenue to finance environmentally sound waste management and clean-up initiatives.

10. 各締約国は、次の措置を講じるものとする：

a. マイクロプラスチックを含むライフサイクル全体に亘るプラスチック及びプラスチック製品からの排出と環境への放出を齎すプロジェクトに対する、国内及び国際、公共及び民間の全ての資金源からの資金の流れを削減する；及び、

b. 適切な廃棄物管理インフラの開発を含め、マイクロプラスチックを含むプラスチック及びプラスチック製品のライフサイクル全体にわたる環境への排出及び放出を防止又は削減するプロジェクトに向け、国内外の公

的及び民間のあらゆる資金源からの資金の流れを増やす。

2. 能力構築、技術支援、技術移転

1. 締約国は、それぞれの能力の範囲内で、開発途上国、特に後発開発途上国及び SIDS に対するタイムリーで持続可能な包括的かつ適切な能力構築及び技術支援の提供を可能にするために協力する、この手段*に基づく義務の履行を支援し、一度構築されたそうした能力を維持するものとする[75],[76]。

[75] Note: Members may wish to include a definition of “technology transfer on mutually agreed terms” either in the provision on ‘definitions’ or in the provision on ‘technology transfer on mutually agreed terms’. The glossary of terms prepared for the committee’s first session, UNEP/PP/INC.1/6, refers to the following definition: “Technology transfer means the transmission of know-how, equipment and products to governments, organizations or other stakeholders. It usually also implies adaptation for use in a specific cultural, social, economic and environmental context”. (UNEP, Glossary of Terms for Negotiators of Multilateral Environmental Agreements (Nairobi, 2007), p. 91.)

[76] Note: Particular focus areas for capacity-building, technical assistance or technology transfer may need to be further defined and elaborated when there is a better understanding of the substantive obligations under this instrument*

2. 統治機関*は、この文書*の実施を支援するための能力構築と技術支援を常に検討し、能力構築と技術支援の有効性を高めるために他の多国間環境協定やその他の関連する取組みとの協力と調整を促進するものとする。

3. 締約国は、安全で持続可能な代替品や非プラスチック代替品を通じたプラスチック汚染に対処するための、環境に配慮した最新技術の開発、相互合意条件に基づく移転、普及及びアクセスを促進及び促進するものとする。この条項を実施するに当たり、締約国は、新しい技術と革新的なソリューションを追求するためのイノベーションと投資を促進及び促進し、財源と所有権に関するものを含め、必須の技術へのアクセスを促進するものとする。

パート IV

1. 国家計画

1. 各締約国は、この手段*に基づく義務を履行し、その目的を達成するための国家計画[77]を策定し、実施するものとする。国家計画は附属書 G の形式に基づくものとし、少なくとも次に関連する関連要素を含むものとする[78] :

[77] Note: The term ‘national plans’ is used without prejudging how Members may ultimately choose to refer to the plans. Other options include ‘national action plans’ or ‘national implementation plans’.

[78] Note: This potential list of actions to be included in national plans reflects references to such plans in the options presented. It is presented for ease of reference and without prejudice to how Members may choose to address this item in the instrument*. The exact contents of any national plans will depend on the contents and structure of commitments and obligations under the instrument*.

- a. 一次プラスチックポリマー；
- b. 懸念される化学物質とポリマー；
- c. 問題のある避けるべきプラスチック製品；
- d. 製品のデザインと性能；
- e. プラスチック及びプラスチック製品の削減、再利用、詰替え、修理；
- f. 再生プラスチック材の使用；
- g. 拡大生産者責任；
- h. ライフサイクル全体に亘るプラスチックの排出と放出；
- i. 廃棄物管理；
- j. 漁具；
- k. 海洋環境を含む既存のプラスチック汚染；及び、
- l. **Just transition。**

2. 各締約国は、この手段*が事務局を通じて発効した日から[X]年以内に、当初の国家計画を統治機関*に通知するものとする。

3. 各締約国は、国家計画を作成し提出する際に、パラグラフ 1 に言及された様式に従うものとする。

4. 締約国は、統治機関*によって採択された指針に従って、大望のレベルを高めることを目的として、いつでも国家計画を調整できる。

5. 締約国は、必要に応じて、この手段*の実施を促進するため、地域計画の確立と実施について調整することが奨励される。

6. 締約国は、国家計画を[X]年ごとに、統治機関* の決定によって指定される方法で見直し、更新し、統治機関* に伝達するものとする。各更新は、締約国の以前の国家計画と比較した進歩を表すものとする。

7. 各締約国は、[進捗状況の報告に関するパート IV.3] に従って、この手段*の目的達成に向けた国家計画の実施に関する情報を国内報告書に含めるものとする。

2. 実施と遵守

1. 委員会を含む、本手段*の規定の実施を促進し、遵守を促進するメカニズムがここに確立される。

2. パラグラフ 1 に言及されるメカニズムは、本質的に促進的なものであり、各国の各国の能力及び締約国の状況に特に注意を払うものとする[79]。

[79] Note: Adapted from the Minamata Convention, Article 15.

3. このメカニズムは、最初の会合で統治機関*によって採用された様式及び手順に基づいて運営され、統治機関*に報告するものとする。

4. パラグラフ 1 に言及される委員会は、個別及び組織的な実施及びコンプライアンスの問題を調査し、必要に応じて統治機関*に勧告を行うものとする[80]。委員会は、専門知識のバランスを反映し、公平な地理的代表に基づいて努力するよう、統治機関*によって選出される、この手段*に関連する分野で能力が認められた 17 名の委員で構成され、ジェンダーバランスの目標を考慮し、国連の 5 つの地域グループと SIDS の 2 つの締約国からそれぞれ 3 名が構成される。

[80] Note: Adapted from the Minamata Convention, Article 15.

5. 委員は委員会に選出され、[X]年間、連続して最大 2 期務める。統治機関*は、最初の会期で、初期任期[X]年で委員 9 名、任期[X]年で 8 名を委員会に選出するものとする。その後、統治機関*は、関連する定例会議で[X]年の任期で 9 名のメンバーを選出するものとする。委員及び補欠委員は、後任が選出されるまでその職に留まるものとする。

6. 委員会は、以下に基づいて問題を検討する可能性がある：

a. 自国のコンプライアンスに関する当事者からの書面による提出；

追加オプション

b. 他の当事者の遵守に関するいずれかの当事者からの書面による提出；

c. 運営団体からの要請*；

d. [進捗状況の報告に関するパート IV.3] に基づく情報の提出状況に関して事務局から提供された情報；

7. 本条に言及されている委員会は、その手順規則を詳細に説明するものとし[81]、第 2 回会期において統治機関* による承認を条件とするものとする。運営団体*は、委員会に対して更なる付託条件を採用する場合がある。

[81] Note: The rules of procedure may include provisions for non-compliance.

3. 進捗状況の報告

オプション 1

1. 各締約国は、この手段*の規定を実施するため講じられた措置及びそうした措置の有効性について、最初の会合で統治機関*によって合意されるスケジュールに従って統治機関*に報告するものとする。

2. 各締約国は、この手段*の規定を実施するために講じた措置、そうした措置の有効性、及び条約に対処する際に起こり得る課題に関する、手段の目標*のため本条パラグラフ 1 に記載の報告書[82]を事務局に提出するものとする。事務局は、本条に基づいて締約国によって提出された国内報告書を公開するものとする。

[82] Note: The secretariat could be mandated to maintain a registry, i.e., a central data exchange where information reported by the parties could be made available.

3. 各締約国は、その生産、輸入、輸出の種類と量に関する統計データを含む、[透明性、追跡、監視及び表示に関するパート II.14、パラグラフ 2 及び 3] に従って提供されるプラスチックポリマー及び製品の製造情報を報告書に含めるものとする[83]。

[83] Note: Adapted from the Minamata Convention, Article 21.2.

4. 管理機関*は、最初の会合で、本条パラグラフ 1 に言及される報告の様式と形式を採用するものとする。これは、プラスチック及びプラスチック製品の全ライフサイクルを考慮し、関連する報告書の補完性、必要に応じて、国際的な手段及び組織を確保するものとする。

5. 統治機関*は、最初の会合で、本条に従って伝達された情報を検討するための様式と手順を採択するものとする。事務局は、本条のパラグラフ 1、2 及び 3 に従って、締約国による情報の提出状況を常に検討し、統治機関* に定期的に通知するものとする。

6. 各締約国は、プラスチック汚染及び関連する持続可能な金融慣行に関連するあらゆる資金源からの活動及び資金の流れについて、金融セクターを含む企業からの強制的な開示を確保する措置を講じるものとする。

オプション 2

1. 各締約国は、この文書*の規定を実施するために講じた措置、そうした措置の有効性及び手段*の目的を達成する際に起こり得る課題について、事務局を通じて統治機関*に報告するものとする。

2. 各締約国は、本手段*の条項[X,X][84]で求められている情報を報告書に含めるものとする。

[84] Note: The list of relevant Articles to be defined.

3. 統治機関*は、最初の会合で、必要に応じて、関連する国際文書や組織と報告を調整することの望ましさを考慮し、締約国が従うべき報告のタイミングと形式を決定するものとする。

4. 手段*の実施状況及び有効性評価の定期的な評価及びモニタリング

a. 有効性評価

1. 統治機関*は、この手段*の有効性を定期的に評価し、目的の達成を進めるために必要な措置を決定するものとする。統治機関*は、手段*の有効性に関する最初の評価を、手段*の発効日から[X]年以内に実施し、その後は少なくとも[X]年ごとに実施するものとする。

2. 統治機関*は、最初の会期で、本条の規定に従って、手段*の有効性を評価するための様式を採択するものとする。

3. 評価は、次を含む入手可能な科学、環境、技術、財務、経済情報に基づいて実施されるものとする：

a. [進捗状況の報告に関するパート IV.3] に基づく国内報告；

b. [国家計画に関するパート IV.1] に従って締約国によって提出された国家計画；

c. [補助機関に関するパート V.2] に基づく科学的及び社会経済的評価[85]；

[85] Note: This language assumes that a scientific and/or technical body or review mechanism would be mandated to carry out scientific and socioeconomic assessments.

d. 科学文献やその他の関連情報源を含む、入手可能な最良の科学的及び技術的知識；

e. [実施及び遵守メカニズムに関するパート IV.2]に言及され委員会により提供される情報及び推奨事項；

f. あらゆる資金源からの資金の流れとこの制度*の目的及び目標との整合性、資金援助の運営、この制度*に基づいて導入された技術移転及び能力構築の取決めに関する報告書及びその他の関連情報；及び、

g. 統治機関*が関連性があると判断するその他の情報。

4. 統治機関*は、手段*の有効性を高めるため必要な措置を決定する際、手段*の有効性の評価の結果を考慮しなければならない。

b. 懸念される化学物質やポリマー、マイクロプラスチック、問題のある避けるべき製品のレビュー

1. 管理機関*は、発効後[X]年に開始し、その後は少なくとも[X]年ごとに、締約国によるそれらの識別、生産及び使用、及び人の健康と環境影響に関する知識の状態を評価することを目的とし、プラスチック生産に使用される懸念される化学物質及びポリマー、意図的に添加されたマイクロプラスチック、及び回避可能なプラスチック製品の見直しを実施するものとする[86]。

[86] Note: This proposed text assumes the adoption of annexes A and B as set out in some of the options under part II.2 (chemicals and polymers of concern) and part II.3 (avoidable plastic products, including short-lived and single-use products, and intentionally added microplastics).

2. パラグラフ 1 に言及される審査は、[専門審査機関又はパネル] による報告に基づくものとする[87]。この

報告書には、附属書 A 及び B の修正の可能性に関するものを含め、統治機関*への勧告が含まれる場合がある。
[87] Note: This language assumes that a scientific and/or technical body or review mechanism would be mandated to carry out this function and any related functions.

3. この規定に基づく作業の実施において、[専門審査機関又はパネル] [88] は、大量の物質、又はプラスチック汚染を引き起こす可能性が最も高い物質、製品、又は分野を優先することができる。

[88] Note: This language assumes that a scientific and/or technical body or review mechanism would be mandated to carry out this function.

4. 管理機関*は、パラグラフ 2 に従って [専門審査機関又はパネル] [89] によって提供された報告書に照らし、附属書 A 及び B の修正が正当であるかどうかを検討するものとする。

[89] Note: This language assumes that a scientific and/or technical body or review mechanism would be mandated to carry out this function.

5. 国際協力

1. 締約国は、この手段*の効果的な実施と達成を支援するため、世界規模で相互に、又必要に応じて地域ベースで、又関連する政府間組織や関連する科学組織や団体を含むその他の団体と協力しなければならない。関連する法的手段や枠組み、世界的、地域的、準地域的、部門別の団体との協力、及びそれらの間の協力を強化及び強化することなどを通じて、その目的を達成するための努力を行う。

2. 締約国は、他の関連法的文書、枠組み、又は世界的、地域的、準地域的、部門別の団体に基づく意思決定に参加する際、この手段*の目的を推進するものとする[90]。

[90] Note: Adapted from the Agreement under the United Nations Convention on the Law of the Sea on the conservation and sustainable use of marine biological diversity of areas beyond national jurisdiction, Article 8.

3. 締約国は、以下を通じてこの手段*の目的を支援する国際協力を促進するものとする：

a. [能力構築、技術支援及び技術移転に関するパート III.2] と一致する、相互に合意した条件及び技術革新に基づく技術の開発、移転、普及及びアクセス；

b. [情報交換に関するパート IV.6 及び意識向上、教育及び研究に関するパート IV.7] と一致する、プラスチック汚染への理解を深め、技術革新を進めるための研究及び情報交換の開発；

c. 地域プラットフォーム又はデータベース、技術科学協力プロジェクト、技術センターのネットワークを含む技術的及び科学的協力の促進；

d. 監視義務の履行；

e. 既存の情報交換メカニズムを利用した、環境的、技術的、社会的、経済的に実行可能な知識、環境上の適

正規範、及び代替技術の促進。

4. 統治機関*は、必要に応じて、UNEA 決議 5/8 に従って設立される科学政策パネル、気候変動に関する政府間パネル、又は政府間科学政策プラットフォームを含む、関連する科学および技術機関からの意見を求める[91]。統治機関*は、上記の科学及び技術機関の活動から関連する成果を考慮することもある。

[91] Note: Pursuant to UNEA resolution 5/8, the Science Policy Panel (SPP) could support “relevant multilateral agreements, other international instruments and intergovernmental bodies, the private sector and other relevant stakeholders in their work”. The exact wording of the proposed language would need to be finalized considering the outcomes of the work of the OEWG established by resolution 5/8 towards the establishment of the future SPP.

5. 統治機関*は、関連する国際文書及び組織間の最大レベルの一貫性を確保することを含め、必要に応じて、関連する国際文書及び組織と協力及び連携するものとする[92]。

[92] Note: Adapted from United Nations General Assembly resolution 73/333. The relevant international instruments and organizations would include, among others, the Basel Convention on the Control of Transboundary Movements of Hazardous Wastes and their Disposal, the Rotterdam Convention on the Prior Informed Consent Procedure for Certain Hazardous Chemicals and Pesticides in International Trade, the Stockholm Convention on Persistent Organic Pollutants, the Convention on the Prevention of Marine Pollution by Dumping of Wastes and Other Matter London Convention and its 1996 Protocol, the International Convention for the Prevention of Pollution from Ships, the World Customs Organization, the Food and Agriculture Organization of the United Nations, and the International Labour Organization.

6. 情報交換

1. 各当事者は、次を含む手段*の実施に関連する情報の交換を促進し、実施するものとする：

a. 持続可能な消費と生産に関する適正規範及び政策；

b. 研究と技術；

c. とりわけ、環境に配慮した廃棄物管理、プラスチック汚染の原因、人と動植物のプラスチック汚染へのばく露、及び関連するリスク管理と削減の選択肢に関する先住民の知識を含む知識。

2. 締約国は、必要に応じて、事務局が管理するオンライン登録簿を通じて、又は他の関連する国際手段や組織と協力して、パラグラフ 1 に言及された情報を直接交換することができる。

3. 各締約国は、[プラスチック及びプラスチック製品の貿易に関する第 II.11 部] に基づく輸入国の事前のインフォームドコンセントを含め、この手段*に基づく情報交換のための国内の焦点を指定するものとする。

4. 締約国は、知識を共有し、成功を強調し、持続可能な解決策を複製し拡大するため、既存の進行中のプロセス、取組み、ネットワークから学び、それらを構築することが奨励される。

5. この手段*に従って情報を交換する当事者は、相互に合意したとおりに機密情報を保護するものとする

7. 啓発、教育、研究

1. 締約国は、個別に、共同で、あるいは関連する地域や国際機関やネットワークを通じて、プラスチック汚染とこの手段*の目的に関する認識を促進し、行動変容、能力構築、先住民問題、伝統的かつ地域的な知識システムを含む情報の共有を奨励するため協力するものとする。

2. 各締約国は、プラスチック汚染とこの手段*の目的についての意識を高めるために関連措置を講じるものとする。これには次の措置が含まれる場合がある：

a. 教育及び意識向上プログラム、市民キャンペーンを含む、全ての利害関係者を巻き込んだ、ツール*の目的に関するコミュニケーション及び教育戦略を策定する；

b. 国民の参加と情報への国民のアクセスを促進する；

c. 交流訪問や特定の専用研修を含む、国内、地域、国際レベルでの研修を提供する；

d. あらゆるレベル及びあらゆる教育形態の教育機関におけるカリキュラムと実践全体に亘って、プラスチック汚染に関連する問題を含める；及び、

e. プラスチック汚染による健康リスク、潜在的な代替案、行動変容の重要性に関するコミュニケーション資料を開発する。

3. 締約国は、国内、地域及び国際レベルで、その能力の範囲内で、プラスチック汚染の影響についての理解を深めるための関連研究、開発、情報交換及び協力の促進及び/又は実施に協力し、科学的知識を進歩させ、プラスチック汚染の影響、海洋環境を含むプラスチック汚染を減らすための技術革新を促進するものとする。

8. 利害関係者の関与

1. 包括的で代表的かつ透明性のある行動を促進し、既存の団体、パートナーシップ、その他の取組みを通じた取組みを活用する、マルチステークホルダーの行動アジェンダ[93]がここに確立される。統治機関*は、最初の会期で、行動アジェンダの様式を採択するものとする[94]。

[93] Note: The multi-stakeholder agenda could alternatively be launched through a decision of the committee as early as the committee's third session outside of this *instrument.

[94] Note: Modalities of the agenda could be established by the governing body at its first session or alternatively be included in an annex to this instrument*.

2. マルチステークホルダーの行動アジェンダの目的は、特に次のとおり：

a. 手段*の開発と実施における全ての関連利害関係者の積極的かつ有意義な参加を促進し、野心的な行動を

加速する；

b. この手段の目的の達成を支援するため取られた行動について報告することを希望する関係者にスペースを提供する*；

c. 地方、国、地域、世界レベルで野心的な行動と協力を促進する；

d. この手段*の実施において締約国と調整して、公的及び民間の金融利害関係者を含む利害関係者から資金のおよび技術的リソースを動員する；

e. 知識を共有し、成功を強調して、影響力の大きい分野や主要なテーマ分野など、持続可能なソリューションを再現及び拡張する。

3. 各締約国は、文書*の目的と目標に向けて講じられた措置について、マルチステークホルダーの行動アジェンダを通じて報告する社会全体のアプローチを奨励するものとする。

パート V [制度上の取決め (プレースホルダー)]

1. 運営団体 (プレースホルダー)
2. 補助機関 (プレースホルダー)
3. 事務局 (代理)

パート VI [最終規定 (プレースホルダー)]

付録：手段へありうる附属書[95]

[95] This is an indicative list of annexes only. It is intended to guide the reader.

附属書 A 一次プラスチックポリマー、及び懸念される化学物質及びポリマー

パート I 一次プラスチックポリマー

オプション 1

世界的なベースライン、期間、削減目標

オプション 2

グローバルベースライン、タイムフレーム、グローバルターゲット

パート II 懸念される化学物質及びポリマー

オプション 1

懸念される化学物質及びポリマーの決定基準[96]

[96] See UNEP/PP/INC.2/INF/4, II.B for potential criteria to determine polymers and chemicals of concern identified in Member submissions to the committee's second session.

禁止又は制限の対象となる化学物質及びポリマーのリスト、及び適用される管理措置（必要に応じて除外日や段階的廃止日を含む）

調和された情報開示、マーキング及びラベルの要件

オプション 2

禁止又は制限される化学物質及びポリマーのリスト

調和された情報開示、マーキング及びラベルの要件

オプション 3

人の健康や環境影響を与える可能性のある化学物質やポリマーの判定基準

附属書 B 問題があり避けるべきプラスチック製品（寿命の短い使い捨てプラスチック製品や意図的に添加されたマイクロプラスチックを含む）

a. 問題があり避けるべきプラスチック製品（寿命が短い使い捨てプラスチック製品を含む）

オプション 1

パート I プラスチック製品の判定基準

パート II 段階的廃止措置の対象となるプラスチック製品のリスト（期限を含む） [97]

[97] See UNEP/PP/INC.2/INF/4 section II.A for potential criteria for the determination of problematic and avoidable plastic products identified in Member submissions to the committee's second session.

パート III 削減措置の対象となるプラスチック製品一覧（期限含む）

オプション 2

パート I プラスチック製品の判定基準

b. 意図的に添加されたマイクロプラスチック

オプション 1

パート IV マイクロプラスチックの許可された使用リスト

オプション 2

パート V 意図的に添加されたマイクロプラスチックを含むプラスチック及び製品のリストを国が決定するための世界的基準

附属書 C 製品の設計、構成、及び性能

パート I 設計と性能の基準

オプション 1

プラスチック及びプラスチック製品の最小限の設計及び性能基準

一般的な設計及び性能基準[98]

[98] See UNEP/PP/INC.2/INF/4 section II.D for potential general criteria for design and production of plastic products and packaging across the life cycle identified in Member submissions to the committee's second session.

部門別の設計及びパフォーマンス基準[99]

[99] See UNEP/PP/INC.2/INF/4 section II.D for potential products or sectors in respect of which specific criteria could be developed identified in Member submissions to the committee's second session.

関連する認証及びラベル表示に関連したその他の関連要素

オプション 2

関連する認証及びラベル表示を含む、設計及び性能基準の確立に関する一般的及び/又は分野別の要素

パート II 削減、再利用、詰替え及び修理の目標

オプション 1

プラスチック及びプラスチック製品の削減、再利用、詰替え、修理の最低目標

一般的な目標

分野別目標

パート III 安全な使用済み再生プラスチックの使用

オプション 1

安全で環境に健全な使用済み再生プラスチックの割合を最小限に抑える

一般的な目標（達成までの期間を含む）

達成までの期間を含む業界別目標

オプション 2

リサイクル含有量の最小要件と目標の確立に関連する一般的及び/又は分野別の要素

附属書 D 共通原則に基づく EPR システムの確立及び運用のための様式

オプション 1 のみ[100]。

[100] See UNEP/PP/INC.2/INF/4, section III.A, for potential elements relating to EPR systems identified in Member submissions to the Committee's second session.

附属書 E ライフサイクル全体に亘るプラスチックの排出と放出

プラスチックポリマー、マイクロプラスチックを含むプラスチック、プラスチック製品の排出源と放出源、タイムラインを含む[101]

[101] See UNEP/PP/INC.2/INF/4, section II.F, for potential sources and general and sectoral measures to reduce and, where feasible, eliminate releases of plastics to water, soil and air identified in Member submissions to the committee's second session.

附属書 F 廃棄物管理

オプション 1

パート I プラスチック廃棄物の安全かつ環境に配慮した最低限の収集、再生、及び処分率

オプション 2

パート II 国家が決定した目標と最低要件の開発のための調和された指標

オプション 1、2 に共通の対策

パート III 有害物質の排出及び放出に繋がる可能性のある廃棄物管理慣行のリスト

パート IV プラスチック廃棄物管理から規制される有害な排出物及び放出物のリスト

附属書 G 国家計画のフォーマット

推奨される手順及び推奨される目次を含む国家計画の内容

INC-4「UNEP/PP/INC.4/3 海洋環境を含むプラスチック汚染に関する法的拘束力ある国際的手段の改訂ドラフトテキスト[1]」 2023年12月28日

<https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwedocs.unep.org%2Fbitstream%2Fhandle%2F20.500.11822%2F44526%2FRevisedZeroDraftText.docx&wdOrigin=BROWSELINK>

事務局からの注記

1. 海洋環境を含むプラスチック汚染に関する法的拘束力ある国際的手段を開発する政府間交渉委員会は、第3回会期（INC-3）で、3つのコンタクトグループ（コンタクトグループ1、2及び3）を設立し、ゼロドラフトテキスト[2]、及びメンバーからの情報提供（コンタクトグループ1及び2）、及び統合報告書で取り上げられた要素[3]、及びメンバーからの情報提供（コンタクトグループ3）をそれぞれ検討した。

2. 委員会は、事務局に対し、ゼロドラフトテキストの概要に従い、会期中にコンタクトグループ1及び2により提案された統合テキスト、及びコンタクトグループ3の成果文書を単一の改訂ドラフトテキストにまとめるように要請した。事務局は又、委員会の第3回会期からの改訂ドラフトテキストを2023年12月31日までに政府間交渉委員会のウェブサイトに英語で公開するよう要請された。委員会は又、委員会の第3回会期の改訂ドラフトテキストが、第4回会期での交渉の過程で追加、削除、修正を提案する加盟国の権利を損なうことなく、第4回会期でのテキスト交渉の出発点及び基礎となるものであることに合意した[4]。

3. 第3回会期の改訂ドラフトテキストをまとめるにあたり、事務局に対し、内容を実質的に変更することなく、文書の書式を統一し、文書内の明らかな誤りを修正するよう要請した。

4. この文書に含まれる改訂ドラフトテキストは、この指示に従って事務局により作成された。要求に応じて、改訂されたテキストはゼロドラフトテキストの概要に従って構成されている[5]。コンタクトグループのそれぞれの成果文書に示されているテキストの内容を変更することなく、表現の一貫性及び読みやすさを目的として文書の形式を標準化することを目的として、テキストに対し最小限の表現上の調整のみが行われている。関連する成果文書から省略されていた情報提供を反映するため、限定的な追加が行われた。これらにはそれに応じてマークが付けられている。オプションは優先順位に従って表示されるわけではない。

5. 文書の形式を標準化する目的で、次の規則が適用される：

i. 手段*及び統治機関*という用語は、将来の統治機関に関し特定のテキストが提案されているパート V.1を除き、委員会による最終的な指定を損なうことなく、法的拘束力ある手段及びその将来の統治機関を指すため本文全体で使用される；

ii. 関連する場合、頭字語によって特定された項目、及び参照される既存の条約又は協定の正式名が挿入される；

iii. 締約国が提起した問題に対処するため可能な方法を反映する様々なオプションが、必要に応じてヘッダー（例：「オプション1」、「オプション2」）を使用して識別される。これには、必要に応じ、「テキストはなし」を含めオプションの明示的な表示も含まれる。

iv. 関連する場合、特定のドラフトテキストの代替オプションは「OPx 代替」として識別される。「OP」の直後の数字は、項目の番号を表す（例えば、「OP1」によって導入されたオプションは、ドラフトテキストの関連規定の最初の項目のオプションである）。いくつかの代替案が提案される場合、追加の代替案は「例えば、「OPx 代替 2」、「OPx 代替 3」として示される。

v. 関連する場合、提案された追加テキストは「OPx その 2」、「OPx その 3」などとして識別される。「OP」の直後の数字は、その後に提案されたテキストが追加される項目の番号を表す（例：「OP1 その 2」により導入されたオプションは、その直後に配置することが提案されている関連規定の最初の項目に追加するテキストのオプションである。

vi. 角括弧[]は、各コンタクトグループのそれぞれの成果文書に含まれるとおりに維持され、文書全体が正しく機能しないことを理解される明白な誤り（例えば、対応する閉じ括弧又は開き括弧と一致しない開き括弧又は閉じ括弧）のみが修正される。この文書に含まれるドラフトテキストは、委員会の第 4 回会期での交渉の過程で追加、削除、又は修正を提案する締約国の権利を損なうものではない。

6. コンタクトグループ 2 の成果文書には、共同進行役によるコメントが含まれていた。これらのコメントの内容は脚注に再掲され、文書全体の形式の標準化を反映するため関連するように調整されている。

7. コンタクトグループ 3 の成果文書には、ボックス内に「意味合い」の情報が含まれていた。これらのボックスの内容は脚注に反映され、文書全体の形式の標準化を反映するため関連するように調整される。特定のテキストオプションが表示されない場合は、説明用の意味合いのボックスが維持される。

8. この文書には、改訂ドラフトテキストのパート II で特定されたオプションの一部に関連する附属書案も含まれている。提案されている附属書[X]以外の附属書は、第 3 回会期では議論されず、参考にしやすいようにゼロドラフトテキスト(UNEP/PP/INC.3/4)に含まれているものを再掲する。これらの附属書は、将来の手段への組込みに関し、委員会が行うありうる決定を損なうことなく組込まれている。

9. この文書は正式に編集されていない。

パート I

1. 前文[6]

[本手段*の締約国は、

プラスチック汚染の高レベルかつ急速な増加が地球規模での深刻な環境問題を表しており、持続可能な開発の環境、社会、経済的側面に悪影響を及ぼしていることに懸念を持って留意し、

プラスチック汚染にはマイクロプラスチックが含まれると認識し、

海洋環境に対するプラスチック汚染の具体的影響に懸念を持って留意し、

海洋その他の環境におけるプラスチック汚染は、国境を越える性質を持つ可能性があり、各国の状況及び能力を考慮し、ライフサイクル全体のアプローチを通じその影響とともに取組む必要があることに留意し、

小島嶼開発途上国の特殊な状況を認識し、

総会が持続可能な開発のためのアジェンダ 2030 を採択した 2015 年 9 月 25 日総会決議 70/1 を再確認し、

1992 年ブラジルのリオデジャネイロで採択された「環境と開発に関するリオ宣言」の原則も再確認し、

清潔で健康的で持続可能な環境への権利を人権として認めた 2022 年 7 月 28 日の総会決議 76/300 を想起し、

先住民族の権利に関する国連宣言を想起し、

第 3 回開発資金国際会議のアディスアベバ行動アジェンダを想起し、

プラスチックが社会で果たす重要な役割を認識し、あらゆるレベルで科学と政策の連携を強化し、プラスチック汚染が環境に及ぼす世界的影響への理解を深め、地方、地域、世界レベルで効果的かつ進歩的な行動を促進する緊急の必要性を強調し、

国連環境総会決議 1/6、2/11、3/7、4/6、4/7 及び 4/91 を想起し、海洋その他の環境におけるプラスチック汚染の廃絶を目標とし、プラスチック汚染による生態系及びそれに依存する人間活動への悪影響を回避するため、長期に亘る問題に向け直ちに行動を起こすため世界的な調整、協力及び統治を強化する緊急の必要性を確認し、

プラスチックのライフサイクル全体に対処するため利用可能な幅広いアプローチ、持続可能な代替案、技術を認識し、技術へのアクセス、能力構築、科学技術協力を促進するための国際協力の強化の必要性を一層強調し、単一のアプローチではないことを強調し、

製品及び材料の持続可能な設計を促進し、再利用、再製造、又は再生が可能であり、プラスチックの持続可能な生産と消費に大きく貢献することができ、従ってそれらを構成する資源とともに可及的長く経済内に保持できること、及び廃棄物の発生を最小限に抑えることの重要性を強調し、

関連する多国間協定を含む、特に国、地域、国際的な行動計画、イニシアティブ、及び手段を通じて政府と国際機関が行った努力を歓迎し、補完的な行動と首尾一貫した調整された長期的な世界的ビジョンの必要性を認識し、

プラスチック汚染とそれに関連する人の健康リスク、及び人の幸福及び環境への影響を防止するため、それぞれの責務を十分に尊重しつつ、関連する地域及び国際的な条約及び手段間での協力、調整及び補完の重要性、即ち、1978 年議定書によって改訂され、1997 年議定書により更に改訂された 1973 年の船舶による汚染防止に関する

国際条約、有害廃棄物の国境を越えた移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約、国際貿易における特定の有害化学物質及び農薬に対する事前のインフォームド・コンセント手続きに関するロッテルダム条約、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約、国連海洋法条約、1972年廃棄物及びその他の物質の投棄による海洋汚染の防止に関する条約及びその議定書、国際化学物質管理への戦略的アプローチ、気候変動に関する国連枠組条約、生物多様性条約、及びその他の国際機関、地域的手段及びプログラム、及び非政府組織及び民間部門が主導する取組みを再認識し、

各国は、海洋環境を含むプラスチック汚染への対処に関連する利害関係者の活動を含む自国の状況を理解する最適な立場にあることを認識し、

利用可能な最高の科学、伝統的知識、先住民族の知識、及び地元の知識体系の重要性を認識し、

労働力の公正な移行という緊急性を考慮し、

また、多くの国におけるプラスチックの収集、選別、リサイクルに対し、非公式かつ協力的な環境で廃棄物回収業者その他労働者が多大な貢献をしていることを認識し、

プラスチック汚染と闘うため、特に発展途上国に対し、新たな追加の実施手段を動員する必要性を考慮し、

プラスチックのライフサイクル全体に対応する包括的アプローチに基づき、海洋環境を含むプラスチック汚染に関する法的拘束力ある国際的手段を作成する政府間交渉委員会の招集を国連環境計画事務局長に要請した 2022年3月2日の国連環境総会決議 5/14 を想起し、

以下のとおり同意した：]

2.目的

オプション 1

1.この手段*の目的は、人の健康及び環境を[悪影響から]保護するため、[そして持続可能な開発を達成するため][追加の]**[7]プラスチック汚染を漸進的に削減し排除し][2040年までに][及びその後の取組みを強化し][プラスチックのライフサイクル全体に取り組む包括的アプローチに基づいて][予防を通じて]海洋環境[及びその他水生及び陸上生態系]を含むプラスチック汚染を終わらせることにある。

2.この手段*の目的は、[プラスチックのライフサイクル全体に取り組む包括的なアプローチ] [追加の]** プラスチック汚染の予防、漸進的削減、修復[管理]を通じ][プラスチック及びプラスチック廃棄物の利用][国家の優先事項に従って] [2040年までに][そしてその後取組み強化し][そして持続可能な開発を達成するために][貧困撲滅及び公正な移行][共通だが差異のある責任及びそれぞれの能力の原則][同様に財政的及び技術的支援]を考慮し]海洋環境[及びその他水生及び陸上生態系]を含むプラスチック汚染[の影響]から人の健康と環境を保護することにある。

3. 定義[8]

オプション 0

スタンドアロンの規定はない。

オプション 1

1.この手段の目的のため：

- a. [「用語」]は[]を意味する
- b. [「用語」]は[]を意味する
- c. [「用語」]は[]を意味する

4.原則[9]

オプション 0

スタンドアロンの規定はない。

オプション 1

1.この手段*の目的を達成し、その規定を実施する行動において、締約国は、特に次を指針としなければならない：

a. [環境と開発に関するリオ宣言（リオ原則）に定められた原則、UNEA 5/14 決議に言及される一般的又は特定の原則に関連した原則]

b. [共通だが差異のある責任]

c. [汚染者負担の原則]

d. [予防的アプローチ]

e. [予防原則]

f. [天然資源の使用に対する主権の尊重]

g. [正当な移転]

h. [脆弱なコミュニティの保護]

i. [共同責任]

j.[世代間の公平性]

k.[非回帰]

l.[生態系アプローチ]

m.[拡大生産者責任]

n.[透明性]

o.[包括性]

p.[ボトムアップアプローチ]

q.[ジェンダーの視点]

r.[海洋汚染に関する一般原則]

s.[循環経済]

t.[無差別]

u.[利用可能な最高の科学]

v.[地元及び先住民族の知識]

w.[情報へのアクセス及び透明性]

x.[資本]

y.[持続可能な開発]

z.[プラスチック汚染に対処するため講じられる措置は、恣意的又は不当な差別手段、又は国際貿易に対する偽装制限の手段を構成してはならない]

aa.[地域及び国際レベルでの協力の促進]

bb. **【廃棄物管理の 3R】**

cc.[国家主権の原則]

dd.[ポリシーミックスを選択する権利]

ee.[新たな開発及び環境問題の発生を回避する]

5.範囲[10]

オプション 0

スタンドアロンの規定はない。

オプション 1

この範囲は、全てのプラスチックのライフサイクル全体に亘ってプラスチック汚染を終わらせ、人の健康及び海洋環境を含む環境への影響に対処するため、国連環境総会決議 5/14 の規定を（材料的及び地域的に）明確に反映する必要がある。手段の長期性を確保するため、期限付き条項は範囲に含まれない場合があるが、該当する場合、手段の他の条項に組込むことができる。

オプション 2

この手段*は、回避、削減、再利用、再生及び廃止の階層に基づいた包括的な規制及び協力的な対策に基づいて、プラスチックのライフサイクル全体に取り組む。

オプション 3

この手段*は、プラスチック製品の設計からプラスチック廃棄物の環境に配慮した適切な管理に至るライフサイクル全体を通じ、海洋環境を含むプラスチック汚染に適用される。この手段*は次の用途には適用されない：

- a.医療及び健康用途；
- b.公衆衛生上の事案及び自然災害等への緊急対応；
- c.科学的及び実験的研究。

オプション 4

決議 5/14 は、この手段の範囲の基礎となるものとする。我々は、プラスチックのライフサイクル全体に取り組む包括的アプローチに重点を置くことを強調する。

オプション 5

この法的拘束力ある手段*は、抽出から生産、設計、使用、消費、廃棄、及び修復に至るプラスチックのライフサイクル全体をカバーし、プラスチック汚染のあらゆる原因に対処する。プラスチックの材料及び製品、同様にプラスチック関連の化学物質及びマイクロプラスチックを対象とする。それは、人の健康及び環境に対するプラスチック汚染のリスク、及び気候変動及び生物多様性への影響を認識する。

オプション 6

環境に配慮した製品設計及び廃棄物管理を優先した、循環経済アプローチによるプラスチックの生産、消費、処理、最終処分、商業レベルでの需要及び生産に対処するための対策を含む、様々な種類のプラスチックの完全なライフサイクルの管理における適正規範を促進及び評価するための手段の作成が提案される。これは、法的枠組み、状況（技術的、経済的、社会的、文化的、地理的）及びプラスチック汚染を合理的に削減する重要な側面に従って可能なルートを定義する実施計画を通じて、締約国の国内現実に応じた期限の設定を検討することの重要性を強調するものである。

オプション 7

この手段*の範囲は、開発途上国の様々な能力及び状況に対応する十分な柔軟性を確保しつつ、国主導のアプローチを反映した国の決定の行動計画を通じ、国家の状況及び能力を考慮し、一方、プラスチック汚染への対処において依然として効果的であると同時に、特に後発開発途上国においても有効なライフサイクル全体のアプローチを通じてプラスチック汚染を終わらせることにある。

オプション 8

UNEA 決議 5/14 は、提案された手段の範囲の基礎となるべきである。範囲は、手段の実装に影響を与える可能性があるため、解釈の余地を残さないよう、客観的かつ明確な方法で記載する必要がある。

オプション 9

UNEA 決議 5/14 で既に決定された範囲は、交渉プロセスにおける我々の指針となる可能性がある。プラスチックの全ライフサイクルの定義は、この条約の中核となる義務に合意した後にのみ明確に定義できるため、現時点で「プラスチックの全ライフサイクル」の定義に関する議論に入るには慎重なアプローチをとるべきである。更に、プラスチックのライフサイクル全体に関する審議は、中核的義務に基づいて議論される場合、加盟国及びオブザーバーの両方からの異なる視点を受け入れ、より包括的な方法で入手可能な科学的証拠を考慮することにより、より建設的な形となるだろう。我々は、この手段に関する実質的な議論を遅らせる可能性のある、回避すべき議論に飛び込むことを避けるものとする。

オプション 10

将来の手段の範囲は、UNEA 決議第 5/14 号第 3 条第 3(b)項及び第 3(c)項に規定される権限に厳密に一致するも

のとし、手段には次が含まれることを示している：

- 利用可能な最高の技術、製品設計、及び資源効率及び循環経済アプローチを含む環境に配慮した廃棄物管理を利用し、プラスチックの持続可能な開発の生産と消費を促進する；

- 既存のプラスチック汚染を含む海洋環境におけるプラスチック汚染を削減するための国内及び国際的な協力措置を促進する。効率的なリサイクルシステムを導入し、プラスチック廃棄物を削減、再利用、及び再目的化する経済性を促進することで、プラスチックが環境に与える影響を大幅に削減できる；

- プラスチック汚染危機の核心は「資源効率が悪く、直線的で、取って、作って、廃棄するプラスチック経済」であり、これは合理的で環境に配慮した経済に置き換えられるべきである；

- 更に、将来の手段の範囲は、有害な添加物に代わる持続可能な代替品の開発及び促進に焦点を当てるべきである；

- その手段の範囲は、一次原料の抽出と加工の段階、及びバージンポリマーの製造に関連する段階を除外するものとする。その他の非プラスチック製品の生産段階ではプラスチック汚染は発生せず、原料は他のポリマーの生産に使用できるからである；

- リサイクル技術をより効率的かつ環境に配慮し、生分解性プラスチックを通常のプラスチックの使い捨て用途の適切な代替品とするため、不要で、及び問題のあるプラスチックの用途に制限を設けるべきである。

オプション 11

議長の提案は十分に包括的であり、より短く、より明確な範囲を開発するため使用できる可能性がある。優先すべき分野には次のようなものがある：

- UNEA 決議 5/14 の規定を明確に反映する；

- プラスチックのライフサイクル全体に取り組む包括的アプローチを強調する；

- レガシープラスチック汚染を含む、プラスチック汚染及び漏洩の全ての原因に対処する；

- 環境に配慮した管理、資源効率、循環経済など、プラスチックの持続可能な生産及び消費を優先する；

- 人の健康及び環境に対するプラスチックの影響に対処する；

- 問題のある、有害でリスクの高いプラスチックのカテゴリを排除する。

オプション 12

UNEA 決議 5/14 には、環境及び人の健康を保護するため、従来のプラスチックを含むプラスチックのライフサ

イクル全体に取り組む包括的アプローチに基づいた範囲の要素が含まれる。

オプション 13

将来の手段は、プラスチック製品の設計からプラスチック廃棄物の環境に配慮した適切な管理に至るライフサイクル全体を通じ、海洋環境を含むプラスチック汚染に適用されねばならない。将来の手段は、以下の物質には適用されてはならない：

- 炭化水素及びその誘導体などの原料；

- 最終用途に使用するため更に加工が必要であるバージンポリマーなどの中間製品、及びあらゆる二重用途品。

オプション 14

UNEA 決議 5/14 が範囲の基礎を提供するべきであるという概念、「プラスチックのライフサイクル全体に取り組む包括的アプローチ」を通じて「プラスチック汚染による生態系及びそれに依存する人の活動への影響を回避する」ための「プラスチック汚染の長期的な除去」の重要性については収束していると見られる。このように、範囲にはリサイクルを含めるべきであり、ライフサイクル全体のアプローチの重要な要素であるガイドライン及び安全措置を規定することにより、コンタクトグループ 1 で議論された運用規定の中で更に詳しく説明されるものとする。この範囲には、海洋環境におけるプラスチック汚染を含めるという UNEA 決議 5/14 に基づく義務を反映するため、より広範な海洋汚染源も含めるものとする。このことは、運用規定において、漁具以外の海洋資源へのより広範な言及に反映されるものとする。バーゼル条約を例に挙げると、範囲は定義の形式をとることがあり、従って、定義と重複する可能性がある。

オプション 15

この手段の範囲に関して、我々は、UNEA 決議 5/14 に沿ったものとし、プラスチック汚染に焦点を当てるものとするという他の加盟国の意見を反映する。

オプション 16

1.この手段*の目的により、次がプラスチック汚染として含まれねばならない：

- a.二次汚染物質によって引き起こされる汚染を除き、附属書[A、B 及び…]に記載されているプラスチックのライフサイクル全体の段階から生成又は発生又は放出される汚染；

- b. (a)項でカバーされないが、人為的活動、特に附属書[...]に記載されるプラスチックの消費後放出される可能性のある意図的でない漏洩；

- c. ナノプラスチックを含むマイクロプラスチックは、附属書[...]パート I に規定されるように、特に化粧品に意図的に添加されたもの、及び附属書[...]パート II に規定されるように、プラスチック廃棄物、プラスチック製品、プラスチックの意図的でない分解により発生するもの；

d. 附属書[.]に記載されるプラスチックのライフサイクル全体の各段階から排出又は放出される、既存の多国籍環境協定ではカバーされていない懸念される有害化学物質。

2. プラスチックポリマーを含むあらゆるプラスチックで作られた製品のゆりかごからゆりかご（注：墓場の間違いか）までの全ての段階は、この手段*の目的では「プラスチックの完全な[全体]ライフサイクル」として含まれねばならない。

配置は今後決定

[国家安全保障及び特定の公衆衛生上の問題に対する免除又は除外を検討するためのプレースホルダー。]

パート II

1. 一次プラスチックポリマー

代替タイトル：プラスチックポリマー

オプション 0

テキストはなし。

オプション 1

1. 締約国は、[それぞれの能力と国内事情を考慮し]**、その原料及び前駆体を含め[製品設計、及び資源効率及び循環経済アプローチなど環境に配慮した廃棄物管理を通じてプラスチックの生産と消費を管理するため、]一次プラスチックポリマー[及び二次プラスチック]の生産による人の健康[及び][又は]環境への影響の可能性を防止及び軽減するため必要な措置を講じるものとする。

OP1 代替。テキストはなし。

サブオプション 0**

サブオプションにテキストはなし。

サブオプション 1

2. 各締約国は、一次プラスチックポリマーの生産及び供給レベルが、附属書 A パート I に指定された削減目標を超えることを許可してはならない。

OP2 代替 1。締約国は、附属書 A パート I に定められた世界目標を達成するため、一次プラスチックポリマーの世界的な生産及び供給を実行可能かつ適切な場合には管理し、削減するか、或いは最適化するため協力しなければならない。

サブオプション 2

2.締約国は、[人の健康及び環境に対し[懸念][リスク]のある]一次プラスチックポリマー[への需要][の世界的な生産及び供給]を、[合意された持続可能なレベルで] 附属書 A [4]パート I に定められた世界目標を達成するため、[科学的証拠に基づいて][管理し]減らす[措置を講じ]なければならない。

3.[各締約国][締約国]は、第 2 項に言及される目標を達成するため、[生産レベルを削減するため]国家決定目標 ** を策定し、それらを達成するため必要な措置を講じなければならない。

OP3 その 2。締約国は、そうした用途から発生するプラスチック廃棄物が、現在の存在及び廃棄物管理オプション又は代替手段の能力の範囲内で環境に配慮した方法で管理できない限り、附属書[...]に推奨されているように、各種類のプラスチックポリマーの用途を制限することが奨励される。

OP3 その 3。締約国は又、二次プラスチック[及び循環型ポリマー]の生産、供給、利用、需要を増加させるため、必要な措置を講じることも奨励される

4.[各締約国][締約国]は、一次プラスチックの国内供給の目標レベルを含め、関連する場合、国内生産を含むポリマー[及び二次プラスチック]などに、[進捗状況の報告に関するパート IV.3]に指定される各報告期間について、附属書 A パート I に記載されるベースラインとの関係で、パーセンテージで表し、[国の計画に関するパート IV.1]に従って伝達された[それぞれの]**国の計画に、この条項を実施するため講じられる措置を反映させなければならない。

サブオプション 3

2.締約国は、[各国の状況及び能力に従い、及び循環経済の原則に基づき] 第 1 項に言及される一次プラスチックポリマーの[世界的な生産及び供給][使用]を管理[及び削減][及び最適化]するため必要な措置を[決定][講じ]なければならない。

3. この条項を実施するため講じられる措置は、[国の計画に関するパート IV.1]に従って伝達される国の計画に反映され、関連する国内生産、及びそれを管理及び削減するため講じられた措置を含む国内供給の[意図される]**[政策][レベル]が含まれねばならない。

上記のサブオプション 0～3 に共通の規定

[1][3][5][4]。各締約国は、一次プラスチックポリマーの需要と生産を削減するため、[科学的証拠に基づいて] ** [あらゆる][適切な][効果的な]措置を、[一方で、[人の健康や環境に懸念を示す実証済みのリスクを示し、そのラ

ライフサイクル全体を通じプラスチックの持続可能な生産及び消費を促進するものを[[含め]二次プラスチックの需要及び生産の増加を促進][するものとする][しなければならない]。[そのような措置には、次のものが含まれる場合がある][：

a. 市場及び価格に基づく措置；

b. 一次プラスチックポリマーの生産に対する補助金その他の財政的インセンティブの廃止。[二次プラスチックの生産に対する補助金その他奨励金の増加；及び]

c. 該当する場合、一次プラスチックポリマー [及び二次] 製造業者に対する規制要件の確立。

[これは、[国の計画に関するパート IV.1]に従って伝達される国の計画に反映されるものとする]**。

[[4][6][5]。締約国は、各国における代替材料の入手可能性と、経済的、環境的、社会的側面への影響を考慮し、各国のニーズを組込んだ技術的評価を実施するものとする。この措置は、人々の健康を危険に晒す可能性のある実行可能な代替品が存在しないことが科学的に証明されている場合には適用されないものとする]。]**

[2]** [5][7][6]。各締約国は、回収された材料で製造されたアイテムの調達に関する要件を含め、調達されたプラスチック製品に関連する廃棄物及び環境への影響を低限するため、科学及びリスクに基づいた公共調達政策又はガイドラインを確立するものとする。

2.懸念される化学物質及びポリマー

代替タイトル：懸念される有害化学物質

オプション 0

テキストはなし。

オプション 1

1.各締約国は、[附属書に規定されている場合を除き、プラスチックポリマー、プラスチック及びプラスチック製品の製造において]、[遅くとも附属書 A パート II に規定された期日までに]附属書 A パート II にリストされる化学物質、化学物質群及びポリマーの使用[又は存在]に[適宜、禁止又は規制する][許可せず、[段階的に]排除する]必要な措置を講じねばならない。[この規定を実施するため講じられる措置は、[国の計画に関するパート IV.1]に従って伝達される国の計画に反映されねばならない。]

2. 各締約国は、遅くとも附属書 A パート II に規定される期日までに、附属書 A パート II にリストされている化学物質、化学物質群、又はポリマーを含む製品に、その附属書に規定されている場合を除き、プラスチックポリマー、プラスチック及びプラスチックの生産、販売、流通、輸出入を許可せず、[段階的に]排除するため必要な措置を講じなければならない。

オプション 2

1. 締約国は、[遅くとも附属書 A パート II に規定される期日までに]、プラスチックのライフサイクルの何らかの段階で人の健康又は環境に悪影響を与える可能性のある、又、それらの再利用性、修理性、リサイクル性及び廃棄性などの安全で環境に配慮した管理を妨げる可能性のある特性を備えた[有害]化学物質、[有害]化学物質群のプラスチックポリマー、プラスチック及びプラスチック製品、[及びポリマー][プラスチック用途]の[生産、販売、流通、輸入及び/又は輸出][における使用及び存在]を最小限に抑え適宜排除するため、第 2 項に言及されるものを含め必要な措置を講じなければならない。

2.[各締約国は、[難分解性有機汚染物質に係るストックホルム条約附属書 A、B 及び C に特定される][附属書 A の]パート II で特定される[有害な]化学物質、[有害な]化学物質群の製品、及び[何らかの難分解性有機汚染物質 (POPs) のプラスチックポリマー、プラスチック及びプラスチック[プラスチックを含む]製品における使用及び存在を、[遅くとも附属書 A パート II に規定された日付までに]許可しない又は適宜規制するため必要な措置を講じるものとする。]この規定を実施するため講じられた措置は、[国の計画に関するパート IV.1]に従って伝達される国の計画に反映されるものとする。

上記のオプション 1 及び 2 に共通の規定

[3][2]附属書 A パート II にリストされ規制される[有害な]化学物質、[有害な]化学物質群[又はポリマー]の生産又は使用が許可される場合、各締約国は[、その社会経済的状況及び国家事情を考慮し]そうした製造又は使用で、次を行わねばならない:]

a [懸念される有害]化学物質、[[プラスチック]ポリマー又は[懸念される][プラスチックを含む]プラスチック製品のライフサイクル全体を通じ]人体へのばく露、又は環境への放出を防止し、最小限に抑える方法で行われることを保証し、そしてそれらを含むプラスチック製品のリサイクル及び廃棄を含め、安全で環境的に適切な管理を促進するため適切な措置を講じる；

b.[そうした全ての[有害な]化学物質、[有害な]化学物質群[[及び][同様にプラスチックの]ポリマー]、及びそれらを含む[プラスチックを含むプラスチック]製品が、附属書 A パート II に準拠した方法で使用され、[それらの再利用可能性、修理可能性、リサイクル可能性、及び] 最終廃棄を含め、ライフサイクル全体を通じて安全かつ環境に配慮した方法で管理されることを保証する適切な措置を講じる；]

c. そうした[有害な]化学物質、[有害な]化学物質群[[及びプラスチック]ポリマー]及びそれらを含む[プラスチックを含むプラスチック]製品の生産者及び輸入者に対し、[透明性、追跡、監視及びラベル表示に関するパート II.14][に基づく情報に加え]、関連する化学製品[、[プラスチック] ポリマー]、又は[プラスチックを含むプラスチック]製品及び関連製品に関連する人の健康又は環境に対する危害性に関する完全な情報、及び安全な使用、リサイクル可能性、廃棄への影響に係る意義を、[附属書 A パート II に含まれる調和された要件に基づき、政府当局に提供するよう求める]；及び、

d. 関連する化学物質[、[プラスチック]ポリマー]又は[プラスチックを含むプラスチック]製品の製造者及び輸

入者に対し、[附属書 A パート II に含まれる調和した要件に基づいて]、それらの[再利用可能性、修理可能性、リサイクル可能性、及び]最終処分を含む、[ライフサイクル全体を通じた]それらの安全で環境に配慮した使用及び取扱いのため、適切にマーク及びラベルを付けることを求める。

[4][3]各締約国は、製品の何らかの段階でひと健康及び環境に有害影響の可能性がある、又製品のライフサイクルを妨げたり、最終製品のリサイクル性及び廃棄など、[安全で]環境的に適切な管理を妨げたりする可能性がある[附属書 A パート II に含まれない][有害な]化学物質、[有害な]化学物質群[及びポリマー]について[プラスチック][プラスチックポリマー]及び[プラスチックを含む]プラスチック製品での使用を許可しない又は制限するため講じた措置を[進捗状況の報告に関するパート IV.3]に従って報告に含めることが奨励される。

オプション 3

1. 各締約国は、[自国の状況と能力に従い、又自国の行動計画に従って] プラスチック及びプラスチック製品において、[、統治機関*により決定された透明性のある包括的なプロセスに従って合意された科学的基準に基づき][プラスチック製品の生産において][製品のあらゆる段階で]**ライフサイクル[を通して]、人の健康又は環境に影響を与える可能性のある、又は安全で環境に配慮した管理を妨げる可能性のある特性を備えた製品[附属書 A に含まれる基準に基づきそれらの再利用性、修理可能性、リサイクル性及び廃棄を含め、それらの安全性及び環境への適切な管理を妨害する可能性のある性質をもつ]化学物質[、化学物質群][及びポリマー]のその存在及び使用を、[代替品又は代用品が利用可能で、入手可能で、手頃な価格で、環境に適合する場合に]、[管理する][許可しない、又は]規制する]必要な措置を講じねばならない。この規定を実施するために講じられた措置は、[国の計画に関するパート IV.1]に従って伝達される国の計画に反映されねばならない。

OP1 代替。各締約国は、その規制枠組み及びプロセスと一致し、科学的証拠に基づいて、どの段階においても人の健康又は環境に懸念を示す明らかなリスクを齎す化学物質、化学物質群及びポリマーを特定し、環境に配慮した適切な管理、再利用可能性、リサイクル可能性に関連するリスクの考慮を含め、製品のライフサイクルの評価、管理する適切な措置を講じねばならない。

OP1 その 2 代替。各締約国は、規制の枠組み及びプロセスと一致し、科学的証拠に基づいて、人の健康又は環境に懸念のあるリスクを齎す可能性のあるプラスチック製造に使用されるポリマー及び化学物質に優先順位を付け、必要に応じて評価する措置を講じなければならない。

OP1 その 3 代替。各締約国は、その規制枠組み及びプロセスと一致し、科学的証拠に基づいて、人の健康又は環境に懸念のあるリスクを齎す可能性のあるプラスチック製造で使用又は使用が予定されている化学物質を検査する措置を講じなければならない。

OP1 その 2。上記第 1 項に基づいて特定された新たな懸念化学物質は、関連する化学物質条約に基づいて禁止されねばならない。

OP1 その 3。管理措置の遵守にかかるコストは各国ごとに評価され、管理措置の遵守を可能にするため統治機関* が決定した手順に従って専用基金を通じて資金が利用可能とならねばならない。

オプション 4 - パート II セクション 2 及び 3 を次のテキストに置換え：

代替タイトル：使い捨てプラスチック及び意図的に添加されたマイクロプラスチックを含む、危険な、問題のある、回避可能な化学物質、ポリマー、プラスチック製品の管理

1. 各締約国は、附属書のそれぞれの日付までに定義され、[附属書に]リストされるプラスチックのライフサイクルのどの段階においても、人の健康及び環境に有害なプラスチックの製造に使用される化学薬品及びポリマー、或いはプラスチック製品の生産、販売、使用、流通、輸出入を排除するか許可しないものとする。
2. 各締約国は、締約国が[附属書]に基づく関連製品の登録済みの免除をもつとき又は締約国が許可した場合を除き、プラスチック生産に使用される化学物質及びポリマー、或いはプラスチック製品に問題がある場合、特に海洋環境におけるプラスチック汚染に過度に寄与するもの、[附属書に]定義されリストされている再利用性、修理性、リサイクル性及び廃棄を含む安全で環境上健全な管理を妨げる可能性のある特性を有するものの生産、販売、使用、流通、輸出入を許可しない、段階的に縮小する、又はその他の規制を行わないため適切な措置を講じねばならない。
3. 各締約国は、締約国が[附属書]に基づいて関連製品の免除を登録している場合を除き、[附属書]に定義及びリストされ、より持続可能な代替品と簡単に置き換えることができるプラスチックの製造に使用される化学物質及びポリマー、或いはプラスチック製品の生産、販売、使用、流通、輸出入を許可しない、段階的に縮小する、又はその他の規制を行うため措置を講じなければならない。
4. 各締約国は、附属書 B パート IV に除外が指定されている場合を除き、[附属書]に定義され意図的に添加されたマイクロプラスチックを含むプラスチック製品の生産、販売、使用、流通、輸入又は輸出を排除するか、許可してはならない。
5. 科学・技術・経済パネル（STEP）は、上記第 1 項から第 4 項に言及される危害性、問題があり、避けるべき化学物質、ポリマー又はプラスチック製品の特性のリストを締約国会議に勧告しなければならない。これらの推奨事項を作成する際、STEP は、健全な科学的、社会経済的、社会文化的評価と、先住民族及び地域社会の知識と実践に基づくものを含め、安全でアクセス可能、効率的、経済的に実現可能、環境に適合し、持続可能な代替品の利用可能性を考慮しなければならない。
6. STEP は、各会期において、上記第 1 項から第 4 項に記載の附属書に記載される、化学物質、ポリマー、又はプラスチック製品、それらに関連する目標及びスケジュールを統治機関*に勧告しなければならない。

オプション 5 - パート II セクション 2 及び 3 を次のテキストに置き換え：

1. 締約国は、附属書 A に定義された基準に基づいて、プラスチック産業で使用される懸念化学物質について、目的に応じてストックホルム条約又はロッテルダム条約によって規制されるべきものについて、統治機関*で決定しなければならない。この決定プロセスは、必要に応じていつでも繰り返すことができ、統治機関*によって決定

される。

2. 締約国は、最良の科学的証拠の使用を含む附属書 A に含まれる基準に基づいて、人の健康又は環境に影響を与える可能性のあるポリマーを規制する措置を講じることが奨励される。

3. 締約国は、関連パラメータに基づいて特定され、特に発展途上国における持続可能な代替品の入手可能性、アクセスしやすさ、手頃な価格に基づいて、彼らの国情及び能力を考慮し、問題のある回避すべきプラスチック製品の使用を段階的に削減するため措置を講じることが奨励される。

4. 各締約国は、附属書 B パート IV に除外が指定されている場合を除き、意図的に添加されたマイクロプラスチックを含むプラスチック製品の使用を規制するため必要な措置を講じなければならない。

3. 問題があり、及び回避すべきプラスチック製品（寿命が短い、使い捨てプラスチック製品、及び意図的に添加されたマイクロプラスチックなど）

代替タイトル：問題のあるプラスチック製品、及び回避すべきプラスチック製品、及びそうした製品のグループ [寿命が短い、及び使い捨てのプラスチック製品を含む]、及び意図的に添加されるマイクロプラスチック [を含む製品]

a. [寿命が短い、及び使い捨てのプラスチック製品を含む、問題のある [プラスチック製品]** 及び回避すべきプラスチック製品 [及びそうした製品のグループ]**

オプション 0

この点に関する規定はない。

オプション 1

1. 各締約国は、[これらの製品に指定された日以降、及び]、附属書 B [のパート I に設定された][代替品又は代用品が入手可能で、アクセス可能で、手頃な価格で、及び環境に適合する場合][及び同様に設定された期限内に] 基準に基づき特定された附属書 B パート II [I] にリストされるプラスチック製品 [寿命が短い、及び使い捨てプラスチック製品を含む] の生産、販売、流通、輸入又輸出を、[許可しない][削減] しなければならない。ただし、締約国が、[要求に応じて締約国が利用できる除外に関するパート II.4] に従って、附属書 B パート II に基づいて関連製品の免除を登録している場合を除く。[この条項は、締約国が禁止を制定したり、附属書 B パート I の基準に加えより野心的な基準を採用したりする能力を制限するものではない。]

OP1 代替 1。テキストはなし。

OP1 代替 2。各締約国は、[これらの製品に指定された日付以降]、附属書 B パート II にリストされ、及び附属書 B パート I に設定された基準に基づき特定される寿命の短い及び使い捨てのプラスチック製品を含む、プラスチ

ック製品の生産、販売、流通、輸出入を規制及び削減し、及び許可しないため必要な措置を講じなければならない。ただし、締約国が [要請に応じて締約国が利用できる除外に係るパート II. 4.]により、附属書 B パート II の下、関連製品に登録された除外を除く。

2. 各締約国は、附属書 B パート III にリストされる、同じ附属書に設定された基準に基づき、そして期限内に、[その]** プラスチック製品の生産、販売、流通、輸入又は輸出を[削減][制限]しなければならない。

オプション 2

1.各締約国は、[国内法と整合して][その領土内で、寿命の短い及び使い捨てのプラスチック製品を含む、問題のある及び回避すべきプラスチック製品の使用を][規制し][及び][削減][するため][必要な]措置を取[るものとする][らねばならない]。[環境漏洩のリスクが高い][この手段*の施行後統治機関*により]附属書 B のパート I に含まれる基準][によりガイドされた国の基準]に基づき特定された[寿命の短い]及び使い捨てのプラスチック製品を含め、[代替プラスチック及びプラスチック製品の実現可能性及び入手可能性、及び社会経済的影響を考慮し]、問題があり、及び回避すべきプラスチック製品の生産、販売、流通、[輸出入]を許可してはならない。削減及び[適宜]段階的廃止のため国内で決定された適切な期間を含め、この条項を実施するため講じられた措置は、[国の計画に関するパート IV.1]に従って伝達される国の計画に反映されねばならない。[この措置は、締約国が禁止を制定したり、附属書 B パート I の基準に加えより野心的な基準を採用したりする能力を制限するものではない。]

OP1 その 2。各締約国は国家レベルで、問題があり及び回避すべきプラスチック製品のリストを特定するものとする。

OP1 代替 1。テキストはなし。

OP1 代替 2。各締約国は、国の行動計画に従い、国の状況及び能力に基づいて、[用途ベースのアプローチとともに]科学ベースの基準に基づいて特定される、寿命が短い及び使い捨てのプラスチック製品を含む、問題がある及び回避可能なプラスチック製品の生産、販売、流通を規制する措置を講じるものとする。この規定を実施するために講じられる措置は、[国の計画に関するパート IV.1]に従って伝達される国の計画に反映されるものとする。

OP1 その 2 代替 2。統括機関*は、科学的基準に基づいて、問題のある及び回避可能なプラスチックの規制に関するガイダンスを開発し、持続可能な代替品の入手可能性、アクセスの可能性、及び手頃な価格を考慮しなければならない。

OP1 その 3 代替 2。実施のため、締約国は安全で費用対効果の高い代替手段の開発を促進しなければならず、そうした知識及び技術は全ての締約国間で自由に共有されなければならない。

OP1 その 4 代替 2。管理措置の遵守にかかるコストは各国ごとに評価され、管理措置の遵守を可能にするため統治機関*が決定した手順に従い専用基金を通じて資金が提供されなければならない。

オプション 3

1.締約国は、関連パラメータに基づいて特定され、特に発展途上国にとって持続可能な代替品の入手可能性、アクセスの可能性、及び手頃な価格に基づいて、彼らの国の状況及び能力を考慮して、問題のある及び回避すべきプラスチック製品の使用を段階的に削減するための措置を講じることが奨励される。

b.意図的に添加されたマイクロプラスチック[を含む製品]

オプション 0

この点に関する規定はない。

オプション 1

1.各締約国は、附属書 B パート IV に特定される例外的な場合を除き、意図的に添加されたマイクロプラスチックを含む製品について、[プラスチックの生産、製造での使用、販売、流通、輸出入を許可せず、及び][プラスチック製品の使用を規制するため必要な措置を講じ]なければならない。[各締約国は、意図せずに環境に放出されたマイクロプラスチックの漏洩を防ぐため必要な措置を講じるよう奨励されねばならない。]

OP1 代替。テキストはなし。

オプション 2

1.各締約国は、附属書 B パート V に含まれる[基準に従って][要素に基づいて]意図的に添加されるマイクロプラスチックを含む[プラスチック及び]製品を特定しなければならず、そして管理、[該当する場合]制限するために必要な措置を講じなければならず、そして適宜、[用途ベースのアプローチとともに][代替プラスチック及びプラスチック製品の技術的な実現可能性、入手可能性及びアクセスの可能性、及び社会経済的影響を考慮し]、生産、製造での使用、販売、流通、[輸出入]を許可してはならない。

OP1 代替。各締約国は、意図的に添加されたマイクロプラスチックを含む製品の使用又は製造を管理するため、適宜国内法と一致する措置を講じねばならない。こうした措置には、彼らが生産、製造での使用、販売、流通、輸出入に対処する措置を講じることが含まれる可能性がある。

OP1 その 2。この規定を実施するため講じられる措置は、[国の計画に関するパート IV.1]に従って伝達される国の計画に反映されねばならない。

2.各締約国は、[それぞれの規制の範囲内で]透明性を促進する目的で、[情報交換に関するパート IV.6]に基づいて確立されたオンライン登録を通じ、第 1 項に従って講じられた措置に関する情報を共有しなければならない。

OP2 代替。テキストはなし。

OP2 代替 2。国の行動計画に従い、各締約国は、科学的に開発された基準に従って、意図的に添加されたマイクロプラスチックを含むプラスチック及び製品を特定し、それらの生産、販売、及び使用を規制するため必要な措置を講じなければならない。

OP2 その 2 代替 2。各締約国は、透明性の促進を目的として、[情報交換に関するパート IV.6] に基づいて確立されたオンライン登録簿を通じ、第[1]項に従って講じられた措置に関する情報を共有しなければならない。

OP2 その 3 代替 2。管理措置の遵守にかかるコストは、各国ごとに評価され、管理措置の遵守を可能にするため統治機関* が決定した手順に従って専用基金を通じて資金が提供されねばならない。

オプション 3

1. 締約国は、そのリスク消滅せず、そしてより安全でより手ごろな代替品が利用可能であるとき、それらの摂取及びそれらの環境汚染及び人体への有害影響のリスクを設定するため、同様にこれらの代替品への移行及びこれら代替品へのアクセスの可能性を促進するため、それらの使用での段階的削減により続き、意図的に添加されるマイクロプラスチックを含有する用品及び製品を特定する効果的措置を講じるものとする。

オプション 4

1. 各締約国は、附属書 B パート IV に除外が指定されている場合を除き、意図的に添加されたマイクロプラスチックを含むプラスチック製品の使用を規制するため、必要な措置を講じなければならない。

オプション 5

マイクロプラスチックの意図しない放出に関する II.8 との統合。

3 その 2。マイクロ及びナノプラスチック

オプション 1

プレースホルダーは更なるテキストを保留中。

4. 締約国が要求に応じて利用できる除外

オプション 0

この点に関する規定はない。

オプション 1

1.いずれの締約国も、[パート II.1、パート II.2]及び[パート II.3 寿命の短い、及び使い捨てプラスチック製品を含む、問題があり、回避可能なプラスチック製品、オプション 1] の規定に従って、手順 […に記載] に従って、特定の製品について附属書 B パート II にリストされる段階的廃止日から除外[11](以下「除外」と呼ぶ)を登録することができる。

OP1 その 2. 何らかの除外及び除外の延長の登録簿には、除外が適用される締約国の名前及び除外の期間が含まれねばならない。登録簿は[統治機関*]によって常に更新され、公開されねばならない。

2. [第 1 項に言及される全ての除外は、附属書[A 及び]B パート II にリストされる関連する段階的廃止日から[5]年後に失効するものとする。ただし、締約国は、除外を登録する際、より短い油外期間を指定した場合はこの限りではない。この場合、締約国が指定した受害期間が適用されねばならない。]

3.[締約国からの除外期間に関する適切な正当化及び必要な行動計画があれば]、統治機関*は、[…に記載されている]手順に従い、締約国が要求した期間、但し[X]年を超えない範囲で除外延長を決定できる。[12][除外を申請する国は、その特定の期間の行動計画とともにその正当な理由を提出する必要がある場合がある。]除外はエントリごと段階的廃止日ごとに[2]回だけ延長できる。[2 回目の]除外後にいずれかの締約国が違反した場合、当該締約国は […] に定められた手順[-不遵守メカニズムは今後開発される予定。]に従って評価を受けなければならない。]

4.[いかなる締約国も、附属書 B パート II にリストされるプラスチック製品の段階的廃止日から[3]年後、いずれの時も除外をもてない。]

OP4 その 2 の 1. 小島嶼開発途上国、及び輸入ポリマー又はプラスチック製品に依存しているその他の国は、当時のレベルと同等の費用で締約国に利用可能で、十分なポリマー及びプラスチック製品の供給が利用可能になるまで、統治機関*の承認なしに除外の延長を登録できる。

OP4 その 2 の 2. 除外の付与に関する明確な手順及び非遵守への意義について更に議論し、この規定に基づいて明確に概説することが必要である。除外は統治機関*によって許可される場合がある。検証検証機関 (VVB) を通じて統治機関* が行う手順とともに決定は、その国の固有の状況を考慮し、透明性があり、公平であり、科学的証拠に裏付けられる必要がある。

4 その 2. 専用の作業プログラム

オプション 1

1. 次の分野及び/又は製品グループへの手段*の導入をサポートするため、専用の作業プログラムがここに設定される：

- a. 包装材料；
- b. 漁業及び水産養殖；
- c. 農業；

d. 繊維製品。

2. 統治機関*は、最初の会期で、専用の作業プログラムの運営に関する取決め及び委託条件を採択し、その後定期的にそれらを見直さねばならない。専用の作業プログラムは次を行わねばならない：

a. 実施を支援し、手段*の関連規定を一層発展させるため、特に目標、基準、措置、及びガイドラインに関する検討のため統治機関*への勧告を作成する；

b. 適宜、政府間の組織及び団体と協力及び調整し、マルチステークホルダーの行動計画を通じ関連するステークホルダーと連携する；

c. 統治機関*にその業務のあらゆる側面について定期的に報告する。

3. 統治機関*は、専用の作業プログラムの実施及び有効性を定期的にレビューし、そうしたレビューに基づいて関連する対策を講じねばならない。

4. 統治機関*は、適宜、手段*の実施を支援する追加の専用作業プログラムを開始しなければならない。

5. 製品の設計、構成及び性能

a. [製品の[デザイン及び]性能]

オプション 0

テキストはなし。

オプション 1

1. [国の計画に従い、国の状況及び能力に基づいて][及び入手可能な科学的結果に基づいて]各締約国は、[第 2 項及び第 3 項に言及されるものを含め]、次の観点を含め[各国の能力及び利用可能なリソースに応じて]、包装を含むプラスチック製品の[デザイン][循環性]を向上させ[製品の性能を促進する]、及び[プラスチック及び]プラスチック製品の組成を改善するため、措置を講じなければならない[じることが奨励される]：

a. [一次プラスチックポリマー、プラスチック及びプラスチック製品[及び関連化学薬品]の需要[及び使用]を削減する[そして、手頃な価格のプラスチック及び/又はプラスチック以外の代用品の入手可能性が常に続くものとする]。[プラスチック製品の循環経済を改善し、及びマイクロプラスチックを含むプラスチック廃棄物の放出を最小限に抑える]；

[b. 適宜、プラスチック及びプラスチック製品の[安全性]、耐久性、再利用性、詰替え可能性、[実際の]修理可能性、再生可能性、[及び、[大規模かつ実際に]再目的化、再生され、廃棄時、安全で環境に配慮した方法で処分できる能力を高める]；

[c. [意図的に]マイクロプラスチックを含むプラスチック及びプラスチック製品からの放出及び[排出][漏洩]を最小限に抑える[及び環境及び安全への影響][潜在的なマイクロプラスチック代替品の技術的実現可能性及び入手可能性、及び社会経済的影響を考慮して；]

[OP1.c.代替。意図的に添加されたマイクロプラスチックを含む、プラスチック及びプラスチック製品の環境及び安全への影響を最小限に抑える。]

[OP1.c.その2。プラスチック及びプラスチック製品が廃棄物になった際、環境に配慮した方法で再目的化、再生、及び処分できる能力を向上させる。]

[OP1.c.その3。関連するセクター又は製品固有の基準及びガイドラインを含む、関連する国際基準及びガイドラインを考慮し、セクター別の要件への準拠を保証する。この規定に従って採用された措置は、伝達される国の計画に反映される可能性がある。]

サブオプション1

2. 各締約国は、自国の領域内で生産されたプラスチック及びプラスチック製品、及び自国の市場で入手可能なものが、適宜、部門又は製品固有の基準及び要素がその附属書に規定される期限内に含まれるとき、最小限の設計及び性能基準[及び附属書CパートIに含まれるその他の関連要素]に準拠しなければならない。[その基準は、プラスチック製品及び包装の削減、再利用、再生間で区別され調和されるものとする。]

3.[各締約国][統治機関*]は、[その領土で生産される、及びその市場で利用可能な]プラスチック及びプラスチック製品に、[STEPからの勧告、及び]設計及び性能の基準及び附属書CパートIに含まれるその他の関連要素、[関連する場合、部門又は製品固有の基準及び要素を含め]、認証手続き及び表示要件を設定しなければならない、そしてプラスチック及びプラスチック製品にこれらの基準及び要素に従って適切にラベルを付けることを求めなければならない。

サブオプション2

2. 各締約国は、[持続可能な製品]**の設計及び性能基準及び[規制スキーム]を採用し、次のため必要な[あらゆる]**措置を講[じるものとする][じなければならない]：

a. 製品包装を含むバリューチェーン全体でプラスチックの使用を削減する；及び、

b. プラスチック及びプラスチック製品の安全性、耐久性、再利用性、[再生]、詰替え可能性、修理可能性、及び再生可能性、廃棄物になるとき安全かつ環境に配慮した方法で[再利用]、再目的化、再生及び廃棄できる能力を高める。

[附属書CパートIに含まれる要素に従って]、関連するセクター又は製品固有の規格及びガイドラインを含む、関連する国際規格及びガイドラインを考慮する。この規定に従って採用された措置は、[国の計画に関するパートIV.1]に従って伝達される国の計画に反映されねばならない。[この基準は、プラスチック製品及び包装の削減、再

利用、再生に関し[持続可能な製品]の設計[及び性能]に区別して調和されるものとする。

OP2 代替。各締約国は、第 1 項に規定された措置の一部として次の対策を含めることを検討しなければならない：

- a. プラスチック製品の循環性を高めるため、プラスチック製品の公共調達政策又はガイドラインを採用する；
- b. プラスチック製品の環境性能基準の適用を促進する；
- c. 持続可能な選択を奨励するため、環境的に好ましい製品又は包装への自主的な認証制度を設定又は強化する取組みを支援する；
- d. 締約国は、関連する分野又は製品固有の基準及びガイドラインを含む、関連する国際基準及びガイドラインを考慮するものとする。

3. 各締約国は、[事業上の機密情報（CBI）を考慮し]、附属書 C パート I に含まれる要素に従って、[可能な範囲で]、透明性、ラベル表示及び認証の手順、及び第 1 項 に基づいて設定される設計及び性能基準に適合するプラスチック及びプラスチック製品の要件を確立するものとする。

OP3 代替。テキストはなし。

上記サブオプション 1 及び 2 に共通の規定

4. 締約国は、[製品包装を含むバリューチェーン全体のプラスチックの使用を削減する]ため、プラスチック製品の設計を[最適化及び]改善し、それらの[安全性、]耐久性、再利用性、[詰替え性][及び]修理性[実際のリサイクル性]**[及び再生可能性][及び]廃棄時に[安全かつ]環境に配慮した方法で[再利用]、再目的化、再生、及び処分できる能力を高めるため、[そしてプラスチック及びプラスチック製品の環境及び安全への影響を最小限に抑え]、[分野別の要件への準拠を保証するため] 関連する分野別ベースも含め、[多国間レベルで]基準とガイドラインの開発に向け、関連する[国内及び]国際機関と協力[することが奨励される][しなければならない]。

サブオプション 3

2. 各締約国は、次の観点から、適宜及び国家的優先事項に従って、包装を含むプラスチック製品の設計を強化し、プラスチック製品の構成を改善するため、適切な措置を講じることが奨励される：

- a. プラスチック製品の安全性、再目的化性、耐久性、再利用性、及び修理可能性を適宜高め、廃棄時に安全かつ環境に配慮した方法で再目的化、再生、処分できる能力を高める；及び、
- b. マイクロプラスチックを含むプラスチック製品からの放出及び漏洩を最小限に抑える。

関連するセクター又は製品固有の基準やガイドラインを含む、関連する国際基準及びガイドラインを考慮し、セクター別の要件への準拠を保証する。この規定に従って採用された措置は、伝達される国の計画に反映される場

合がある。

オプション 2

1.国の計画に従って、国の状況及び能力に基づいて、各締約国は、包装を含むプラスチック製品の設計を強化し、プラスチック及びプラスチック製品の組成を改善するため、第2項及び第3項に言及されるものを含め、措置を講じねばならない。

2.各締約国は、国の計画に従って、国の状況及び能力に基づいて、適宜、関連するセクター又は製品固有の規格及びガイドラインを含む国際規格を考慮し、プラスチック及びプラスチック製品の安全性、耐久性、再利用性、詰替え可能性、修理可能性及び再生可能性、及びリサイクル可能性を向上させる措置を講じるものとする。この規定に従って採用された措置は、[国の計画に関するパート IV.1]に従って伝達される国の行動計画に反映されねばならない。

3.国の計画に従って、国の状況及び能力に基づいて、各締約国は第1項に適合するプラスチック及びプラスチック製品に対する措置を講じるものとする。

4.本規定に基づく国家主導の取組みを行うため、各国の財源及び技術移転の必要性及び動員が評価されねばならない。

b. [プラスチックの[削減]** [再利用]、[再生]、詰替え及び修理、及び][プラスチック製品の[循環性アプローチ]

オプション 1

1.各締約国は、最初の会期で統治機関*によって採択されるガイダンスに基づいて、適宜、領土内で生産されたプラスチック及びプラスチック製品、特に再利用、[再生、] 詰替え、及び修理システムを通じ、市場で入手可能なものに、[削減、]再利用、[再生、]詰替え、修理、再目的化、及び改修を促進する効果的措置を講じなければならない。[管轄機関* は、製品の再利用、再生、修理、及び改修に関する統一された基準を発行するものとする。]

2. 各締約国は、領土内で生産されたプラスチック及びプラスチック製品、及びその市場で入手可能なプラスチック及びプラスチック製品について、その附属書で特定された期間内に附属書 C パート II に含まれる最小限の[リサイクル目標、及び適宜][削減、] 再利用、詰替え、修理の目標を達成するため、[流通、販売、消費の各段階をカバーする] 必要な措置を講じなければならない。

オプション 2

1.各締約国は、[各国の状況及び能力、同様に発展途上国からの技術へのアクセス及び財源の利用可能性に拠り]、[領土内で生産され、市場で入手可能な[プラスチック及び]プラスチック製品に、[生産、]再利用、[再生、]詰替え、修理、再目的化及び改修、特に、再利用、[再生、]、詰替え、及び修理システム][の実施、同様に発展途上国からの技術アクセス及び財政リソースを[促進][可能にする]ため、[遅くとも[第2回][第1回]会期までに統治機関*に

よって提供される指針に基づいて]、[流通、販売、消費の各段階をカバーする][効果的な]措置を講じねばならない。

2.各締約国は、国の状況及び能力を反映し、この[目的][条項][の][実施][支援]において[国が決定した][期限付きの]目標を[適宜]採用[するものとする][しなければならない]。

オプション 3

1. 各締約国は、遅くとも第 3 回会期までに統治機関* によって提供されるガイダンスに基づいて、必要に応じ、各国の状況及び能力を考慮し、自国の領土内で生産されるプラスチック製品、及び特に循環性アプローチの実装を通じて市場に導入されたものに循環型アプローチを促進する効果的措置を取らねばならない。

2.締約国は、この目的を支援する期限付きの目標を採用することが奨励される。

上記オプション 1～3 に共通の規定

[3.本条の規定を実施するために講じられる措置には、規制及び経済的手段、公共調達の使用、又は再利用、再生、詰替え及び修理のシステム、及びインフラへの投資によるサプライチェーン、及び持続可能な消費に関する消費者意識の向上を通じた消費者行動]におけるの変化の奨励が含まれる場合があり、[[国家[行動]計画に関するパート IV.1]]に従って伝達される国の計画に反映[されねばならない][される場合がある]]。

オプション 4

1. 各締約国は、国の計画に従って、及び国の状況及び能力に基づいて、適宜、特に再利用、詰替え、修理システムの導入を通じ、自国の領土内で生産されその市場で利用されるプラスチック及びプラスチック製品の再利用、再充填、修理、再目的化及び改修を促進するための効果的措置を講じなければならない。

2.国の計画に従って、及び国の状況及び能力に基づいて、各締約国はこの目的を支援するために適切と思われる措置をとるものとする。

3.本規定に基づく国家主導の取組みを行うため、各国への財源及び技術移転の必要性と同時に動員が評価されねばならない。

オプション 5

1.各締約国は、自国の領土内で生産又は使用される製品、及び自国で入手可能なものの再利用、詰替え、修理、再目的化及び改修を通じ、特に再利用、詰替え、修理システムの導入を通じ、プラスチック及びプラスチック製品の使用の削減を確実にする効果的で環境に有益な措置を講じなければならない。

2. 各締約国は、その領土内で生産又は使用されるプラスチック及びプラスチック製品及びその市場で入手可能

なものについて、附属書 C パート II に含まれる最小限の削減、再利用、詰替え及び修理の目標を、その附属書に特定された期間内に達成するため、第 1 項に言及されるものを含め、必要な措置を講じなければならない。これは、適宜、部門別のアプローチに基づくものとする。

3.締約国は、再使用及び詰替えシステムの基準及びガイドラインの開発に向け、多国間レベルで関連する国際機関と協力することが奨励される。

4.この条項を実施するために講じられる措置には、規制及び経済的手段、公共調達の使用、パート VII に規定される拡大生産者責任制度の確立、又、サプライチェーン及び消費者行動の変化を奨励することが含まれる場合があり、そして[国の計画に関するパート IV.1]に従って伝達される国の計画に反映されねばならない。

c.再生プラスチック材の使用

オプション 1

1. 各締約国は、自国の領土内で生産され及び自国の市場で入手可能なプラスチック及びプラスチック製品に対し、[附属書 C パート III] に規定されるように、その附属書に指定される期限内に、安全で環境に配慮した使用済み再生プラスチックを最小限パーセンテージが含まれるよう求めなければならない。

オプション 2

1.[国の計画に従い、及び国の状況及び能力に基づいて]各締約国は、[国家行動計画に従って]

[適切なプラスチックを対象とし、その領土内で生産されたプラスチック製品及びその市場で入手可能なプラスチック製品に、[プラスチック製品に使用される二次プラスチックの割合を増やすため][最小限の割合を達成するため][及び [技術的に実現可能な場合、及び] [附属書 C パート III] に含まれる要素に基づき、[再生**を促進し、安全で環境に配慮した消費済みリサイクルプラスチック材の[使用に関する時間制限の目標を採用することを]促進する、[国が決定した][必要な]措置を取[るものとする][らねばならない]。[この条項を実施するために講じられた措置は、[消費後の再生プラスチック材に関する国内法と一致する][国の計画に関するパート IV.1]に従って伝達される国の計画に反映されねばならない]。]

[注記：特定の用途及び製品カテゴリにおける再生プラスチック含有量の最小限の目標、特に食品関連用途において、各部門がこの目標を達成できる適切な環境を作り出すため[附属書 C のパート III に含まれる全ての要素]は、各締約国が特定の優先製品におけるリサイクル可能なプラスチック含有量の独自の要件又は目標を設定できるよう支援する必要があることを念頭に置く。]

【OP1 その 2。この条項に基づく国家主導の取組みを行うため、各国の財源及び技術移転の必要性及び動員が評価されねばならない。】

オプション 3

1. 管轄組織*は、市場にある全てのプラスチックをリサイクル可能に移行するための期限を附属書に定めねばならず、これには、安全で環境を配慮した消費済リサイクルの最低パーセンテージが徐々に増加することが必要となる場合がある。[再生プラスチックの基準は世界的に調和されるものとする。]

オプション 4

1.各締約国は、各国の状況と能力を考慮し、適宜、安全で環境に配慮した使用済み再生プラスチック材の最低割合を達成するため、自国の領土内で生産されたプラスチック製品及び上市されたものに必要な措置を講じるものとする。この規定を実施するため講じられた措置は、[国の計画に関するパート IV.1]に従って伝達される国の計画に反映される場合がある。

上記オプション 1~4 に共通の規定

[2. 各締約国は、[必要な][可能な場合]、製品に含まれる[主なプラスチック][使用されるプラスチック]が[交換される][ことを保証するための措置を[国家情勢に基づいて][しなければならない][するものとする][することが推奨される]。[安全で環境に配慮したリサイクルプラスチックの含有量によって補完される[必要に応じ][技術的解決策と開発途上国への実施手段の利用可能性に応じ][最大限のリサイクルを可能にする製品の設計、構成、性能を促進するため必要に応じリサイクルされたプラスチック含有量に関連する安全性の懸念に対処しつつ、製品に含まれる一次プラスチックを置き換えるため、可能な限り幅広い用途でプラスチック含有量を削減する必要がある。][本条の]条項を実施するために講じられる措置には、[規制[及び経済]手段][公共調達][パート VII に示される拡大生産者責任制度の確立]の使用が含まれる場合がある。又は [リサイクルシステム及びインフラへの投資による][及び消費者行動の変化[特に、持続可能な消費に対する消費者の意識向上を通じて]の変化を奨励する。この条項を実施するため [及び][国内事情に応じて]講じられた措置は][[国内計画に関するパート IV.1]に従って]伝達される国の計画に反映されねばならない[場合がある]。]

d.代替プラスチック及びプラスチック製品

オプション 0

テキストはなし。

オプション 1

1.[締約国は、[プラスチック製品と比較し][廃棄物の削減及び再利用、更には]環境、[気候、]経済、社会[、文化]、[食品[及び水]**の安全保障を含む人の健康への[負の]影響の可能性を考慮し、[附属書 C パート IV に規定されている基準[同様に各国の状況及び能力]に従い、[「代替プラスチック及びプラスチック製品」]が、安全[より安全]で、環境に適切で、持続可能であることを[STEP からの勧告に基づき統治機関*が決定する基準に従って確認しなければならない]。]

OP1 その 2。締約国は、上記の規定を実施するにあたり、環境、経済、社会、食料安全保障を含む人の健康影響の可能性を考慮し、代替プラスチック及びプラスチック製品が安全で、環境に配慮し、及び持続可能なものであることを確認しなければならない。

オプション 2

[1.[国の計画に従って、及び国の状況及び能力に基づいて]締約国は、安全で[環境に配慮した]、及び持続可能な代替プラスチック及びプラスチック製品を開発及び使用を[.を通して]推奨されるものとする。この条項を実施するため講じられる措置には、[国内規制に従って]規制[措置]及び経済的手段の使用が含まれる場合がある。]

OP1 その 2。我々は管轄機関*に、追加条項を提案し、これらの代替プラスチック及びプラスチック製品への安全性、環境配慮、及び持続可能性を包含する包括的な基準セットを採用するよう求める。

[2.締約国は、上記の条項を実施するにあたり、[ライフサイクル評価に基づいて][環境、経済、社会、及び人の健康への影響[食料安全保障を含め]の可能性を含め、]代替プラスチック及びプラスチック製品が安全性[及び環境配慮]を保証[しなければならない][するものとする]。]

OP2 その 2。この条項に基づく国家主導の取組みを行うため、各国の財源及び技術移転の必要性及び動員が評価されねばならない。

OP2 その 3。イノベーション及び代替製品について、能力構築及び技術移転を参照されたい。

[3. この規定を実施するため講じられた措置は、[国の計画に関するパート IV.1]に従って伝達される国の計画に反映されねばならない。

オプション 3

1.この手段*は、バイオベース、生分解性、及び堆肥化可能なプラスチックを含む代替プラスチック及びプラスチック製品に適用されねばならない。

2.締約国は、代替プラスチック及びプラスチック製品の開発及び使用を検討する際、廃棄物の階層構造に導かれ、及び非化石原料からのものを含む全てのプラスチックの使用量の削減及びプラスチック廃棄物の防止を確実に行わなければならない。

3. 各締約国は、次への明確な持続可能性の基準を含め、代替プラスチック及びプラスチック製品が安全で、環境に配慮し、及び持続可能であることを、最低限の設計及び性能基準、及び付属書 C パート I に含まれるその他の関連要素に基づいて確保しなければならない：(i) バイオベースのプラスチック、(ii) 生分解性プラスチック、及び (iii) 堆肥化可能なプラスチック。この基準は、完全なライフサイクル分析に基づいて構築され、環境、経済、社会、及び食料安全保障を含む人の健康影響の可能性を考慮しなければならない。

OP3 その 2。確立される基準は、望ましくない代用及び問題のすり替えの回避も考慮するものとする。

4. 締約国は、代替プラスチック及びプラスチック製品を奨励するための経済的手段を検討できる。

5. 各締約国は、(i)バイオベース、(ii)生分解性、及び(iii) 堆肥化可能なプラスチックに関する環境クレームが実証されることを保証するため、必要な措置を講じねばならない。これらの措置には、[パート II.13] に規定される、遵守すべきラベル表示の要件が含まれる場合がある。

6. 締約国は、(i)バイオベース、(ii)生分解性、(iii)堆肥化可能なプラスチックが安全で、環境に配慮し、及び持続可能なものであることを保証するため、多国間レベルでの基準及びガイドラインの開発に向け関連国際機関と協力することが奨励される。

オプション 4

II.6（「非プラスチック代用品」）と統合。

6.非プラスチック代用品

オプション 0

この点に関する規定はない。

オプション 1

1.[国の計画に従って、及び国の状況及び能力に基づいて、各][各]締約国は、[パート III...]に言及され協力メカニズムを通じたものを含むイノベーションを促進する措置を講じ、そして、[ライフサイクル評価に基づいて] [廃棄物削減及び再利用、並びに]環境、経済、社会[、文化]及び人の健康への影響を、[同様に必要な技術及び資金の移転に対する発展途上国のアクセスを]評価しなければならない。]

2.締約国は、[区の状況及び能力を考慮し]、[安全で、環境に配慮し、及び持続可能な非プラスチック代替品の開発及び使用を促進するため、規制上及び経済的手段、公共調達及び奨励金[13]を利用することが][奨励される][保証しなければならない]。

OP2 その 2 の 1。 統治機関*により確立された資金メカニズムは、安全で、環境に配慮し、及び持続可能な非プラスチックポリマーの大規模な採用及び使用を促進するため、開発途上締約国への技術移転を保証しなければならない。

OP2 その 2 の 2。 この規定には、非プラスチック代用品の安全性、環境実行可能性、及び持続可能性を包括する一連の基準の採用が必要となる。こうした基準には、製品のライフサイクル全体に亘る環境影響の徹底的評価を保証する包括的なライフサイクル評価が組込まれることになる。

OP2 その 2 の 3。この規定を実施するため取られる措置は、[国の計画に関するパート IV.1] に従って伝達される国の計画に反映されねばならない。

OP2 その 2 の 4。締約国は、利用可能な最良の科学、伝統的知識、先住民族の知識、及び地元の知識体系を[安全で、環境に配慮し、持続可能な非プラスチック代用品の開発において]利用することが奨励される。

OP2 その 3。締約国は、プラスチックの潜在的な代用品の安全性及び持続可能性、及び代用品としての適合性を評価するプロセスを、人の健康及び環境、廃棄物の階層、及び「削減、再利用、再生」アプローチへの潜在的影響を考慮して、確立することが奨励される。

オプション 2

1.締約国は、非プラスチックの代用品、製品、技術及びサービスが、そのライフサイクル全体に亘り、環境、経済、社会、及び食糧安全保障を含む人の健康影響の可能性を考慮し、安全で、環境に配慮し、及び持続可能であることを保証しなければならない。

2.各締約国は、それらのライフサイクルに亘る環境的、経済的、社会的及びひと健康の影響の可能性を考慮し、製品、技術、及びサービスを含む、安全で、環境に配慮し、及び持続可能な非プラスチック代用品のイノベーションの育成、及び大規模な開発及び使用を奨励し促進するための措置を講じなければならない。

3.締約国は、安全で、環境に配慮し、及び持続可能な非プラスチック代用品、製品、技術、及びサービスの開発及び使用を促進するため、規制的及び経済的手段、公共調達及びインセンティブを使用することが奨励される。

オプション 3

1.各締約国は、環境、経済、及び社会システム及び人の健康に対する潜在的影響を考慮し、そして、ありうる意図せぬ結果及びトレードオフを考慮し、イノベーション及び研究を育成し、安全で持続可能な非プラスチック代用品の大規模な開発及び使用を奨励及び促進するための措置を講じなければならない。

2. 各締約国は、第 1 項に記載する検討事項を考慮し、安全で、及び持続可能な非プラスチック代用品の開発及び使用を評価する措置を講じなければならない。

3. 各締約国は、第 1 項にリストされた分野において全体的により良い影響をもつ持続可能な代用品を奨励するため、持続可能な製品又は包装に関する自主的な認証制度を確立又は強化する努力を促進しなければならない。

4.締約国は、上記第 1 項に述べた検討事項を考慮し、安全で、環境に配慮した、及び持続可能な非プラスチック代用品の開発及び使用を促進するため、規制的及び経済的手段、公共調達、及びインセンティブを利用することが奨励される。

オプション 4

1.締約国は、安全で、環境に配慮した、持続可能な非プラスチック代用品に関する研究及び革新を育成しなければならず、非プラスチック代用品の使用及び促進に対し、廃棄物階層及び比較ライフサイクル分析の適用が優先されることを保証しなければならない。

オプション 5

1.締約国は、食糧及び水の安全保障、及び土地の損失を含む、環境、経済、社会、及び人の健康影響の可能性を考慮し、完全なライフサイクル分析に基づき、非プラスチック代用品が安全で、環境に適切で、及び持続可能であることを保証しなければならない。

オプション 6

パート II.5：製品設計、構成、及び機能に統合。

7.拡大生産者責任

オプション 0

この点に関する規定はない。

オプション 1

1. [各締約国は、附属書 D に含まれる [製品を対象とする] 様式に基づくものを含め、[国の] EPR [システム] [スキーム]の適用範囲に柔軟性を持たせ、[[そして国の状況及び能力を考慮に入れて、]、[[適宜]分野別の[又は製品]ベースを含め]、[プラスチックの削減、再利用]、再生の可能性の向上を奨励し、[高品質のリサイクル、及び]**より高いリサイクル率を促進し、及び、プラスチック[及びごみへの]及びプラスチック製品のライフサイクル全体[及び国際サプライチェーン全体]でプラスチックの安全で、環境に配慮した適切な管理に対する生産者及び輸入者の説明責任を強化する]ため、[強制的な][国の]拡大生産者責任 (EPR) [システム] [スキーム] を確立し、[及び規制し]、[及び運用しなければならない。]。

2.[締約国は、この規定を実施する際に、講じられた措置が公正な移行にどのように貢献するかを考慮しなければならない。][統治機関*は、その最初の会期で、国の EPR [システム][スキーム]の設置を知らせるための様式を採択し、それらの必要不可欠な特長を規定し、[その措置が如何に正当な移転に貢献できるかを考慮して統一化をサポートしなければならぬ。]これらの措置は、[国の計画に関するパート IV.1]に従って伝達される国の計画に反映されねばならない。

オプション 2

1. [(注：EPR 制度を) まだ持っていない締約国] [各締約国は、[ウェストピッカーに特別な考慮を払った移行を奨励し][リユース]リサイクルの可能性を高め、より高いリサイクル率を促進し、ライフサイクル全体及び国際サプライチェーン全体に亘るプラスチック及びプラスチック製品の[安全かつ]環境に配慮した管理に対する生産者[及び輸入者]の説明責任を強化すし [及び国民の意識を向上させるため]、[市場の状況、国家能力及び状況を考慮し、][特定の条件に従って][国の]拡大生産者責任 [(EPR) [システム] [スキーム]、[又は EPR[システム][スキーム]と同じ目的を果たす何らかのシステム又はメカニズム]を確立し、[運用][実施]することが推奨される。][それらの国の計画により及び国の状況及び能力に基づき]、[その正当化の範囲で]、[適宜、分野ベースで]、[国の法制度に従い、及び適宜附属書 D に含む様式を考慮し]財政的及び/又は非財政的な[国の]EPR[システム][スキーム]を適宜、そしてそれらの国の状況及び能力を考慮して、設立し及び運用することが推奨される。

2. 統治機関*は、 [[国の]EPR[システム][スキーム][又は EPR システムと同じ目的を果たすシステム及びメカニズム]のデザイン及び実装について][設置を通知し]、及びその重要な機能を[特定][規定し]、その必要不可欠な特長を[特定][規定し]、それらの[調整][調和]を[奨励] [サポート]し、正当な移行を[保証するため][EPR システムがどのようにサポートできるか][その目的]を考慮し、[その最初の会期で][実施可能な]様式][ガイダンス][ガイドライン][附属書 D に概説されるように][採用][開発]しなければならない。

OP2 その 2. [締約国は、この条項を実施するにあたり、講じられた措置が公正な移行にどのように貢献するかを考慮しなければならない。] この条項に従って採用された措置は、[国の計画に関するパート IV.1]に従って伝達される国の計画に反映されねばならない。

オプション 3

1. 締約国は、自らの管轄区域内で操業する全てのプラスチック生産者が、強制的な拡大生産者責任 (EPR) 制度の一部であることを保証し、特にフランチャイズ、子会社、代理店、その他の取決めを通じてプラスチック製品を開発途上国に導入する多国籍企業は、自社のプラスチックの EPR スキームによる汚染フットプリントを最小限に抑えなければならない。

2. 締約国は、EPR スキームが効率的かつ効果的なトレーサビリティ及び説明責任のメカニズムを備えていることを保証しなければならない。

3. 締約国は、EPR スキームの実施において、地域及び世界レベルで協力することを検討しなければならない。

オプション 4

1. 締約国は、適宜そして国の状況及び能力に基づいて、リサイクル可能性の向上を奨励し、リサイクル率の向上を支援するため、リサイクル可能性の向上を奨励し、財政的及び/又は非財政的な拡大製造者責任 (EPR) システムの設置を検討し稼働すること、そして、プラスチック製品の安全で、環境に配慮した管理に対する生産者及び輸入者の説明責任を強化し、及び国民の意識を高めることが奨励される。

8. ライフサイクル全体に亘るプラスチックの排出及び放出

代替タイトル：[[プラスチックの] [その全体の]ライフサイクルを通した]プラスチックの[排出及び][漏洩及び]放出[製品及び製品廃棄物][廃棄物及びマイクロプラスチック]

オプション 1

1. 各締約国は、[初期調査、脆弱性調査、及び生態系の汚染レベルの評価に基づいて]、[廃棄を防止し可能なとき][無くし、及び][ひと健康及び環境を守るため]措置を講じなければならない。[様々な]ソースから[プラスチックポリマー、] [化学汚染物質] マイクロプラスチックを含むプラスチック、及びプラスチック製品の[ライフサイクル全体に亘る][抽出及び生産を含む] 環境への放出を[制御するための措置を講じ]なければならない。[国家的に決定されるべき][附属書 E に特定される][排出量及び放出量の傾向の評価を含む技術的な実現可能性及び代替プラスチック及びプラスチック製品の入手可能性、及び社会経済的影響を考慮し]、[開発途上国の国内事情と能力に応じ] [そこに特定された日付までに] [排出を防止し[可能な場合]排除し、[人の健康及び環境を保護する]措置を講じなければならない。

この規定の対象となる排出及び放出には、次を含めるものとする：

a. マイクロプラスチックを含む[あらゆるプラスチック汚染][有害物質]が大気中[及びプラスチックのバリューチェーン全体の職場で][排出][放出]；

[b. (附属書 A パート II にリストされる) 懸念される化学物質 (及びポリマー)、プラスチック及びプラスチック製品の生産、輸送及び使用に伴う土壌及び水への放出；及び、]

OP1b.その 2。プラスチックの抽出及び製造時、同様にプラスチックに使用される化学物質の製造時における化学物質の流出及びその他の有害物質へのばく露。

OP1b.その 3。使用及び廃棄段階でのマイクロプラスチックの生成及び有害な化学物質の生成を最小限化。

OP1b.代替。b と c を統合。

[[b][c]。[附属書 A パート II にリストされる][懸念される化学物質及び[モノマー及び]ポリマー]の[海洋環境]及び生態系を含め][あらゆるプラスチック汚染][プラスチック及びプラスチック製品] (マイクロプラスチックを含む) の大気、土壌及び水への放出。

OP1 代替 1。各締約国は、ライフサイクル全体に亘るプラスチックポリマー、プラスチック及びプラスチック製品の環境への放出を排除することを目的として、防止又は削減する措置を講じなければならない。

OP1 その 2。締約国は、適切な環境規制システムを組織し、環境規制が存在しない場合、許容される環境影響を管理するシステムを確立することが奨励される。

OP1 その 3。各締約国は、プラスチック汚染に関連する又は惹き起こされ、弱い立場にある人々に何らかの不均

衡な影響を与える環境影響又は人の健康への潜在的リスクに、自国の管轄域内で対処する国内法、規制、又は政策を適宜採用し、維持するよう努めるものとする。各締約国は、この規定に従って採用又は維持する国内法、規制、又は政策を実施及び執行するよう努めるものとする。

2.各締約国は、適宜、[その]関連する国際海事機関などの国際機関の枠組みに[合意された規定及び指針][内部で行われた取組み]を考慮し、生産、保管、取扱い、及び輸送からの[プラスチックペレット、フレーク及び粉末]の[排出及び]放出[プラスチック汚染]を[及び[可能][実行可能な]場合には][及び排除する[又は削減する]ため、[[効果的な][何らかの必要な]措置を講じねばならない][奨励する][奨励される]。

OP2 代替 1。テキストはなし。

OP2 代替 2。テキストを附属書 B に移動。

OP2 その 2。パート II.8.2 の規定及び国際海事機関への言及、ひいては MARPOL 条約への言及に関連し、カルタヘナ条約、ロンドン条約、OSPAR 条約などの他の協定に設定されている規定を十分に考慮するものとする。

OP2 その 3。各締約国は、適宜、国際的に合意されたルール、基準、及び推奨される慣行及び手順を考慮し、プラスチックで構成された漁具が海洋環境に放棄、紛失、又はその他の方法で廃棄されることを防止する措置を講じねばならない。

3. [小島嶼開発途上国の特殊な状況を考慮し、この条項の規定を実施するため講じられた措置]は、施行に必要な方法とともに、[国の計画に関するパート IV.1]に従って伝達される][国の計画に反映されることが[奨励される][しなければならない]。

OP3 代替。テキストはなし。

4.統治機関は*[最初の会期で]、[第 1 項[及び第 2 項]に規定された義務][この条項]の実施を促進するため、[環境へのプラスチックの]排出及び放出を防止するための分野別の利用可能な最善の技術及び環境の適正規範、及び、淡水域、海洋環境、及び[その他の]生態系からマイクロプラスチックを含むプラスチック汚染を捕捉し除去する利用可能な最善の技術及び環境の適正規範を含め、関連する場合、分野別のガイドラインを含む[ガイドライン][ガイダンス]を採択しなければならない[することができる]。[ガイドラインは他の関係機関と調整しなければならない。]

5.締約国は、[プラスチックの][その][あらゆる]放出及び[、]プラスチック製品[及びその代替品]の[海洋][及びその他][海洋を含む]環境へのマイクロプラスチックを含む[プラスチック汚染]を防止し捕捉するため、[パート III、条項番号はまだ規定されていない]に言及される協力メカニズム*を通じたものを含め[科学的及び技術的革新を促進し]、特に加盟国間の協力強化を通じ、先進国から発展途上国まで、誠意と共通理解に基づいて知識を共有し、技術を移転するすることが奨励される。

OP5 代替。各締約国は、水路及び海洋環境へのプラスチックの放出を防止するため発展途上国へ科学及び技術革

新を促進しなければならない。

オプション 2

1. 各締約国は、附属書 E に特定される発生源からのプラスチックポリマー、マイクロプラスチックを含むプラスチック、及びプラスチック製品のライフサイクル全体に亘る環境への排出及び放出を、そこに特定される日までに防止し、排除しなければならない。この規定の対象となる排出及び放出には次を含めるものとする：

a. マイクロプラスチックを含む有害物質の大気中への排出；

b. 懸念される化学物質及びポリマー、プラスチック及びプラスチック製品の生産、輸送、及び使用に伴う土壌及び水への放出；及び、

c. 懸念される化学物質及びポリマー、プラスチック及びマイクロプラスチックを含むプラスチック製品の、大気、土壌、水（海洋環境を含む）及び生態系への放出。

2. 各締約国は、適宜、国際海事機関などの国際機関協定の枠組みで合意された関連規定及びガイダンスを考慮し、生産、保管、取扱い及び輸送を含むサプライチェーン全体からのプラスチックペレット、フレーク及び粉末の排出及び放出を防止し、排除しなければならない。

3. 各締約国は、国際的に合意されたルール、基準、及び推奨される実践及び手順を考慮し、漁具及び水産養殖用具のライフサイクル全体に亘って、協力し、有効な措置を講じ、漁具及び水産養殖用具の放棄、紛失、その他の廃棄を防止、削減、排除し、循環性を促進しなければならない。特に、締約国は次の措置を講じねばならない：

a. 耐久性、再利用性、修理可能性、及び改修可能性、及び耐用年数終了時に安全かつ環境に配慮した方法で再目的化、再生、及び廃棄できる能力を高める視点とともに、漁具及び水産養殖用具の設計を強化し、そして、マイクロプラスチックを含む、漁具及び水産養殖道具からの、又はそこからの環境への放出や放出を最小限に抑える；

b. MARPOL 附属書 V を含むその他関連する地域及び国際規制を考慮し、漁具の効果的なマーキングを実施し、紛失した漁具の報告を義務付ける；

c. 漁具の再利用、修理、及び再生を含む、漁具の収集及び環境に配慮した廃棄物管理を促進する；及び、

d. トレーニング、教育、及び意識向上を推進及び促進する。

4. 本条の規定を実施するため取られた措置は、[小島嶼開発途上国の特殊な状況を考慮した必要な実施手段とともに][国の計画に関するパート IV.1]に従って伝達される国の計画に反映されねばならない。

5. 統治機関*は、最初の会期で、排出及び排水基準、部門固有の利用可能な最良の技術を含む、第 1 項、第 2 項及び第 3 項に定められた義務の実施、及び、排出及び放出を防止する最良の環境実践[及び淡水、海洋環境、生態系からのマイクロプラスチックを含むプラスチック汚染を捕捉し除去する利用可能な最良の技術と環境の適正規

範]を促進するため、関連する場合、部門別のガイドラインを含むガイドラインを採択しなければならない。

6.締約国は、プラスチック及びマイクロプラスチックを含むプラスチック製品の[海洋]環境への放出を防止及び捕捉するため、科学的及び技術的革新を促進することが奨励される。

オプション 3

1.各締約国は、国の計画に従い、国の状況及び能力、及び関連する国内環境規制に基づいて、マイクロプラスチックを含むプラスチックのライフサイクル全体に亘る環境への排出及び放出を規制するため必要な措置を講じるものとする。

2.各締約国は、その国の計画に従い、自国の状況と能力、及び関連する国内環境規制に沿って、関連する国際機関の枠組みで合意された関連規定及びガイダンスを適宜考慮し、プラスチックペレット、フレーク及び粉末の生産、保管、取扱い、及び輸送からの排出及び放出を規制し、削減するため必要な措置を講じるものとする。

3.本条の規定を実施するため講じられる措置は、[国の計画に関するパート IV.1]に従って伝達される国の計画に反映されねばならない。

4. 統治機関*は、最初の会期で、淡水域、海洋環境及び生態系からのマイクロプラスチックを含むプラスチック汚染を捕捉し除去するため利用可能な最善の技術及び最良の環境慣行に基づいて、第 1 項に定められた責務の実施を促進するためガイドラインを採択しなければならない。

5.締約国は、プラスチック及びマイクロプラスチックを含むプラスチック製品の海洋環境への放出を防止及び捕捉するため、科学的及び技術的革新を促進することが奨励される。

6.本規定に基づく国家主導の取組みを行うため、各国の財源及び技術移転の必要性及び動員が評価されねばならない。

オプション 4

1. 各締約国は、附属書 E に特定される発生源からの環境へのプラスチック廃棄物及びマイクロプラスチックの排出及び放出を防止し、管理しなければならない。この規定の対象となる排出及び放出には、次が含まれるものとする：

a. プラスチックの生産及びプラスチック廃棄物の再生時における、マイクロプラスチックの大気及び水への排出及び放出；

b. 廃プラスチック製品の陸地及び水域への漏洩；及び、

c. 意図的に添加されたマイクロプラスチックを含む製品の使用中のマイクロプラスチックの水への放出。

2. 各締約国は、プラスチックのペレット、フレーク、粉末の生産、保管、取扱い、及び輸送におけるの排出及び放出を防止し管理しなければならない。

3. 本条の規定を実施するため講じられた措置は、[国の計画に関するパート IV.1]に従って伝達される国の計画に反映されねばならない。

4. 統治機関*は、最初の会期で、排出及び排水基準、部門固有の利用可能な最善の技術及び排出及び放出の防止及び制御に関する最良の環境上の実践を含む、第1項に規定された責務の実施、及び淡水域、海洋環境、生態系からのマイクロプラスチックを含むプラスチック廃棄物を捕捉し及び除去するための利用可能な最良の技術及び環境上の最良の実践を促進するため、関連する場合、部門別のガイドラインを含むガイドラインを採択しなければならない。

5. 締約国は、海洋環境を含む環境へのプラスチック廃棄物及びマイクロプラスチックの放出を防止するため、科学的及び技術的革新を促進することが奨励される。

オプション 5**

1. 各締約国は、マイクロプラスチック廃棄物を含むプラスチック製品及び製品廃棄物の環境への漏洩及び放出を管理し、排除するものとする。

2. この規定の対象となる漏洩及び放出には、次が含まれるものとする：

a. あらゆる環境へのマイクロプラスチック廃棄物を含む有害物質の漏洩/放出；

b. 他の多国間環境協定による懸念される化学物質及びポリマーに合意されたリストに従って、プラスチック製品及び懸念化学物質の生産、輸送、使用からの全ての環境への放出。

9. 廃棄物管理

a. [[プラスチック]廃棄物管理]

オプション 1

1. 各締約国は、廃棄物の階層構造が[階層の上位での対策が優先されるとき][より大きな環境的及び社会的利益が得られることを確立することを][及び小島嶼開発途上国の特殊な状況を[認識]して]、プラスチック廃棄物とその[様々な段階][ライフサイクル]、取扱い、[収集、][分別、]輸送、保管、再生[処理][、エネルギー回収を含むその他の回収、及び最終処分を含む]を通し、[安全かつ]環境に配慮した方法で[管理される]ことを保証する効果的措置を講じなければならない。

[各締約国は、プラスチック廃棄物の取扱い、収集、輸送、保管、再生、及び最終処分それぞれの段階で、安全で、環境に配慮した廃棄物管理に効果的な措置を講じなければならない。この条項を実施するため取られた措置は、

国が決定した目標、及び[[附属書 F パート II]に設定された]調和された指標に基づいて開発された最低要件]を達成する目的とともに、[国の計画に関するパート IV.1]に従って伝達される国の計画に反映されねばならない。

2.各締約国は、部門別アプローチを通じて関連する場合、[附属書 F パート I に規定された[収集、]再生及び処分率を含むプラスチック廃棄物の[最小限の][安全で]環境に優しい[管理に対する][廃棄物階層その他の]関連規定、[及びその他の国際協定に基づく関連の取決めに拠る]ガイダンス及びガイドラインを[考慮に入れ][尊重し、]要件[を含め]**満たさねばならない。[とりわけ]有害廃棄物の越境移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約、[適宜][、廃棄物その他の物質の投棄による海洋汚染の防止に関するロンドン条約、及び船舶による汚染の防止のための国際条約に関する議定書][船舶による汚染の防止のための国際条約 (MARPOL) 国際海事機関の附属書 V 及び有害廃棄物に関するバマコ条約]を[考慮に入れる]。

3. 統治機関*は、[必要な場合、]第 2 項の規定を実施するための要件、[適正規範]ガイダンス及びガイドラインを、上記の国際協定以外の法律に基づいて開発される関連のガイダンス及びガイドラインに追加又は補完[しなければならない][する場合がある]。

オプション 2

1.各締約国は、[プラスチック廃棄物の[安全かつ][確実に]環境に配慮した][廃棄物]管理にプラスチック廃棄物の取扱い、[分別]、収集、輸送、保管、再生、[回収]、及び最終処分を含め、[その様々な段階[で]、[効果的な]措置を講じなければならない。この条項を実施するために講じられる措置は、[附属書 F パート II に規定される調和された[指標] [要素]に基づき]、国が決定した目標、及び開発された最小要件を[達成することを目的として][達成するため]、[国の計画に関するパート IV.1]に従って伝達される国の計画に反映[されねばならない][されることが奨励される]。

OP1 その 2. 第 1 項に基づく義務を履行するため、各締約国は、プラスチック廃棄物の安全で、環境に配慮した廃棄物管理及び正当な移行に不可欠であるプラスチック廃棄物の取扱い、分別、収集、輸送、保管、再生及び処理のための基本的な、効果的な社会システムを地域レベルで確立することを優先し/十分考慮しなければならない。

2.統治機関*は、廃棄物の階層構造、有害廃棄物の国境を越えた移動及びその処分の管理に関するバーゼル条約及びその他の国際協定に基づいて開発されたその他関連する国際ガイドライン及びガイダンス、[適宜、同様にウェストピッカーを含む正な移転の必要性]を考慮し、[最初の会期で][要件、適正規範のガイダンス及びガイドライン][そしてその後、必要に応じて更新した] プラスチック廃棄物の[安全で]環境に配慮した管理に関するガイドラインを[必要に応じ] 採用[しなければならない][する場合がある]。

オプション 3

1.各締約国は、関連するガイドライン、利用可能な廃棄物管理インフラ、国家的優先事項を考慮し、最小限、安全で、環境に配慮した収集、再生、及び処分のため利用可能な適正規範を満たす効果的措置を講じるものとする。

2.統治機関*は、必要に応じ、有害廃棄物の国境を越えた移動及びその処分の管理に関するバーゼル条約 COP16 で締約国によって最近更新され採択された、プラスチック廃棄物の環境に配慮した管理に関する技術ガイドラインを、業務及び努力の重複を避けて利用しなければならない。

上記オプションの共通規定

[4][3] 各締約国は、[強い科学的証拠に基づいて]有害物質の排出及び放出に繋がる可能性のある廃棄物管理慣行 [附属書 F パート III にリストされる]を許可してはならない、そして、他方、[附属書 F パート IV に記載された]有害物質の排出及び放出につながる可能性のある認可された廃棄物管理の慣行を規制し、[プラスチック廃棄物の野積み及び屋外焼却を防止する措置を講じ]なければならない。

[5][4]各締約国は、[プラスチック廃棄物の野外投棄、海洋投棄、]ポイ捨て[及び屋外焼却]を防止するため[必要な]措置を講じなければならない。

[6][5][各][複数の締約国][締約国]は、[国際的協同、特に[パート III、条項番号は依然規定されていない]に言及される協力メカニズムによって支援される、これには、とりわけつぎを含む: 途上国締約国とともに、][廃棄物管理に関連する各国の能力に応じて][追加の措置を講じ、[拡大生産者責任 (EPR) スキームの確立と運用など、包括的な経済主導のアプローチを採用[しなければならない][[することを推奨する]。これには、該当する場合、プラスチック及びプラスチック製品のライフサイクル全体に亘る管理など、リサイクル可能性の向上を奨励し、リサイクル率の向上を促進し、環境に配慮した生産者及び輸入者の説明責任を強化するための部門別ベースのものも含まれる。]

[a. プラスチック廃棄物の環境に配慮した適切な管理を可能にする、地方自治体への財政的及び技術的支援を含む、廃棄物管理システム及びインフラストラクチャ[への全てのソースからの資源の投資及び動員]、[及び廃棄物管理能力の向上]を促進する][投資];]

[b. 現在及び予想される廃棄物発生レベルに照らし、プラスチック廃棄物の環境に配慮した管理を可能にし、廃棄物管理能力を強化する廃棄物管理システム及びインフラストラクチャの資金不足を補うため、投資を促進し、あらゆるソースからリソースを動員する; 及び、]

[c. バリューチェーン全体に亘る行動の変化を奨励し[;];、及び[持続可能な消費][プラスチック廃棄物の防止及び最小化について][及び生産、同じく[廃棄物の階層構造を考慮した]プラスチックごみ[廃棄物]の削減及びリサイクルの支援]において、全ての関係者の重要な役割に関し[消費者][一般人]の意識を高める。

OP [6][5] c その 2。 二次プラスチックの市場を開発、特定、及び/又は強化する。

[7][6] 本条の規定を実施するため講じられる措置は、国の計画[[国の計画に関するパート IV.1]に従って伝達される]に反映されねばならない。[適宜、締約国は、この条項の規定を実施するため国際的又は地域的に協力することが奨励される。]

オプションの上記代替に共通の規定

3. 各締約国は、環境に配慮した廃棄物管理慣行を採用することが奨励される。
4. 各締約国は、野外投棄、海洋投棄、ポイ捨て及び屋外焼却を防止するため必要な措置を講じなければならない。
5. 締約国は、以下の追加措置を講じることが奨励される：
 - a. プラスチック廃棄物の環境に配慮した適切な管理を可能にする廃棄物管理システム及びインフラへの投資を促進する；
 - b. 行動の変化を奨励し、消費者の意識を高める。
6. 本条の規定を実施するため講じられる措置は、伝達される国の計画に反映される場合がある。

オプション 4

1. 各締約国は、その国の計画に従い、国の状況及び能力、及び関連する国内規制に基づいて、安全で、環境に配慮した廃棄物管理に関する措置を講じなければならない。この規定を実施するため講じられた措置は、[国の計画に関するパート IV.1]に従って伝達される国の計画に反映されねばならない。
2. 統治機関*は、最初の会期に、他の関連する国際ガイドライン及びガイダンスを考慮し、プラスチック廃棄物の安全で環境に配慮した管理に関するガイドラインを採択し、その後必要に応じ更新しなければならない。プラスチック廃棄物の、安全で、環境に配慮した管理に必要なインフラ要件及び財源を評価するメカニズムを確立する必要がある。
3. 締約国は、国の計画に従い、国の状況及び能力に基づき、次の追加措置を講じることができる：
 - a. プラスチック廃棄物の環境を配慮した管理を可能にする廃棄物管理システム及びインフラストラクチャに投資する；
 - b. 現在及び予想される廃棄物の発生レベルに照らし、プラスチック廃棄物の環境に配慮した管理を可能にし、廃棄物管理能力を強化する廃棄物管理システム及びインフラストラクチャの資金不足を補うため、投資を促進し、あらゆるソースからリソースを動員する；及び、
 - c. バリューチェーン全体の行動変化を奨励し、持続可能な消費に対する消費者の意識を高める。
4. 本条の規定を実施するため講じられる措置は、[国の計画に関するパート IV.1]に従って伝達される国の計画に反映されるものとする。

b.[漁具]

オプション 0

この点に関する規定はない。

オプション 1

1. 各締約国は、[[パート III、条項番号は依然未定]に言及される協力メカニズムを通じたものを含め]、[その国の計画に従って、及び国の状況及び能力に基づいて][協力し][及び][あらゆる][効果的な][措置][対策][を実行しなければならない][することが奨励される]。

[国際的に合意されたルール、基準、及び推奨される実践及び手順を考慮し、[プラスチックを含む]放棄、紛失、その他廃棄される漁具を防止、削減、排除するため]、[あらゆる回収された漁具を含め、使用済漁具の回収、及び環境に配慮した処分又は再生を促進するため]これには、[設計上][適切な]マーキング、[トレース][追跡][、検索][及び][、]報告[及び回収]要件が含まれる。[この規定を実施するため講じられる措置は、国の計画 [[国の計画に関するパート IV.1]に従って伝達される]]に反映されねばならない。

OP1 その 2 の 1. 各締約国は、漁具の収集及び環境に配慮した廃棄物の管理に向け効果的措置を講じなければならない。

OP1 その 2 の 2. 締約国は、使用済み漁具及び回収された漁具のリサイクル可能性及びリサイクル率を高めるため、投資を促進し、資源を動員し、及び知見交換を促進する対策を講じるものとする。

OP1 その 3. 各締約国は次の対策を取るものとする：

a. 漁業活動中に、漁具やその他のプラスチックを紛失するリスクを軽減し、使用済みの漁具を環境に配慮して処分するための適正規範及び方法について、漁業者及び実務者と教育を促進し意識を高める；及び、

b. 締約国、漁業、港湾受入れ施設、廃棄物管理、及び再生を含む関連産業部門及び利害関係者間で協力を促進する。

2. 締約国は、[漁具の][安全な処分][漁具からのプラスチック汚染の防止]に向けたそれぞれの対策において、関連するイニシアティブ及び組織とともに、環境に配慮した漁具の収集、廃棄、及び再生の強化に関する適正規範の共有などに対する協力、協働及び情報交換を、関連イニシアティブ及び組織とともに、適宜相互作用及び補足を促進][しなければならない][することが奨励される]。

OP2 その 2 の 1. 本条の規定を実施するために講じられた措置は、[国の計画に関するパート IV.1]に従って伝達される国の計画に反映されねばならない。

OP2 その 2 の 2. この条項に基づく約束を果たすため、各国の財源及び技術移転の必要性の評価及び動員が行われねばならない。

オプション 2. セクション 9b の代わりに 8 その 2 として提案される代替配置

1. この義務には、締約国に次の措置を講じることを要求するサブパラグラフ/条項を含めるものとする：

a. 耐久性、再利用性、修理可能性、及び改修可能性、及び耐用年数終了時、マイクロプラスチックを含む、漁具及び水産養殖道具の、又そこからの環境への放出及び排出に安全かつ環境に配慮した方法で再目的化、再生、及び廃棄できる能力を向上させる視点とともに、漁具及び水産養殖用具の設計を強化する；

b. MARPOL 付属書 V を含むその他関連する地域及び国際規制に従って、漁具の効果的なマーキングを実施し、紛失した漁具の報告を求める；

c. 漁具の再利用、修理、及び再生など、耐用年数が終了した際の漁具の管理を改善する；及び、

d. トレーニング、教育、及び意識向上を推進及び促進する。

2. この規定を実施するため取られた措置は、[国の計画に関するパート IV.1]に従って伝達される国の計画に反映されねばならない。

漁業及び水産養殖用具の安全な廃棄によるプラスチック汚染の防止に向けたそれぞれの対策において、関連するイニシアティブ、組織、地域及び国際当局との相乗効果及び補完性を促進する締約国の義務を盛り込む。

更に、放置、紛失、廃棄された漁具の修復は、海洋環境を保護するため重要であり、海洋環境を含む既存のプラスチック汚染に関する規定[パート II.11]は、環境に配慮した方法で、及び科学的及びエビデンスに基づいた社会的、経済的、環境への影響評価に従い、利用可能な最善の技術及び環境慣行を使用し、環境への危害の悪化を回避するため、紛失及び廃棄された漁具が修復される措置を講じる締約国への義務を規定するものとする。

オプション 3

提案される代替配置：新しい要素として 9b の代わりに 4 その 2。

オプション 4

提案される代替配置：要素 9b の代わりに 11 の下で。

オプション 5

1. 各締約国は、自国の事情及び能力に基づき、適宜、漁具対策に効果的措置を講じるよう協力するものとする。

2. 締約国は、漁具の安全な廃棄に向けたそれぞれの対策において、関連する取組み及び組織との相乗効果及び補完性を促進しなければならない。

10.[リストされた化学物質[、ポリマー]及び製品、及びプラスチック廃棄物の取引][関連措置]

オプション 0

この点に関する規定はない。

オプション 1

a. リストされた化学物質、ポリマー及び製品の取引

サブオプション 0

テキストはなし。

サブオプション 1

1.各締約国は次を輸出してはならない：

a. [プラスチックの製造又はプラスチック製品への組込みに使用される [懸念される化学物質及びポリマーに関するパート II.2]に言及される化学物質、化学物質のグループ又はポリマー]；

b. [上記 a) で概説したような化学物質又はポリマーを含むプラスチック製品；又は、]

c. マイクロプラスチック[又は][、] 寿命が短い使い捨ての製品、及び意図的に添加されたマイクロプラスチックを含む[[又は問題のある]及び回避すべきプラスチック製品に関しパート II.3 で取り上げられる]製品；

ただし、こうした化学物質、[ポリマー]、又は製品の[製造及び] 使用がこの手段*に基づいて許可されており、輸入国の事前のインフォームド・コンセントがある場合を除く。

2.[本規定に従って第 1 項に記載の化学物質、ポリマー又は製品を輸出する各締約国は、そうした輸出に対する輸出許可要件を確立し[全ての輸出品の種類、量及び仕向地を追跡し]、事前に通知された情報を取得し輸入国の書面による同意し、化学物質、ポリマー、マイクロプラスチック又は製品が輸入された後、附属書 A パート II 又は附属書 B の該当する条件に一致する方法で使用され。最終処分を含むライフサイクル全体を通じて、安全かつ環境に配慮した方法で管理されることを保証しなければならない。]

3.本規定に従って化学物質又は[附属書 A パート II にリストされるポリマー]、これらのいずれかを含む製品、又はマイクロプラスチック[又は附属書 B にリストされる製品]を輸出する各締約国は、輸出者に次を要求しなければならない：

a. 調和された開示要件[附属書 A に含まれる]に基づいて輸出された [ポリマー、] 化学物質又は製品の組成、及び人の健康又は環境に対する関連する有害性に関する完全な調和された情報を、関連する場合、安全データシートを含め輸入国及び輸入者に提供する；

b. [附属書 A に含まれる]関連する調和ラベル表示要件に従って、輸出された化学物質、[ポリマー又は] 製品を関連するものとしてマークし、ラベルを付ける；及び、

c. 包装、ラベル貼り、及び輸送に関する一般に受け入れられ、及び認識されている関連する国際規則、基準及び慣行を遵守する。

4. [付属書 A 又は B にリストされる]化学物質、[ポリマー]、マイクロプラスチック、又は製品について、調和された商品説明及びコーディング システムに基づく関税コードが利用できる場合、各締約国は、輸出時にその出荷書類にそのコードを記載することを要求しなければならない。

5.各締約国は次を輸入してはならない：

a. 懸念される化学物質、化学物質群[又は[化学物質及びポリマーに関するパート II.2]に言及されるポリマー]。

b. そうした化学物質[又はポリマー]を含むプラスチック製品；又は、

c. マイクロプラスチック又は[寿命が短い、及び使い捨て製品、及び意図的に添加されたマイクロプラスチックを含む、問題のある、及び回避可能なプラスチック製品[に関するパート II.3]で取り上げられる製品]；

OP5.c.その 2。製品が [製品設計に関する] 条文[5]に定められた基準を満たしていない；

ただし、この手段*で許可されている使用目的、又は[[廃棄物管理に関するパート II.9] の要件に従って]安全で、環境に配慮した廃棄の目的を除く。

OP5 その 2。この手段の非締約国への輸出又は非締約国からの輸入の場合、各締約国は無差別に本条の規定を適用しなければならない。

サブオプション 2

1.各締約国は、全ての締約国、特に発展途上締約国の持続可能な経済成長及び発展につながり、それによってプラスチック汚染の問題により良く対処できるようにする、支援的で開かれた国際経済システムを促進するため協力するものとする。[この協定*に基づいてプラスチックに対処するため取られる措置は、一方的なものも含め、恣意的又は不当な差別手段、又は国際貿易、特に発展途上国の輸出に対する偽装制限の手段を構成してはならない]。

サブオプション 3

1. 各締約国は、関連する国内規制に従い、及び WTO 法規に定められた国際的に拘束力ある多角的貿易システムの原則に従って、リストされた化学物質、ポリマー及び製品の貿易を規制しなければならない。

b. [無害な]プラスチック廃棄物の国境を越えた移動

サブオプション 0

テキストはなし。

サブオプション 1

1.各締約国は、輸入国の事前のインフォームド・コンセントを得て、この手段*に基づく義務、[及び他の多国間環境協定に関連する取決め、特に、適宜、有害廃棄物の越境移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約]と一致する方法で、安全で及び環境に配慮した管理を目的とする場合を除き、プラスチック廃棄物の国境を越えた移動を許可してはならない。

2.[第 1 項に従ってプラスチック廃棄物の国境を越えた移動が許可されている場合、]プラスチック廃棄物を輸出する各締約国は[本規定に従って]、そうした輸出に対する輸出許可要件を確立及び実施し、全てのプラスチック廃棄物の種類、量及びその全ての輸出目的地を追跡しなければならない。

3.第 1 項に従ってプラスチック廃棄物の国境を越えた移動が許可されている場合、各輸出締約国は次を行わねばならない：

a. 輸入国の書面による同意を得るまで、国境を越えた移動の開始を許可しない。これには、輸出されるプラスチック廃棄物が環境に配慮した方法で管理されるという同国の保証が含まれねばならない；

b.輸出者に次を要求する：

i. そのポリマー、化学物質、プラスチックにおけるコンテンツを含む輸出された廃棄物の組成、及び人の健康又環境に対する関連する何らかの危害性について、適宜、安全データシートを含む附属書 A に含まれる関連する調和開示要件に基づいて、輸入国及び輸入者に完全な情報を提供する。

ii. 附属書 A に含まれる関連する調和されたラベル表示要件に従って、輸出された廃棄物にマークを付けラベルを貼る；及び、

iii. 包装、ラベル貼り、及び輸送に、一般に受け入れられ認識されている国際的ルール、基準及び慣行を遵守する。

4. 統治機関*は、最初の会期で、他の多国間環境協定に基づく適切な関連の取決め、[中でも、有害廃棄物の国境を越えた移動とその処分の規制に関するバーゼル条約]を考慮しつつ、[第 3 項に定める][この目的]規定の[実施]のためのガイダンスを採択しなければならない。

5.各締約国は、プラスチック廃棄物[における]違法取引[及び投棄]を防止し、排除する[効果的措置を講じ]なければならない。

6.締約国は、関連機関及び政府間機関との相乗効果及び補完性を促進し、[第5項に基づく]不法な[輸出][貿易]及びプラスチック廃棄物の投棄を防止及び排除する効果的措置の採用及び実施に向け協力しなければならない。

サブオプション2

1.各締約国は、有害廃棄物の国境を越えた移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約で定義されるように、プラスチック廃棄物の国境を越えた移動が、環境に配慮した処分を目的とした場合にのみ許可されることを保証する適切な措置を講じねばならない。バーゼル条約の締約国は、プラスチック廃棄物の国境を越えた移動が、同条約の義務に従って確実に行われるよう適切な措置を講じなければならない。バーゼル条約が適用されない状況では、締約国は、関連する国内外の規則、基準、及びガイドラインを考慮した上でのみプラスチック廃棄物の国境を越えた移動が許可されることを保証しなければならない。

サブオプション3

1.各締約国は、それぞれの責務を認識し、努力及び作業の重複を避け、関連する地域及び国際条約との調整、協力を促進して、有害廃棄物の国境を越えた移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約に定められたプラスチック廃棄物の違法な取引、輸送、及び投棄を防止し、排除しなければならない。

サブオプション4

1.締約国は、プラスチック廃棄物の不法な輸出及び投棄を防止及び排除するため、効果的措置の採用及び実施に向け協力しなければならない。

オプション2

代替タイトル：貿易関連措置

1.この手段*は、その規定が世界貿易機関を設立するマラケシュ協定、及びその附属書の規定と矛盾しない限り適用される。

2.この手段*の実施のため締約国により確立されたあらゆる措置は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定に完全に準拠しなければならない。

11.海洋環境を含む既存のプラスチック汚染

1. 締約国は、[政府機関、非政府機関、学術機関及び科学及び研究機関、国際金融機関及び多国間開発銀行、非営利団体及びその他関連組織又は協会を含め複数の利害関係者からリソースを動員する][パート III に言及される協力メカニズム*、:条文番号は未定義、を通じたものを含め、][それぞれの能力に対する共通だが差別化された責任に従って][行動を起こし、[協力][しなければならない][奨励される]：

a.蓄積ゾーン[及び][ホットスポット][クリティカルポイント][及びセクター][の評価、特定及び優先順位付け][、

特定し、優先順位を付けることに[協力する][評価する]：

i. [陸域、淡水、及び]海洋環境[及び国の管轄外の地域]を含む、既存のプラスチック汚染の影響を最も受けているところ；及び、

ii. [全面的な][完全な]プラスチックのライフサイクルを考慮し [人の健康、]種、又は生息地]に対し脅威[を引き起こす][ごみ][プラスチック汚染][ゴミ]の量と種類が蓄積されている[ところ]。

b. [既存の国際協定の][有効な国際協定の]条項を考慮し、[陸域、淡水及び]海洋[環境及び]生物多様性の保全と持続可能な利用に[関連する]条項を含め、国の管轄権を[超えて][外側にある]地域で、[[除去されたプラスチック汚染を環境に配慮した方法で管理及び処分する][小島嶼開発途上国の特殊な状況を考慮し][小島開発途上国への不均衡な影響を考慮し] 特定された[特定された]蓄積地帯[及び]ホットスポット[及び][重要]部門]の浄化活動を含む[効果的な]緩和策及び[修復措置][除去措置]を[採用]する；及び、

OP 1.b. その 2。 [パート IV.4 手段*の実施の進捗状況と有効性評価の定期的な評価とモニタリング] に従ってモニタリングを支援するため、既存のプラスチック汚染に関するデータ及び情報を収集する。

c. [地元の][コミュニティ][母集団][市民社会]及び国民を含む[全ての利害関係者][民間部門、]及び市民、非政府組織をはじめ民間セクター]に[安全で]環境に配慮した[除去]** [修復] [活動]な活動への参加を促進する。

OP1.c.代替。地域住民、コミュニティ、市民との連携などを通じ、安全で環境に配慮した修復活動を促進する。

OP1.c.その 2。海洋環境を含むプラスチック汚染の現状に調査及び分布調査を行うとともに、影響評価、汚染除去及び修復に関する技術開発及び国際基準の設定を行う。

2.[各締約国][発展途上国]は、一般的なプラスチック汚染の種類及び[傾向、更には]プラスチック汚染に繋がる実践及び行動について、意識を高め、[氾濫原、沿岸地域、淡水地域]でのポイ捨てを含む更なるプラスチック汚染を防止する[収集した]情報を一般公開する[しなければならない][奨励される]。

OP2 その 2。化学物質、ポリマー及び製品を輸出する各締約国は、そうした輸出に対する輸出許可要件を確立及び実施し、全ての輸出の種類、量及び目的地を追跡しなければならない。

3.本条の規定を実施するため講じられる措置[パート II.11]は、[国の計画に関するパート IV.1] に従って伝達される国の計画に反映[しなければならない][することができる]。

OP3 代替 1。テキストはなし。

4. 統治機関*は、最初の会期で次を採択するものとする：

a. 蓄積ゾーン、ホットスポット、及びセクターを識別するための指標；及び、

b. 浄化活動が環境、生物多様性、及び人の健康に[負の]影響を与える可能性がないことを含め[効果的な削減及

び修復措置]を保証する視点とともに既存のプラスチック汚染に対処するため、[フリーで事前のインフォームド・コンセントによりアクセスできる]伝統的知識、先住民族の知識[を含む]、利用可能な最良の科学に基づく、利用可能な最良の技術及び最良の環境実践に関するガイダンス。

OP 4 代替 1。統治機関* は、この条項の実施を促進するため、必要に応じてガイダンスを採用するものとする。

OP 4 代替 2。統治機関*は、適切な補助機関から各国に関する既存のプラスチック汚染の評価、レガシープラスチック廃棄物による既存のプラスチック汚染を緩和及び修復するために必要な財源を取得しなければならない。

OP4 その 2。先進国の締約国は、歴史的にプラスチック製品の最大の受益者として、国の管轄外を含む海洋環境におけるレガシーの及び既存のプラスチック汚染に率先して取組まねばならない。

12.正当な移転

オプション 1

1.[誰一人取り残さず]各締約国は、この手段*の実施にあたり、[国際労働機関の公正移行ガイドラインに沿って]、[国の社会政策及び状況に従って]、[この手段の実施において*] [先住民族]、[地域社会]、[ウェストピッカー[及び[プラスチック][廃棄物]バリューチェーンの他の労働者]]、女性 [及び] [影響を受けるコミュニティ]の子供及び若者[を含む弱い立場にある人々]* に特別な配慮を払いつつ、[発展途上国に実施手段が利用可能であるという条件の下]影響を受ける母集団のためフェアで、公平でそして包括的な移行を、[各国の状況及び能力及び関連する国内規制に従って]推進し及び促進しなければならない。これには[各国の状況に応じて]次が含まれる場合がある：

OP1 代替。この手段*の実施にあたり、各締約国は、[自国の管轄区域内で、脆弱な状況にある労働者及び[人たち][人々]に特に配慮しつつ、影響を受ける母集団の公平でそして包括的な移行を促進しなければならない。これには次が含まれる場合がある：]

a. 公的機関、[労働組合]、[労働者協議会]、[ウェストピッカー]、非政府組織[、先住民族]、及び [地域社会][及び影響を受ける住民]に、[国の規制に従って][公正な移行の進捗状況に関するデータ収集、監視、評価及び国家報告を目的として]国のコーディネートを指定する；

b. 従業員の訓練、[開発及び社会プログラム、労働安全衛生対策の強化]及び安全性の措置を含め、それらのニーズ及び優先事項に[応じて][考慮して]、[プラスチックバリューチェーンのウェストピッカー及びその他労働者、及び][影響を受ける][影響される労働者及び]コミュニティへの収入、機会、及び生計を[確保し、][適切に]改善するため[統合する]政策[及び条件]を実現する；

c. 再利用、修理、廃棄物の収集及び分別の開発へを含む、プラスチックのバリューチェーン全体に亘るスキル及び雇用機会の開発を奨励する；

d. [廃棄物管理部門の[労働者]を含むバリューチェーン]全体に亘って[地域社会及び労働者へ][清潔で、健康的

で及び持続可能な][安全な労働]環境[及び、強力な社会的セーフティネット]を基本的人権の促進に関しライフサイクル全体に促進する；

e. [廃棄物管理部門における][ウエストピッカー及び]労働者]の労働条件、労働安全衛生及び社会的保護]を改善する。[これには、[ウエストピッカーその他][労働者[及びウエストピッカー]] を非公式かつ協力的な環境で法的に認知し保護する、及び[[地域の廃棄物管理システムに統合する]協会や協同組合]の[適切な社会経済的統合措置による活動の]形式化を促進することが含まれる；

f. [非公式で協力的な環境の[ウエストピッカーその他の]労働者を[安全な]プラスチックのバリューチェーンに統合する。これには[プラスチック製品の生産者、再生及び廃棄物管理会社に対し、収集及び分別したプラスチックを自社の運営スキームに組み込むよう要求することが含まれる]]；及び、

g. [EPR スキームを通じて徴収された料金の一部を、インフラストラクチャの改善[及び生計手段[、強力な社会的セーフティネット] の改善、及び廃棄物部門の労働者のスキルの開発の機会の改善に使用することを[要求][奨励]する。これには、非公式及び協力的な環境での廃棄物[ピッカーその他][労働者]が含まれる。]

2.[この規定を実施するため講じられた措置は、[[国の計画に関するパート IV.1]に従って伝達される]国の計画に反映されるものとする]。

OP2 その 2。各締約国は、影響を受ける労働者及びコミュニティのニーズ及び優先事項を考慮し、プラスチックのより循環経済への移行において、影響を受ける労働者及びコミュニティの収入、機会、及び生計を改善する政策を支援するものとする。

OP2 その 3。各締約国は、その管轄区域内において、脆弱な環境にある[人たち][人々]への不等で有害な影響を回避することを目的とし、プラスチック廃棄物を管理する固形廃棄物管理施設の位置、設計、建設を決定する際、社会経済的要因を考慮することを奨励しなければならない。

OP2 その 4。各締約国は、国内手続きに従って、政府のプラスチック廃棄物管理の決定又は措置について、一般の人々に意見を提供する機会を提供しなければならない。

オプション 2

1.各締約国は、本手段*の実施に際し、影響を受ける開発途上国への社会的及び経済的影響を特に考慮しつつ、持続可能な開発の意味合いにおいて、影響を受ける締約国のため公正、公平、及び包括的な移行/経路を促進及び促進するため協力しなければならない。先進国の締約国は、開発途上締約国の正当な移転を促進し促進する観点から、影響を受ける開発途上締約国に十分な資金、技術移転及び能力構築支援を提供しなければならない。

2.各締約国は、この手段*の実施にあたり、子供及び若者を含め、女性及び弱い立場にある人々に特別な配慮を払いつつ、影響を受ける人々のための公正、公平、及び包括的な移行/経路を促進し促進しなければならない*。これには、とりわけ制度的取決めを強化し、影響を受けるコミュニティの機会、能力、及び生計を改善する政策及

び条件を可能にすることが含まれる。

オプション 3

1. 各締約国は、この手段*の実施にあたり、開発途上締約国への持続可能な開発に向けた公正、公平、及び包括的な移行を促進し、及び促進するため協力しなければならない。先進国の締約国は、開発途上締約国の正当な移転を推進し、促進する観点から、十分な資金、技術移転、及び能力構築支援を提供しなければならない。

2. 各締約国は、この手段の実施において、女性、子供、及び若者に特別な配慮を払いつつ、公正、公平、及び包括的な移行を推進し、促進することができる。これには、とりわけ制度的取決めに強化し、影響を受けるコミュニティの機会、能力、及び生計を改善するための政策及び条件を可能にすることが含まれる。

3. この規定を実施するため講じられた措置は、国の計画に反映される可能性がある。

13. 透明性、追跡、監視及びラベル付け

オプション 0

この件に関するテキストはなし。

オプション 1

1. 各締約国は、[プラスチック汚染を終わらせるため、[その国の計画に従って、[その]国家情勢及び能力に拠り]、[関連する国家政策と規制を含め][及び発展途上国の場合に必要な実施手段に従って]、[自国の状況、及び能力、及び発展途上国の場合に必要とされる実施手段に応じて]次を行わねばならない：

a. [可能な限り][[一次及び二次プラスチックの]生産者及び輸入者[及び輸出者]][サプライチェーン全体のビジネス]に、それら[全体の]ライフサイクルを通じ、[WTO 規制と一致し、他の多国間環境協定との重複を避け、統治機関*によって採用されたガイドラインに基づいて、][全ての]プラスチック及びプラスチック[製品]の[有害な]化学組成[生産者]に関する[世界的に]調和した情報、[製造されたポリマーの種類及び量、製造に使用される化学物質の種類及び量]、を[開示][伝達][提供]し、[及びそうした情報を公的にアクセス可能なデータベースで利用できるようにする]ことを[要求][関与]する；

b. 統治機関*により[最初の会合で][WTO 規制と一致し、他の多国間環境協定との重複を避け][特に][安全で]環境に配慮した使用を目的として採択され[調和された]ガイドラインに基づく[ことを含め]、[特に]それらの[安全で]環境に配慮した使用、再生[、回収]及び処分]を目的として、[適宜、統治機関*によって採用されたガイダンスを考慮し]、[企業機密情報 (CBI) 及び人の健康及び環境影響][及び、この手段*への附属書に特定される可能性がある措置]、[及び][発展途上国にとって必要な技術の利用可能性及びアクセス可能性]の措置に従って、[[プラスチックのライフサイクル全体を通じ] 化学物質[、ポリマー]、[原料及び] プラスチック製品に含まれるプラスチックのコンテンツのトレーサビリティを[確保][改善]する適切な措置を講じる。

c. 統治機関により、その第 1 会期に[採用予定の]ガイダンスに基づいて、[特に][プラスチックのライフサイクル全体を通し人の健康及び環境を保護する][プラスチック及びプラスチック製品の安全かつ環境に配慮した使用、再生、及び廃棄]の目的で[及び手段*の附属書に指定される可能性のある措置に従って]、

[貿易の技術的障壁に関する世界貿易機関の協定の規定と一致する] [デジタル追跡、トレーサビリティ、]マーキング及び[環境]ラベルの要件を設定する。

OP1.c.代替 1。パート II セクション 5 に移動。

OP1.c.代替 2。プラスチックの循環性を促進し、情報に基づいた意思決定を可能にし、プラスチックの再利用、修理、回収、及び再生を促進するため、プラスチック製品のマーキングとラベル表示の実践を奨励する。

2.各締約国は、関連する容易で入手可能な情報を透明な方法で、[及び]規制されたプラスチック [製品][品目][を含め]、[ライフサイクル全体[に亘り][国内法と一致させ]、中小企業など能力が限られている企業の実施を、[又、[これらの活動][一次プラスチックポリマーの生産、輸出入]に関連する補助金及び財政的奨励金も同様に考慮し、[可能な範囲で、][プラスチックポリマー]、[プラスチック][及びプラスチック製品]の生産、輸出入のタイプ、及び[容量][重量]を[追跡し][及び公表及び更新][する国の監視システムを[監視し]及び[設立]しなければならない[義務付けられねばならない]。

OP2 その 2。各締約国は、金融セクターを含む大規模かつ多国籍企業に対し、その活動、リスク、機会、依存関係及び影響、及びその供給源を含むプラスチック汚染に関連する全ての発生源からの資金の流れについて、強制的な開示を確保するための法的、行政的又は政策的措置、バリューチェーン及びポートフォリオを講じるものとする。

3. 各締約国は、第 2 項に従って収集した情報を [自国の領土内で機能するリサイクル施設に関する情報とともに] 標準化された形式で [可能な場合]統治機関* に報告[しなければならない][することが奨励される]。

OP3 その 2 の 1。締約国は、各国の状況及び能力に従って、[パート III]に言及される協力メカニズムを通じたものを含め、国際協力によって支援され、上記の規定を実施する。

OP3 その 2 の 2。各締約国は、この条項の要件を管理及び実施するため必要なデータベースを開発及び推進し、統治機関* によって確立される可能性のあるグローバルデータベースの開発及び保守に協力しなければならない。

OP3 その 2 の 3。開発途上国の締約国は、各国に関して第 1 項に規定された義務を遵守するため求められる技術的及び資金的資源の評価に基づいて、必要な技術的及び資金的援助を提供されねばならない。

OP3 その 4。統治機関*は、発効後[X]年に開始し、その後少なくとも[X]年ごとに、改訂ガイドラインの必要性を評価する目的で、本条に基づいて作成されたガイドライン及び附属書の見直し、又、公衆衛生及び環境を保護するため、又はその他の方法でこの手段の有効性を向上させるため、新規又は追加の付属措置*を実施しなければならない。

13 その2。パート II に関連する包括的規定

1. 締約国は、統合的かつ包括的な国家政策を採用することにより、社会全体のアプローチを通じてプラスチックの循環を促進し、プラスチックの環境への漏洩を防止する効果的仕組みを社会に確立しなければならない。

2. 締約国は、この手段の目的の達成に向け、プラスチックの循環を促進し、プラスチックの環境への漏洩を防止し、時間をかけて対策を強化するため、生産、流通、販売、消費、廃棄物管理、及び廃棄などプラスチックのライフサイクルの全ての段階で必要な措置を講じなければならない。

3. 前の項に関連し、締約国は、附属書 X にリストされるプラスチックのライフサイクルの各段階で効果的な措置を講じなければならない[14]。附属書 X にリストされる強制的及び自主的措置は、国の行動計画に適宜反映されなければならない。統治機関*は必要に応じて附属書を見直すことができる。

パート III

1. 資金調達[メカニズム[及び資源]]

代替タイトル：財源 [(及びメカニズム)]

OP0:[15] 途上国の締約国によるこの手段*の実施の全体的有効性は、この条項の有効性と関連するであろう。

OP0 代替。テキストはなし。

1. [締約国][各締約国]は、[[その国家政策、優先順位、計画、及びプログラムに従って]、[適宜]この手段*を実施することを意図とした国の活動に[彼らの能力の範囲内で]必要な資源を[提供しなければならない][するものとする][約束する]。こうした資源には、国内[関連政策、開発戦略、及び国家予算を通じた資金]及び[二国間及び多国間][国際]資金、並びに民間部門の[投資及び拠出][資金調達][自発的な拠出を含むが含まれる場合がある。][16]

OP1 代替。締約国は、この手段*の実施を意図とした国の活動に必要な資源を提供しなければならない。プラスチック汚染に取り組むための資源の動員には、アディスアベバ行動アジェンダ (AAAA) 及び汚染者負担原則 (PPP) に沿って、国内及び国際、公的及び民間のあらゆる資源が含まれるものとする。締約国は、公的及び民間の投資、及び融資を手段の目的及び条項に合わせて調整することを含め、民間資金の動員を増やすよう努力しなければならない。国際金融機関及び多国間開発銀行、特に世界銀行グループ及び国際通貨基金は、地球環境ファシリティとの提携を含め、この手段の実施を支援することを検討するよう求められる。[69]

OP1 代替 2。テキストはなし。

2. [開発途上締約国][最も必要としている][、特に小島嶼開発途上国]及び後発開発途上国[及び経済移行期にある国々][国内資源が限られており、生産能力に大きな課題がある締約国]に対し、[プラスチックの排出及び放出を避

けるため取られる最も効果的でコストパフォーマンスの良い措置への支援を優先化させることにより、][資金提供、能力構築 [、技術支援]、及び[自発的及び相互合意の条件での]技術移転を含め)、[発展途上国][[そうする立場にある]締約国]は、[能力の範囲内で提供する][提供する][十分な][自発的に][補助金又は譲許的条件で][支援を増やす][ものとする][しなければならない]、そして [多国間組織、機関及び基金][多国間、地域及び二国間機関]は[するものとする][することが奨励される]。

OP2 代替。先進国の締約国は、開発途上国締約国及び移行経済締約国が、本手段に基づく義務を果たす措置の実施に係る合意された増分費用の全額を賄えるようにするため、新たな及び追加の財源を提供しなければならない。開発途上国締約国によるこの手段*の実施のために、多国間組織、機関、基金を含む他の資金源からの拠出が、資金、能力開発、技術移転などを通じた支援を強化するよう奨励される。他の締約国も、自発的に、及びその能力に応じて、そうした財源を提供する場合がある。これらの約束の実施には、適切性、予測可能性、適時の資金の流れの必要性、及び拠出国間での負担分担の重要性が考慮されねばならない。

3.締約国及び他の利害関係者は、本条第 2 項[及び第 3 項]を実施するにあたり、[途上国締約国、特に][下流の低開発国である締約国、]小島嶼開発途上国[又は後発開発の途上国][又は環境的又は生態学的に脆弱な発展途上国][群島国家、プラスチック汚染に対し脆弱であると考えられる特別な地理的条件又は特徴を持つ国]に、[又は経済移行期にある国][及びその経済が化石燃料及び関連するエネルギー多消費製品の生産、加工、輸出及び/又は消費から得られる収入に大きく依存している国々]を含め、特定のニーズ及び特殊な状況を考慮に入れるように奨励される。

OP3 代替。テキストはなし。

OP3 その 2。[17] 途上国の締約国がこの手段*に基づく約束をどの程度効果的に履行するかは、先進国締約国が財源、技術援助及び技術移転に関し、この手段*に基づく約束を効果的に履行するかどうかにかき依存するだろう。持続可能な経済社会の発展及び貧困の撲滅が開発途上締約国の第一かつ最優先の優先事項であるという事実は、人の健康及び環境の保護の必要性を十分検討し十分考慮されることになる。

4. [新たに追加的な]予測可能で[持続可能]で適切で[アクセス可能な]タイムリーな財源を提供するためのメカニズムが、この手段*の実施を[優先]支援するため、[国内資源に限られ、生産能力に重大な課題を抱えている国][途上国締約国][最も必要としている国][特に小島嶼開発途上国及び後発発展途上国][経済移行期にある国]、[特に下流の低開発国][及び環境又は生態学的に脆弱な開発途上国][開発途上締約国、特に能力とガバナンスのギャップが最も大きい締約国、特に小島嶼開発途上国及び後発開発途上国]によりプラスチックの漏洩を制御するために講じられる効率的な対策のためここに確立される。このメカニズムには、 [国内及び国際、公的及び民間の全てのソース]からの資金源を含め][国際的なプラスチックポリマー生産者が支払う、及び必要な立法、規制、行政上の措置の導入のための世界的プラスチック汚染の手数料の確立を含め][資源動員の主導権を握る先進国の締約国とともに公的及び民間からを優先し、][先進国及びそうする立場にあるその他の国々]からの資金源が含まれねばならない。

OP4 代替。途上国締約国、特に能力及びガバナンスのギャップが最も大きい締約国、特に小島嶼開発途上国及び後発開発途上国によるこの手段*に基づく義務の履行を支援するため、予測可能で、持続可能な、充分で、アクセ

ス可能で、及びタイムリーな財源を優先しなければならない。このメカニズムには、国内及び国際、公的及び民間のあらゆる資金源からの資金が含まれねばならない。

OP4 代替 2。締約国は、この手段*の実施における途上国の締約国を支援するとき、技術移転[及び開発、能力開発、訓練]を含む資金的及び技術的援助を提供することを目的としたメカニズムを確立する。

OP4 代替 3。途上国締約国によるこの手段の実施を支援するため、予測可能で、持続可能で、充分で、及びタイムリーな財源を提供するメカニズムがなければならない。特に能力及びガバナンスに最大のギャップがある締約国、特に小さな島の発展途上国及び後発開発途上国を優先する。このメカニズムには、国内及び国際、公的及び民間のあらゆる資金源からの財源が含まれねばならない。

OP4 その 2。全ての締約国はこのメカニズムに貢献することが期待される。このメカニズムは、民間部門を含む他の資源からの資源の提供を奨励し、そうした資源をそれが支援する活動に活用するよう努めなければならない。

OP4 その 3。第 2 項及び第 4 項で提供される支援は、プラスチックの排出及び放出を防止するためのプラスの効果最大化するため、地域社会内で事前に綿密に計画され、又、地域、準地域、又は国家の取決めと調整された、最も効果的かつ費用効率の高い措置を対象としなければならない。支援の優先事項は、安全で、環境に配慮した廃棄物管理に不可欠なプラスチック廃棄物の取扱い、分別、収集、輸送、保管、再生、及び処理のた。の効果的な社会システムを地域レベルで確立することに与えられねばならない。

5.[この手段*の目的として]このメカニズムは、統治機関*のガイダンスの下で運営され、統治機関*に対し責任を負わねばならない[。統治機関*は、この手段*に関連する[全体的な]政策、プログラムの優先順位、及び資格基準に関するガイダンスを提供しなければならない*]。これには[全体的な戦略、政策、プログラムの優先順位、及び財源へのアクセス及び利用の資格に関するガイダンスを提供しなければならない。更に、統治機関*は、メカニズムから支援を受けることができる活動のカテゴリの指標リストに関するガイダンスを提供しなければならない]。
[18]

OP5 代替。多国間基金の目的のため、統治機関*は、統治機関*の権限の下で運営される執行委員会を設立し、資源の支出を含む運営政策、ガイドライン及び管理上の取決めの実施を開発及び監視しなければならない。執行委員会は、統治機関*の同意に従って、委任規約に指定されている任務及び責任を遂行しなければならない。執行委員会のメンバーは、締約国のバランスの取れた代表に基づいて選出され、統治機関*によって承認されねばならない。この項に基づく決定は、可能な場合、常に合意によって行われねばならない。合意に向けた合理的な努力が尽くされ、合意に達しなかった場合、出席し投票する執行委員会のメンバーの 3 分の 2 の多数決によって決定が採択されねばならない。

OP5 その 2。プラスチック汚染に対処する緊急性を認識し、統治機関*は、遅くともその[]会合までに、資金メカニズムの初期の資源動員目標を決定しなければならない。

OP5 その 3。統治機関*は、このメカニズムに基づく資金の特定と動員について定期的に報告し、勧告しなければならない。この条項に規定されている考慮事項に加え、統治機関* は特に次を考慮しなければならない：

(a) 開発途上締約国のニーズの評価；

(b) 資金の利用可能性及び適時の支出；

(c) 資金調達及び配分に関する意思決定及び管理プロセスの透明性。

OP5 その 4. 統治機関*は、更に、開発途上締約国に対する能力構築、技術援助、及び技術移転の提供を含む、財源の充分さ、有効性及び利用可能性を評価するため、資金メカニズムの定期的見直しに着手しなければならない。

OP5 その 5. 統治機関*は、最初の会議で上記の項目を有効にする取決めに同意しなければならない。

オプション 1

6. このメカニズムは、新たに設立された専用基金*で構成されねばならない。[19]

OP6 代替。この手段に基づく彼らの約束を果たす必要がある適格な発展途上国[及び経済移行国]に資金を提供するため、ここに専用の多国間基金が設立される[20]。

OP6 代替 2。メカニズムには次が含まれねばならない：

a. [合意された規制措置を遵守する][手段を実施する]ため、[発展途上国締約国][及び移行経済諸国]に支援を提供するための[主な手段として][新たに設立された専用の[かつ独立した][多国間]基金*]；

b. [[開発途上締約国、特に小島嶼開発途上国及び後発開発途上国[及び経済移行途上国]を支援するための活動、能力構築及び技術援助を裏付ける、手段の実質的な規定における期限付きの国際融資プログラム。資金提供はこれらの規定の範囲に見合ったものでなければならない]；]

c. [[ある][国連]評価規模に基づいて非発展途上国締約国からの拠出によって資金調達され、この手段*の実装のサポートに新たな、予測可能で、安定した、十分な及びタイムリーな財源を無償提供に基づいて提供する次のための多国間基金：

i. 活動を可能にする；

ii. 合意されたコンプライアンスの増分コストその他のコスト；

iii. 技術支援、能力開発及び訓練；

iv. 相互に合意した条件に基づく技術移転及び開発；

v. 多国間基金の事務局の業務及び関連する支援費用。]

[金融メカニズムの財源の一部は、民間部門からの資金の流れを動員するために利用され、小島嶼開発途上国及び

後発開発途上国[及び経済移行期諸国を含む]を含む開発途上国におけるプロジェクト及びプログラムを支援するため使用されねばならない。]

[金融メカニズムは、メカニズム内での資金利用において重複が回避され、補完性及び一貫性が促進されるよう努められるものとする。]

OP6 代替脚注 71. 資金提供される要素は、金融商品*の管理団体*によって決定されるものとする。

OP6 その 2. 早期の行動及び実施を支援するため、このメカニズムは、開発途上締約国、特に小島嶼開発途上国、後発開発途上国[及び経済移行国]、及び環境的又は生態学的に脆弱な発展途上国がアクセスできる既存の金融協定内の専用基金でも構成されねばならない。

OP6 その 3. 専用基金から発展途上国締約国[及び経済移行国]への拠出は追加的なものであり、こうした締約国が受け取る他の資金移転とは区別されねばならない。

OP6 その 4. 専用資金は、共通だが差別化された責任の原則に従う締約国によるものを含め、様々な資金源から定期的に補充されねばならない。

7. 統治機関*は、最初の会期で、新たに設立された専用基金の運営に関する取決め、[実現を可能にする活動、及びサポートを受けることができる合意された増分その他のコストの指示リストを含め][第 3 項及び第 4 項を必要に応じ考慮とともに][同意][採択]しなければならない。

OP7 代替. 統治機関*は、金融メカニズムを統治するため常設機関を設立しなければならない。常設機関は、開発途上締約国[及び経済移行国]のそれぞれが合意された規制措置を順守するため、技術移転を含む技術及び同様に資金需要の評価、及びそのための資金の動員を行わねばならない。

OP7 代替 2. この手段の統治機関*は、合意された管理措置を順守し開発途上締約国[及び経済移行国]において、専用基金を通じて資金提供される活動及びそうした資金を提供する活動を決定しなければならない。

OP7 その 2. 活動に資源を提供する際、そのメカニズムは、国内金融、二国間、地域、多国間機関、及び民間部門からのものも含め、金融商品*の目的を推進する全ての資金の流れに関し、その活動に対する支援の追加性及び補完性を考慮するものとする。

OP7 その 3. この手段*の目的を推進するため、全ての資金の流れに関する透明性のある情報を提供するプラットフォームがここに確立される。このプラットフォームは、第 7 項その 2 に従って情報を提供しなければならない。

OP7 その 4. 締約国、二国間、地域及び多国間機関、及び民間部門は、資金の流れをこの手段*の目的達成に向けた経路と一致させるため対応を取ることが奨励される。

OP7 その 5。活動に資源を提供する際、このメカニズムは、提案される活動へのポテンシャルがコストと比較して環境へのプラスチックの放出を削減する可能性、及び限られた国内資源及び大きな能力課題を持つ締約国に対する限られた資金援助を優先する必要性を考慮するものとする。

オプション 2

6. このメカニズムは、[他の環境問題との相乗効果を促進する見解とともに][既存の金融協定][地球環境施設信託基金][内部の専用基金]で構成されねばならない*[21]。

OP6 代替。この協定*に基づく約束を果たす必要がある適格な発展途上国[及び経済移行国]に資金を提供するため、専用の多国間基金がここに設立される。[22]

OP6 代替 2。財務メカニズムには次が含まれる：

- a. [既存の基金、例えば地球環境ファシリティ信託基金]；
- b. 国家行動計画及び締約国が定めるその他の活動（技術、ロイヤルティ、能力開発などへのアクセス）の実施を支援するプラスチック実施基金；及び、
- c. 国の管轄外の地域を含む海洋環境におけるレガシープラスチックの修復を支援する修復基金。

7. 統治機関*は、遅くとも最初の会期で、[既存の金融協定*][地球環境ファシリティ]の統治機関*及びメカニズムの運営に関する取決めを締結しなければならない。

OP7 その 2。活動に資源を提供する際、このメカニズムは、国内金融、二国間、地域、多国間機関、及び民間部門からのものも含め、金融商品の目的を推進するため、手段*の全ての資金の流れに関し、その活動に対する支援の追加性及び補完性を考慮するものとする。

OP7 その 3。この手段*の目的を推進するため、全ての資金の流れに関する透明性のある情報を提供するためのプラットフォームがここに確立される。このプラットフォームは、第 7 項その 2 に従って情報を提供されねばならない。

OP7 その 4。締約国、二国間、地域及び多国間機関、及び民間部門は、資金の流れをこの手段*の目的達成に向けた経路と一致させるための対応をとることが奨励される。

OP7 その 5。活動に資源を提供する際、このメカニズムは、提案されている活動がコストと比較し環境へのプラスチックの放出を削減するポテンシャル、及び限られた国内資源と大きな能力課題を持つ締約国に対する限られた資金援助を優先する必要性を考慮するものとする。

上記のオプション 1 及び 2 に共通の規定

8. 統治機関*は、[遅くとも[第 3 回][第 4 回]会期までに、そしてそれ以降]定期的に、[全ての資金源からの]資金のレベル、[手段*の目的を推進するための全ての資金の流れに対する資金源に対する資金の追加性及び補完性]、本条に基づいて確立されたメカニズムを運用するため[委託された団体へ]統治機関*が提供するガイダンス、及びその有効性、同様に、[途上国締約国の][最も必要としている変化するニーズに対処する能力]、[及び経済移行期にある締約国][国内資源が限られており、生産能力に重大な課題を抱えている締約国]を検討しなければならない。それは、こうした検討に基づいて、メカニズムの有効性を改善するため[関連する対策を講じ][全ての締約国が同意することを目的とした勧告を行]わねばならない[23]。

9.各締約国は、その管轄区域内のプラスチックポリマー生産者が支払うプラスチック汚染の手数料を[適宜]確立し、その徴収に必要な立法、規制、及び行政措置を採用[しなければならない][することが奨励される]。[統治機関*は、その最初の会期で、第 4 項に確立された財政メカニズムへの手数料の拠出を含む、世界的なプラスチック汚染の手数料の実施に向け様式及び手順を採用しなければならない。 [24]]

OP9 代替。テキストはなし。

OP9 その 2。世界的プラスチック汚染の手数料は、次を含め、プラスチック汚染を終結させる特有のコストに合致する十分な資金を提供することになる：

a. プラスチック廃棄物を安全かつ環境に配慮した方法で管理するため不可欠なインフラへの投資にかかる高額な資本コスト；

b. 発展途上国に多大な影響を与えるレガシープラスチック汚染の修復；

c. 技術移転、能力構築研究、イノベーション、教育及び開発を含む、将来の条約実施のその他の側面；

d. 廃棄物管理システムの確立にかかる資本コスト（通常は EPR スキームではカバーされない）、及び必要に応じその運営コストをカバーするための一貫した及び予測可能な収益フローを利用可能にすることによる、国の EPR スキームの確立、運用化、及び拡大の支援；

e. 助成、子供、若者、ウェストピッカーなど、将来の手段により不利益を被る可能性のある弱い立場にある人々に正当な移転のための十分な資金の確保。

OP9 その 3。各締約国は、プラスチック製品の加工及び回収に技術提供する拡大生産者責任制度を強制しなければならない。 [25]

10.各締約国は、[[この手段の目標として*]プラスチック汚染及び人の健康及び環境への関連リスクの終結に向けた道筋、及び資金の流れを一致させる]ための措置を取ら[目指さ]なければならない：

a. [マイクロプラスチックを含め、ライフサイクルに亘るプラスチック及びプラスチック製品からの環境への排出及び放出となる[プロジェクト][活動]に向けた、国内及び国際、公共及び民間の全ての資金源からの資金の流れの[削減][段階的廃止]；及び、]

b.[国内及び国際、公共及び民間のあらゆる資金源から、マイクロプラスチックを含め、ライフサイクルに亘るプラスチック及びプラスチック製品の排出及び環境への放出を防止又は削減する[プロジェクト][活動]に、[効果的な再利用及び再生システム、及び]適切な廃棄物管理インフラストラクチャの開発を含め、資金の流れを増やす。

OP10 代替。各締約国は、マイクロプラスチックを含め、プラスチック及びプラスチック製品のライフサイクルに亘る環境への排出及び放出を防止又は削減するプロジェクトに、適切な廃棄物管理インフラの開発を含め、国内及び国際、公共及び民間のあらゆる資金源から資金の流れを増やすことが奨励される。

OP10 代替 2。テキストはなし。

OP10 その 2。この条文に記載される資金メカニズムは、他の環境問題に関して開発される可能性のある何らかの将来の取決めを損なうものではない。

2.能力構築、技術支援、技術移転

代替タイトル：能力構築、技術的及び科学的協力、技術移転

代替タイトル 2：能力構築及び技術支援

1. [[全ての]締約国][先進国]は、[最も必要としている][全ての]途上国へ、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、[及び環境的及び生態学的に脆弱な発展途上国]、[群島国家を含め、プラスチック汚染に対し脆弱であると考えられる特殊な地理的条件又は特性を持つ国]、[同様に、群島諸国を含め、プラスチック汚染に対し脆弱であると考えられる地理的条件や特性をもつ国々]に、それぞれの関連する能力の範囲で、[新たな及び追加の]タイムリーで、[持続可能な]、[包括的、及び][永続的][及び十分な][及び適切な]能力構築及び[資金及び]技術援助[研究開発を含め]の措置を、この手段*に基づく義務の履行を支援するため*[そして一度構築されたそのような能力を維持するため、][提供する[可能になるよう協同]しなければならない][及び関係者は求められる][26],[27]。[能力構築活動では、そうした対策の開発及び実施の両方において、締約国及び利害関係者、特に女性、若者、非公式（廃棄物）部門の労働者、先住民及び地域社会（IPLC）、その他弱い立場にあるグループへの支援に重点を置くものとする。][能力構築は、国のニーズに基づき、それに対応して国主導で行われ、特に開発途上国の締約国に対する締約国のオーナーシップを促進するものとする。]

OP1 代替。テキストはなし。

2. [統治機関*は][国の実施報告書を通じて表明された発展途上国の締約国のニーズを考慮し]、[遅くとも第 3 回会期までに、その後は定期的に]この手段*の実施を支援するための能力構築及び技術支援を検討[継続]し、[及び、能力構築及び技術支援の有効性を高めるため、他の多国間環境協定その他関連するイニシアティブと[適宜]協力及び調整を促進しなければならない]。

OP2 代替 テキストはなし。

OP2 その2。第1項に基づく技術支援及び能力構築、及び遵守に関する規定は、既存の地域及び準地域センターを含む地域、準地域及び国内協定を通じ、その他多国間及び二国間協定を通じ、及び民間部門及び/又は他の利害関係が関与するものを含め、パートナーシップを通じて提供される可能性がある。技術援助及びその提供の有効性を高めるため、適宜、関連する他の多国間環境協定との協力及び調整が求められるものとする。

3.[先進国その他の]締約国は、[それぞれの能力の範囲内で]、[民間部門及びその他関連パートナー及び利害関係者の支援を受け]、[開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、及び経済移行期締約国へのプラスチック汚染に対処するため、[削減、再利用、再生、再充填、修理、及び非プラスチック代用品含む][安全で及び持続可能な][環境に配慮し持続可能な]代替品及び非プラスチック代替品を[所有権を十分に考慮した上で]、[適宜]相互に合意された[条件][など][譲歩的及び優先的条件を含め、公平で最も好ましい条件に基づき][及び]最新の環境に配慮し、[及び内因性[経済的及び効率的な]技術の[普及及びアクセス]の開発、移転を推進及び促進しなければならない。[この条項を実施するにあたり、締約国は、新規技術及び革新的ソリューションを追求するためのイノベーション及び投資を促進及び促進し、[及び、[財源及び所有権に関するものを含め]必要不可欠な技術へのアクセスを促進しなければならない。]]

OP3 代替。テキストはなし。

OP3 代替2

[3.]技術 [移転]

1.[先進国の締約国は、開発途上締約国がこの手段を実施するための技術移転を促進し、強化するため協力するものとする*。]

2.[締約国は、プラスチック廃棄物の収集、分別、処理及び再生に係るもの、並びに安全で持続可能な代替品及び非プラスチック代替品に関連するもの]を含め、[環境に配慮した方法で]プラスチック汚染に対処する最新の[環境に配慮した]技術の開発、[相互に合意した条件で]移転を推進及び促進しなければならない。この条項を実施するにあたり、締約国は、新規技術及び革新的な解決策を追求するイノベーション及び[包括的]投資を推進及び促進し、[財源及び]所有権を含め必要不可欠な技術へのアクセスを促進しなければならない。

3.[各締約国は、手段*の実施に関連する分野における貿易及び技術移転の自由を確保しなければならない。特に、プラスチック汚染との闘い、廃棄物管理及びプラスチック廃棄物のリサイクルの強化、同様にこの手段*の対象となるその他の活動に関連する設備の取引及び技術移転について、いかなる禁止又は制限も制定又は維持されてはならない]。

4.[技術サイクルの様々な段階における技術開発及び移転に関する協力的行動の強化を含め、本条の実施のため開発途上締約国に資金援助を含む支援が提供されねばならない。]

OP3 その2。各締約国は、プラスチック製品の加工及び回収のための技術を提供するため拡大生産者責任制度を

強制しなければならない[28]。

OP3 その 3。先進国締約国は、この手段を実施する途上国の締約国の能力を強化し、及び持続可能性と開発された能力を保証するため協力しなければならない。

OP3 その 4。協力メカニズム*がこれにより確立される。協力メカニズム* は次を提供しなければならない：

a. 締約国が本手段*の規定に従って行われる活動に関する情報にアクセスし、提供し、広めることを可能にする手形交換所プラットフォーム；

b. この手段*の規定に関し、締約国が科学、技術、イノベーションにおける協力の必要性を特定できるよう支援する；

c. 能力構築のニーズのマッチングについて、利用可能な支援とともに、及び提供者として参加することに関心のある政府、非政府又は民間団体を含め、技術移転の提供者とともに促進し、及び関連ノウハウへ専門知識のアクセスを促進する；

d. これらの特定されたニーズを満たすため科学的、技術的及び技術的協力を促進する；

e. 発展途上国である締約国の利益のため訓練活動を促進する；

f. 発展途上国の締約国が利用できるその他の多国間、地域的、二国間協力を促進し、監視する；

g. 統治機関*によって決定されるか、又は本手段*に基づいて統治機関に割り当てられるその他の機能を実行する。

5. 協力メカニズム*委員会が、ここに設立される。

6. 委員会は、協力メカニズム*の機能を調整し、効率性及び有効性を監督しなければならない。それは報告書及び勧告を提出し、統治機関*がそれを検討し、必要に応じて措置を講じなければならない。

7. 委員会は、ジェンダーバランス及び公平な地理的分布を考慮し、締約国によって指名された、この手段*の最善の利益に客観的に奉仕するメンバーで構成されねばならない。委員会の運営に関する付託条件及び方式は、最初の会議で統治機関*によって決定されねばならない。

パート IV

1. 国家[行動][実施]計画

OP0 : [29] この手段に基づく措置の進捗状況の集約的な評価を可能にするため、様式に加えて共通の書式及びガイドラインが必要である。

OPO 代替。テキストはなし。

1.各締約国は、[その能力に従って、適宜][プラスチック汚染を終わらせる][及びその目的を達成する][その国家的に決定された目標を追求するため、国内協議を通じて、適宜、定量的かつ測定可能な目標を含め、拘束力のある行動を伴った]国の[行動]計画[30]を策定し、実施[しなければならない][することが奨励される][この手段*に基づく義務を履行する]。[そうした計画は、様々な国内状況を考慮して作成されるべきであり、[統治機関*]によって採用されるガイダンスに従うこともある。][国の[行動]計画は、書式、ガイドライン及び]附属書 G の様式に基づかねばならない][づくものとする][づくことができる]。それは、[各国の現実及び状況 [社会経済、人の健康及び環境に対するプラスチック汚染の影響]への調整に柔軟なものとする]、及び[可能な範囲で][31]。つぎに関連する要素[必要な措置][が含まれるが、これらに限定されない]を含[まなければならない][むものとする][むことができる]：

a.[一次プラスチックポリマー；]

b.[懸念される化学物質[及びポリマー；]

c.[問題があり回避すべきプラスチック製品；]

d.[製品の設計と性能；]

e.[プラスチック及びプラスチック製品の削減、再利用、詰替え及び修理；]

f.[再生プラスチック材の使用；]

g.[拡大生産者責任；]

h.[ライフサイクル全体に亘るプラスチックの排出及び放出；]

i.[廃棄物管理[非公式部門によるものを含む]；]

j.[漁具；]

k.[海洋環境を含む既存のプラスチック汚染；]

l.[正当な移転；]

m.[国の計画の実施のための監視及び報告の枠組み；]

n.[行動変容及び能力開発を目的としたものを含む、プラスチック汚染に関する教育及び意識向上プログラム；]

o.[評価及び監視；]

p.[研究、開発、イノベーションの促進；]

q.[発展途上国、特に小島嶼開発途上国に対する財政支援、能力構築、技術移転に関する先進国のコミットメント；]

r.[民間部門、非公式プラスチック廃棄部門、ウェストピッカー、先住民族、地域社会を含む、プラスチック汚染に対処する全ての利害関係者による行動を促進、奨励、組込み；]

s.[この手段に基づく義務を遵守するための法的、政策および規制上の取決め*；]

t.[この手段に基づく報告要件の遵守をサポートするための措置*；]

u.[透明性の監視、追跡、ラベル付け；]

v.[リストに記載された化学物質ポリマー及びプラスチック廃棄物中の製品の取引；]

w.[国内融資；]

x.[非プラスチック代替品；]

y.[能力構築及び技術移転；]

z.[一般の認識；]

aa.[情報交換；]

bb.[温室効果ガスの排出量の定量化、及びライフサイクル全体に亘るプラスチックの排出量及び放出量の測定方法；]

cc.[開発途上国、特に後発開発途上国、小島嶼開発途上国、環境及び生態学的に脆弱な開発途上国に提供されるものを含む実施手段。]

【OP1 シャポーその 2。国の計画は[国の能力及び状況に従って][包括的かつ入手可能な最良の知識とデータに基づいて][(a)既存の国内法及び規制、及び(b)国内の状況及び能力に従って策定される]ものとする。

[OP1 シャポーその 3。締約国は、国の状況、能力、可能性に応じて、国の計画に要素を追加できる。]

OP1 代替。各締約国は、先進国が行動を主導し、本手段*の目的の効果的な実施のために開発途上締約国を支援

する必要性を認識しつつ、この手段*の目的を達成するため、自国の状況に最も適合する国内で決定された行動計画を策定し、実施しなければならない。

OP1 代替 2。各締約国は、附属書 G に規定される形式に従って、この手段*に基づく義務を履行するため取ろうとする措置を記述する国の行動計画を作成しなければならない。

OP1 代替 3。各締約国は、この手段*に基づいて定められた義務を遵守するため、国の状況及び能力に基づいて国の計画を作成しなければならない。統治機関*は、国の計画作成及び提出のためのガイダンス及び様式を提供しなければならない。国の計画は国の主導で行われ、締約国は国の状況及び能力に基づいて国の計画で実施される活動を決定することになる[32]。

OP1 代替 4。テキストはなし。

2.各[先進国]締約国は、この手段*が発効した日から[X][2][5]年以内に、当初の国の[行動]計画を統治機関*の事務局に通知しなければならない。

OP2 代替。各締約国は、その締約国の手段*が発効してから[X]年以内に国の行動計画を事務局に提出しなければならない。

OP2 その 2。各発展途上国の締約国は、この目的のための財政的及び技術的支援が参照可能でありそのアクセスが可能であれば、統治機関*に国の計画を自発的に伝達できる。

3.各締約国は、国の[行動]計画を[必要に応じ]作成及び提出する際、第 1 項に言及された[形式][様式]に従って指導[されねばならない][されるものとする。[国の行動計画には、中期的な目標及び行動、及び手段*の目的及び目標を達成するための長期的戦略が含まれねばならない。]

OP3 代替 テキストはなし。

OP3 その 2。国の計画における措置は、義務に限定されるものではなく、手段*の目的に向けた中長期戦略の策定を含む野心的「行動」も対象となる。

OP3 その 2 代替。各締約国は、実施の進捗状況を示すことを目的として、国の行動計画を [X][5]年ごと、又は締約国が決定した場合にはそれより早く更新しなければならない。

4.締約国は、[国の状況と能力に基づき]、統治機関*によって採用されたガイダンスに従って、いつでもその国家[行動]計画[野心のレベル][向上の可能性を][強化することを目的に][新たな措置を][調整する][組込む]ことができる。

OP4 代替 テキストはなし。

5.締約国は、必要に応じ、この手段*の実施を促進するため、[サブ地域及び]地域の計画の[開発][確立]及び実施について調整する[ことが奨励される][ことができる]。

OP5 代替。テキストはなし。

6. [先進国]締約国は、統治機関*の決定によって指定される方法で、[[進捗状況を表す各更新とともに][達成された進捗状況及び/又は直面している課題を示す]締約国の以前の国の[行動]計画と比較し][様々な国の状況を考慮し]国の[行動]計画を見直し、更新し、統治機関*に伝達しなければならない[一方、先進国締約国は[5]年[複数年]ごとに報告し、発展途上国締約国は[X]][4][5][10]年[複数年]ごとに報告しなければならない]。

OP6 代替。締約国は、国の状況及び能力に基づいて国の計画を見直し、更新し、統治機関*が規定する方法で5年ごとに統治機関*に通知しなければならない。

OP6 代替 2。テキストはない。

7.各[先進国]締約国は、[進捗状況の報告に関するパート IV.3]に従って、この手段*の目的達成に向けた国内[行動]計画の実施に関する情報を国内報告書に含めなければならない。目的の達成において進捗状況を評価する場合、締約国はプラスチック汚染に関する開始状況を評価するためのベースライン、即ち基準年を設定しなければならない。]

OP7 代替。テキストはなし。

OP7 その 2。事務局は、情報交換を促進する目的で、締約国によって伝達された国内計画を記録するため公的登録簿を設置し、維持しなければならない。

OP7 その 2 代替。事務局は、本条文に基づいて締約国から提出された国の行動計画を公表しなければならない。

OP7 その 3。開発途上締約国に対する支援の強化が、国の計画の作成及びこの手段*全体の実施の両方において開発途上締約国の行動を効果的に促進することを認識し、本条の実施のため開発途上締約国に支援が提供されなければならない。[33]

2.実施及び遵守

オプション 1

1.この[手段*の][その][全ての]規定の実施を[推進][促進]し、及び遵守を[促進][レビュー]するための統治機関*の補助機関として[委員会を含む][検討]メカニズムは、[委員会を含め][この条約の全ての規定の実施を促進し、遵守を審査するため]ここに設立される。

OP1 代替。締約国による将来の手段の実施を推進及び促進する検討メカニズムが設置される。委員会は、その任

務を遂行するにあたり、取組みの重複を避けるよう努め、執行又は紛争解決のメカニズムとして機能したり、罰則及び制裁を課したりすることはなく、国の主権を尊重しなければならない。この委員会は、機密として受け取った情報の機密性を保護しなければならない。

2.第1項に言及されるメカニズムは、[促進的][非懲罰的][非敵対的][専門家ベースの]性質を持つ委員会で構成され、[そして、締約国それぞれの国の能力及び状況に特別な注意を払い、[透明性][非侵入的]、非敵対的かつ非懲罰的な方法で機能し[なければならない]。[34][審査プロセスの全ての段階で]締約国[特に発展途上国]それぞれの国の能力及び[可能性][状況]に特に注意を払わねばならない。]委員会は又、開発途上締約国[特に小島嶼開発途上国]について、彼らの能力及び可能性に照らし、その柔軟性を検討し、提供しなければならない。[35]

OP2 その2。委員会は、その業務を遂行するにあたり、取組みの重複を避けるよう努め、執行及び紛争解決のメカニズムとして機能せず、罰則及び制裁を課したり勧告したりせず、国の主権を尊重しなければならない。

OP2 その3。委員会は、開発途上締約国の柔軟性を彼らの能力に照らして考慮し、提供しなければならない。

3. このメカニズムは、その[第1回][第2回]会期において [開発途上締約国のニーズを考慮し] 統治機関*によって採択された書式及び手順に基づいて運営されねばならず、及び統治機関*に報告されねばならない。

OP3 代替。将来の手段*の最高機関は又、この委員会の報告書を検討し、及び必要に応じ、促進的、非侵入的、非敵対的かつ非懲罰的な方法で、ガイドライン及び/又は推奨事項をアドバイスし、特に、それぞれの国家主権及び締約国の能力及び受容性に注意を払わねばならない。

OP3 代替2。テキストはなし。

4.第1項に言及される委員会は、[本手段*の全ての規定の実施を促進し、及び遵守をレビューしなければならない]。それは、[実施に関して発展途上締約国が直面する課題を含め][個別的及び組織的両方の]実施[及び遵守]問題を検討し、適宜[先進国から小島嶼開発途上国の不遵守地域に対処するよう求めている効果的実施手段の提供を含め] 統治機関*に勧告しなければならない。[36]。

OP4 代替。テキストはなし。

OP4 その2。[37] 委員会は、[統治機関*によって採用されたガイダンス[15][17][18]に従って締約国][締約国により示され] 及び[法的又は技術的専門知識を含め][本手段*に関連する分野で認められた能力を有する]統治機関*[の最初の会議で][によって]選出されたメンバーから構成されねばならない。[専門知識のバランスを][公平な地理的条件を正当に考慮し][それに基づいて]反映するよう努め、[国連の5つの地域グループから][それぞれ3名]のメンバー[及び小島嶼開発途上国からのメンバー2名、[及びASEAN代表メンバー1名]、[ジェンダーバランスの目標を考慮し][その後は、第5項に従って運営機関*によって承認された手順規則に従う。委員会のメンバーは、この手段*に関連する分野で能力を有し、専門知識の適切なバランスを反映しなければならない。][委員会及びそのメンバーは独立しており、透明性があり、利益相反があってはならない。]

5. メンバーは委員会に選出され、[X]年間、連続して最大 2 期務めるものとする。統治機関*は、最初の会期で、[X]年の初期任期で[9]名の委員を選出し、[X]年の任期で[8][9]名の委員を選出するものとする。その後、統治機関* は、関連する定例会議で[X]年の任期で 9 人のメンバーを選出するものとする。委員及び補欠委員は、後任が選出されるまでその職に留まるものとする。

OP5 代替。テキストはなし。

6.[委員会は次に基づいて問題を検討する場合がある:]

a.. 自身のコンプライアンスに関する当事者からの書面による提出;

b.[他の当事者の遵守に関するいずれかの当事者からの書面による提出;]

c. 運営団体*からの要請;

d.[進捗状況の報告に関するパート IV.3]に基づく情報の提出状況に関し事務局から提供される情報;]

e.[入手可能な情報、特に国内報告書に基づく事務局からの要請;]

f.[特に国内報告書からの委員会が入手可能な情報。]

OP6 代替。委員会は、運営団体* が採用したガイダンスに従って問題を検討する場合がある。

OP6 代替 2。テキストはなし。

7. この条文に言及される委員会は、その手順規則を詳細に説明しなければならず、その規則は第 2 回会期で統治機関* による[承認][承認]を条件としなければならない。[38]統治機関* は、委員会に対し更なる付託条件を採用する場合がある。

OP7 その 2。委員会は、その勧告を全会一致で採択するためあらゆる努力を払わねばならない。合意に向けた全ての努力が尽くされ、合意に達しなかった場合、そうした勧告は最後の手段として、会員の定足数の[半分][3 分の 2]に基づき、出席し投票するメンバーの[3 分の 2][4 分の 3]の多数決[切り上げ]に基づいて採択されるものとする。

オプション 2

条項全体を括弧で囲む。

オプション 3

1.本手段*の規定の実施を促進し、遵守を促進するための委員会を含むメカニズムがここに設定される。

2.第1項に規定するメカニズムは、本質的に促進的なものであり、特にそれぞれの締約国の国の能力及び状況に注意を払わねばならない。

3.第1項に言及されるメカニズムは、専門家をベースとし、本質的に促進的な性質を持つ委員会で構成され、透明性、非敵対的、非懲罰的な方法で機能しなければならない。委員会は、特に締約国それぞれの国の能力及び状況に注意を払わねばならない。

4.このメカニズムは、最初の会期で統治機関*により採用された書式及び手順に基づいて運営され、統治機関*に報告されねばならない。

5.委員会は、自らの遵守に関し締約国からの書面による提出に基づいて問題を検討できる。

3.進捗状況の報告

オプション0

テキストはなし。

オプション1

1.各[先進国]締約国は、この手段*の規定を実施するため講じられた措置*及びそうした措置の有効性について、最初の会合で統治機関*によって合意されるスケジュールに従って統治機関*に報告しなければならない。

OP1 その2。各開発途上国の締約国は、この手段*の規定を実施するため取られる措置、そうした措置の有効性、及びこの目的のための財政的及び技術的支援の利用可能性及び利用可能性に関し起こり得る課題について、自主的に統治機関*に報告できる。

2.各締約国は、この手段*の規定を実施するため講じた措置、[及び]こうした措置の有効性、[及び] 会合において起こり得る課題に関し、手段*の目的に合わせて、本条第1項に規定する報告書を事務局[39]に提出しなければならない。[事務局は、本条に基づいて締約国によって提出された国内報告書を公開しなければならない。]

3.各締約国は、その報告書に、[透明性、追跡、監視及び表示に関するパート II.14 第2項及び第3項]に従って [プラスチックポリマーの生産、輸出入の種類及び量に関する統計データを含め]提供される情報を含めねばならない。[40] [締約国による進捗状況の透明性評価を確保し、国家行動計画や報告書の措置に関する客観的なデータとその証拠を使用することにより、実施の視覚化が実現されるものとする。][そうしたデータ及びその証拠には、生産及び消費、バリューチェーンに沿った漏洩、廃棄物の発生、廃棄物の回収、リサイクル（量/率）、海洋その他環境への排出プラスチックの回収に関する数値情報、世界目標を反映した政策ターゲット及び目標、ターゲット及び目標に向けた詳細なロードマップ 及びそれらの成果が含まれる。]

OP3 代替。テキストはなし。

4. 統治機関*は、最初の会期で、[本条第 1 項に言及される[報告][国の報告]、それはプラスチック及びプラスチック製品のライフサイクル全体を考慮しなければならないが、][一方、適宜、関連する国際的手段及び組織との補完性を確保しつつ][報告間隔]の書式及び形式を採用しなければならない。[この点に関し、指定された期間内に主要な問題に関する短い簡潔な報告書を、及びより長い期間でより包括的な報告書の提出が検討される可能性がある。][将来の手段の統治機関*は、報告が具体的で、測定可能で、達成可能で、関連性があり、及び期限が定められたものであることを保証する方法及び手段を含め、報告のための共通の枠組みを開発することになる。]

OP4 その 2。臨時ベースで、この手段の管理機関*は、化学物質に関連する条約、気候変動、生物多様性、及び海洋法に関連する条約、並びに多国間機関、特に世界貿易機関 (WTO)、世界税関機関 (WCO)、世界保健機関 (WHO)、国際労働機関 (ILO) の貢献から関連主題に関する報告を奨励するものとする。

5. 統治機関*は、最初の会期で、本条に従って伝達された情報を検討する書式及び手順を採択しなければならない。[科学団体は、締約国により国内報告書で報告された科学的及び技術的データの評価、調和、及び一元化を委託されるものとする。]事務局は、[本条の第 1 項、第 2 項、及び第 3 項に従って]締約国による情報の提出状況を常に検討し、統治機関*に定期的に通知しなければならない。

6. [各締約国は、プラスチック汚染及び関連する、そして持続可能な環境に関連する全てのソースからのそれらの活動及び資金の流れを含め、[機密情報を保護するための保護措置がある場合]、企業[金融セクターを含む]からの開示について、指示を保証する措置を取らねばならない。][統治機関*は、関連するガイドラインを採用しなければならない。]

OP6 代替。テキストはなし。

OP6 その 2。[先住民族の知識][伝統的な知識、先住民族の知識、及び地域の知識体系に関する情報交換は、自由な事前及びインフォームド・コンセントを条件とし]、参照可能な場合でも、自由な事前及びインフォームド・コンセントの対象とならねばならない。

オプション 2

1. 各締約国は、この手段*の[条項][義務]を実施するため講じた措置及びそのような措置の有効性及び手段*の目的を達成する際に起こり得る課題に対する[国家行動計画]を、事務局を通じて統治機関*に報告しなければならない。[先進国と発展途上国の異なる報告スケジュールは、統治機関*の決定に従って確立されねばならない。]

OP1 代替。テキストはなし。

2. 各締約国は、本手段*の条項[X、X][41]に求められている情報を[報告書][事務局が公開する報告書]に含めねばならず、[そして関連するパートナー及び利害関係者、特にウェストピッカーにより提供された情報を考慮するものとする。]

OP2 代替。統治機関*は、最初の会期で、途上国の締約国に柔軟性を与えつつ、締約国が従うべき報告のタイミング及び形式を決定しなければならない。

OP2 代替 2。テキストはなし。

3. 統治機関*は、最初の会期で、[適宜、関連する国際的手段及び機関との報告を調整する望ましさを考慮に入れ]、締約国が従うべき報告のタイミング及び形式を決定しなければならない。

OP3 代替。報告の枠組みは、開発途上の締約国の能力に照らし、実施の柔軟性を提供しなければならない。そして、開発途上締約国に新たな負担を生じさせてはならない。

OP3 その 2。事務局は、本条に基づいて締約国から提出された国の報告書を公開しなければならない。

OP3 その 3。開発途上締約国に対する支援の強化が、この条文に従って国の報告書を作成し、及び更新する努力を効果的に促進するだろうことを認識し、本条の実施のため開発途上の締約国に支援が提供されねばならない。

4. 手段*の実施状況の定期的評価及びモニタリング[及び有効性評価]

a.[評価及びモニタリング]

[1.締約国は、その能力の範囲内で、個別に及び/又は他の締約国若しくは権限のある組織と協力し、海洋環境を含む環境へのプラスチックの排出及び放出を評価及び監視するプログラムを確立しなければならない。これには次を含めるものとする：

- a. 環境中の既存のプラスチック汚染の種類及び量に関するベースライン情報の確立；
- b.環境中のプラスチック汚染の種類及びレベルに関するデータ及び情報の定期的収集；
- c.空気、土壌、水、及び生態系におけるプラスチックの動きを理解するためのモデリング；
- d. プラスチック汚染が環境に及ぼす影響。

2.本条の規定を実施するために講じられる措置は、[国の計画に関するパート IV.1]に従って伝達される国の計画に反映されねばならず、モニタリング情報は[進捗状況の報告に係るパート IV.3]に従って統治機関*に報告されるものとする。

3.管理機関*は、最初の会期で、ローテクノロジーオプションを含む、利用可能な適正規範及び調和のとれたモニタリング方法論を含む、第 1 項に定められた義務の実施を促進するためガイドラインを採択しなければならない。]

b.] 有効性 [有効性評価][進捗評価]

1. 統治機関*は、[発展途上国を手段*の実装に関連する課題を克服するため支援する措置を含め] [公平性に照らして提供される約束及び支援を][及び[この評価に基づいて]目的の達成を進めるため必要な[何らかの]措置を[必要に応じ]検討するため、[この][その]手段*の[実施][進捗][有効性]を[包括的かつ促進的な方法で]定期的に評価[するよう補助機関に委託し]、[手段の目的達成における全体的な進捗状況を評価]しなければならない。][統治機関*は、手段*の[有効性][進捗状況]の最初の[評価][アセスメント]を、手段の発効日から、[X][4][5][6][8]年*までに[開始し]、その後 [統治機関が決定する間隔*で]定期的に]少なくとも[X][4][5]年ごとに[実施しなければならない]。

2. 統治機関*は、最初の会期で、[パート IV.4a][この条文]の規定に従って、[手段*の[有効性][実施][進捗]]について[[確立を開始し]、[プラスチック汚染に関する関連データ及び情報を自らに提供するための取決め]] [評価][アセスメント]のための[書式]を[採用]しなければならない。

OP1 及び OP2 代替。統治機関*は、手段*の有効性を評価し、及びそれに応じた勧告を行うため、有効性評価及び検討委員会を設立しなければならない。委員会の付託条件及び有効性評価の書式は、その[]会期で統治機関*により決定されることになる。

3.[検討][評価]は、次を含め、利用可能な[最良の]科学、環境、技術、財務、及び経済情報に基づいて実施されなければならない：

a. [[進捗状況の報告に関するパート IV.3] に基づく国内報告；]

b. [[国の計画に関するパート IV.1]に従って締約国により提出された国の計画；]

c. [[補助機関に関するパート V.2]に基づく][科学的及び社会経済的評価]；[42]

d. [利用可能な最良の科学的及び技術的知識[科学文献[自由で事前の十分な情報に基づき同意を得た先住民族に関する伝統的知識]その他関連情報源を含む[科学的評価及びその利用]；]

e. [評価及びモニタリングに関するパート IV.4.a]に従って実施された評価及びモニタリングの結果；]

f. [[実施及び遵守メカニズムに関するパート IV.2]に参照され委員会によって提供される[関連情報及び推奨事項]；]

g. [金融商品[リソース及び][メカニズム][支援]、[技術支援]技術移転[自発的かつ相互に合意した条件に基づく]及びこの手段*に基づいて実施される能力構築協定；及び]

h. [化学物質関連協定、気候変動、生物多様性、海洋法に対処する多国間環境協定、及び世界貿易機関、世界税関機関、世界保健機関、及び国際労働機関を含む多国間機関からの関連報告書；]

i. [統治機関*が、関連があると見なしたその他の情報。]

OP3 代替。 評価は、統治機関*が採用したガイダンスに従って実施されねばならない。

4.統治機関*は、[手段*の有効性を高めるため必要な措置を決定する際]、手段*の[有効性][進捗]の[評価][評価]の結果を考慮[しなければならない][することができる]。

[b][c.] 懸念される[有害な]化学物質[及びポリマー]、マイクロプラスチック、及び問題のある及び回避可能な製品[及び非プラスチック代替品]のレビュー

オプション 0

テキストはなし。

オプション 1

1.統治機関*は、[当事者又は関連研究団体の要請に基づいて]発効後[X]年に開始し、その後少なくとも[X]年ごとに、プラスチック生産で使用される懸念される化学物質[及びポリマー]、意図的に添加されたマイクロプラスチック及び回避可能なプラスチック製品[43]、[及び非プラスチック代替品]の見直しを、締約国によるそれらの特定、生産及び使用、及びその影響に関する知識の状況、及び人の健康及び環境を評価することを目的として、実施しなければならない。

2.第 1 項に言及されるレビューは、[専門審査機関又はパネル]による報告に基づかねばならない[44]。この報告には、[附属書 A 及び B にありうる改訂への配慮を含め] 統治機関*に対する[オプションのアドバイス][勧告]が含まれる場合がある。[45]

3. この規定に基づく作業の実施において、[専門審査機関又はパネル][46]は、プラスチック汚染を惹き起こす大量の又最も高い可能性のある物質を[優先し]、製品又は部門を[検討]できる。[47]

4.管理機関*は、第 2 項に従って[専門審査機関又はパネル][48]により提供された報告に照らし、附属書 A 及び B の改訂が正当であるかどうか検討しなければならない。

5.国際協力

1.締約国は、[南-北、南-南、及び三角関係を通じ、[世界規模で]、及び適宜[地域ベースで]、この手段*の効果的な実施及びその目的の達成を支援するため、一方で[努力の重複を避けながら][関連する科学組織及び団体を含む関連政府間組織[及びその他の団体]との協力強化を通じることを含め]、及び[関連する法的手段及び枠組み、同様に世界的、地域的、準地域的、部門別の団体との及びそれらの間の]協力強化を通すことを含め、[奨励される][しなければならない][相互に[協力][協力を促進]しなければならない]。

2.締約国は、[他の関連法的手段、枠組み、又は世界的、地域的、小地域的又は業界の団体][国家固有の優先事項

に従って][他の関連する法的手段、枠組みの下で]意思決定に参加する際、この手段*の目的を[必要に応じて]推進する[奨励される][しなければならない]。[49]

3.締約国は、次を通じてこの手段*の目的を支援する国際協力を[適宜]推進[しなければならない][することが奨励される]:

a.[能力構築、技術支援及び技術移転に関するパート III.2]と整合させ、南北及び三角協力を重点を置き、[[相互に合意した条件に基づいた]技術の開発、移転、普及及びアクセス[及び[相互に合意した条件に基づく]技術革新];]

b.[情報交換に関するパート IV.6 及び意識向上、教育及び研究に関するパート IV.7] と整合した、プラスチック汚染への理解を向上させ、技術革新を進めるための研究及び情報交換の開発;

c.地域プラットフォーム又はデータベース、技術科学協力プロジェクト、技術センターのネットワークを含む技術的及び科学的協力の促進;

d.[開発途上国締約国[特に小島嶼開発途上国]のニーズ及び能力を考慮した監視義務の実施[環境中のプラスチックの監視及びその漏洩源の特定を含め];]

e. 既存の情報交換メカニズムを利用し、環境的、技術的、社会的、経済的に実行可能な知識、環境上の適正規範、及び代替技術の促進;

f.[本手段*の目的に関連する可能性のある何らかのその他の種類の協力。]

OP3 代替。テキストはなし。

4. 統治機関*は、適宜、関連する科学及び技術機関[UNEA 決議 5/8 に従って設立される科学政策パネル、気候変動に関する政府間パネル、又は政府間科学政策を含む]から、生物多様性及び生態系サービスに関するプラットフォーム[又は政府間海洋学委員会]その他の関連機関、その任務の履行に関連する事項に関する意見を求めることになる。[50] [統治機関*は、上記の科学及び技術機関の活動からの関連成果も考慮する場合がある。]

OP4 代替 テキストはなし。

5.[統治機関*のガイダンスの下、手段*の事務局][統治機関*]は、必要に応じて、関連する国際手段及び組織間の最大レベルの整合性を保証する見解とともに、協力及び協同しなければならない。[51]

OP5 代替。事務局は、関連する国際手段及び組織間での重複を回避する観点から、必要に応じ、本条に言及される情報交換に協力を促進するとともに、関連する国際的手段その他の国際的取組みの事務局を含め、関連組織との協力を促進しなければならない。

OP5 代替 2。テキストはなし。

OP5 その 2。国際協力の下で上記の項目に記載された活動は、適宜、手段*に基づいて設立される協力メカニズム*を通じて実施される場合がある。

6.情報交換

代替タイトル：透明性

1. 各当事者は、次を含む、[適正規範、研究及び技術に関する][手段*の実施に関連する情報の交換を[透明性のある方法で]促進[しなければならない][することが奨励される]：

a. 持続可能な消費及び生産に関する適正規範及び政策；

b. 研究及び技術 [プラスチックに関連する自主的かつ相互に合意した条件に基づくイノベーション及びグリーンケミストリー]；

c. [自由な事前のインフォームド・コンセントを得て得た先住民族の[伝統的な][先住民]知識を含む知識[自由な事前のインフォームド・コンセントに沿った伝統的な知識、先住民族の知識、及び地域の知識体系][及び非公式プラスチック部門の労働者[廃棄物回収業者を含む]]、とりわけ、[プラスチック廃棄物の]環境に配慮した廃棄物管理、プラスチック汚染源、人及び動植物のプラスチック汚染へのばく露、及び関連する問題に関する知識 リスク管理及び[汚染]削減[政策、行動、その他]のオプション；

d. 循環経済及び廃棄物ゼロの取組みに関する研究及び経験；及び、

e. [その他の革新的ソリューション]

[OP1 その 2。先住民の知識[伝統的知識、先住民族の知識、及び地域の知識システム、事前の自由なインフォームド・コンセントを条件とする]に関する情報交換は、利用可能な場合でも、自由な事前のインフォームド・コンセントが必要となる。]

2. 締約国は、[第 1 項に言及される]情報を[直接、オンライン登録、[クリアリングハウス]を通じて事務局が維持する、又は、必要に応じ他の関連する国際的手段及び組織と協力して][特にそのクリアリングハウスのプラットフォームを通じ、この手段に基づいて確立される協力メカニズム*を経て]交換できる。

3. 各締約国は、[プラスチック及びプラスチック製品の貿易に関するパート II.11]に基づく輸入国の事前のインフォームド・コンセントを含め、この手段* に基づく情報交換のための国内の焦点を指定しなければならない。

OP3 代替。 テキストはなし。

4. 締約国は、[プラスチック汚染への取組みにおける][事例を含め]持続可能なソリューションを[再現][複製]及び[拡張][拡大]し、知識を共有し、成功を強調するため、既存の進行中のプロセス、イニシアティブ、ネットワーク

から学び、構築することが奨励される。

5.この手段*に従って情報を交換する当事者は、相互に合意されたとおり機密情報を保護し、[また、関連する国際規範又は標準に従って先住民の知識を取扱わねばならない]。

OP5 その 2。事務局は、文書*の実施に関連して締約国、政府間組織、パートナーその他の利害関係者によって提供される情報のための情報交換所メカニズムとして機能させねばならない。

7.啓発、教育、及び研究[及び開発]

オプション 1

1.締約国は、個別に、共同で、又は関連する地域又は国際機関若しくはネットワークを通じて、[手段*の下に設立される協力メカニズム*を通じたものを含め]プラスチック汚染に関する意識を促進するため協力し、[適宜]この手段*の目的を達成し、[先住民族が自由に、以前に得た、及びインフォームド・コンセント]の行動変容、能力開発、及び、先住民族、伝統的及び地元の知識体系を含む情報の共有に[インセンティブを与え][奨励][しなければならない][するものとする]。

OP1 代替。締約国は、本手段に基づく行動の強化に関するこれらの段階の重要性を認識し、適宜、教育、訓練、国民の意識、国民の参加及び情報への国民のアクセスを強化する措置を講じるよう協力しなければならない。

2.各締約国は、[環境、健康及び、持続可能性に関する情報を提供し、[プラスチック汚染への意識の向上に[関連する]措置を講じ、及びこの手段の目的[の達成に貢献][することが奨励される][しなければならない]*。これには次の措置が含まれる場合がある：

a.[教育及び意識向上プログラム及び[市民][公共]キャンペーンを含む、[全ての][関連する][パートナー及び]利害関係者を含め、[行動の変化を生み出す視点とともに]、[適宜]巻き込み、手段*の目的に関するコミュニケーション及び教育戦略を策定する；]

b. 国民の参加及び情報への国民のアクセスを促進する；

c.国内、地域、及び国際レベルでの研修を提供する[交流訪問及び特定の専用研修を含め]；

d. [[あらゆるレベル及びあらゆる教育形態で]教育機関におけるカリキュラム及び実践全体に亘り、プラスチック汚染に関連する問題を含める[含めることを促進する]；及び]

e. [[定期的に更新され、標準化された]プラスチック汚染の[健康リスク][健康への影響に関する]、[及び行動変容の重要性をはじめ]潜在的な代替案[及び行動変容の重要性。[及び正当な移転に関する]コミュニケーション資料を開発する。]]

OP2 代替 各締約国は、この手段*の目的について意識を高めるための措置を講じることが奨励される。これには

次の措置が含まれる場合がある：

- a. 国民の参加及び情報への国民のアクセスの促進；
- b. 国内、地域、及び国際レベルでのトレーニングの提供。

OP2 その 2。先住民の知識の共有は、利用可能な場合でも、事前の十分な情報に基づく自由な事前のインフォームド・コンセプトが必要とされねばならない。

3. 締約国は、[それぞれの状況][能力]の範囲内で、国内、地域及び国際レベルで、[手段*に基づいて設立される協力メカニズム*を通じることを含め]、プラスチック汚染の影響への理解を深め、科学的知識を進歩させ、海洋環境を含むプラスチック汚染を[予防及び]削減する技術革新を促進するため、関連する研究、開発、情報交換及び協力、[及びプラスチックに関する情報の共有及び普及]に実施を、促進に協力及び/又は実施に[努力]しなければならない。

オプション 2

代替タイトル：[科学研究、開発、及びイノベーション]

[1. 締約国は、次によるものを含め、科学及び技術の研究、開発及び革新を推進するよう努めねばならない：

- a. 持続可能及び循環型のプラスチックアプローチ及びシステム全体のソリューションを開発及び実装する；
- b. プラスチック汚染が環境及び人の健康に与える影響、及びライフサイクル全体に亘る代替解決策についての理解を強化する；
- c. 環境中の分布及び存在量を含め、プラスチック汚染を監視及びモデル化するための方法を促進及び改善する；
- d. 信頼性及び比較可能性を向上させるため、環境データの収集及び分析のため標準化された方法及びアプローチの共同開発及び使用を促進する；及び、
- e. 適宜、先住民族の知識その他文化的及び社会経済的要因を組込む。

2. こうしたな取組みは、プラスチックのライフサイクル全体に亘る解決策をサポート及び加速し、予期せぬ結果を最小限に抑えるものとする。]

オプション 3 (パート IV.6 及び IV.7 を代替する提案)

代替タイトル：意識向上、教育、及び情報交換

[1. 締約国は、この手段*の実施に関連するプラスチック汚染及びその影響に関する国民の意識向上、教育、及び情報交換を推進及び促進し、適宜、地域、国家及び国際レベルでそうした取組みを促進し、及び、適宜、関連す

る政府間組織及び非政府組織と協力しなければならない。

2.各締約国は、意識を高め、理解を深め、情報を共有するため、次のような措置を推進し促進しなければならない：

a. 教育及び意識向上プログラム、及び市民キャンペーンなど、[パートナー及び] 利害関係者を巻き込んだ、手段*の目的に関するコミュニケーション及び教育戦略を策定する；

b. 国民の参加及び情報への国民のアクセスを促進する；

c. 交流訪問及び特定の専用研修を含む、国内、地域、及び国際レベルでの研修を提供する；

d. 教育機関におけるカリキュラム及び実践全体にプラスチック汚染問題を含めることを促進する。

3. 各締約国は、手段*の実装に関連する、次のような情報交換を促進しなければならない：

a. 持続可能な消費及び生産に関する適正規範及び政策；

b. 研究、技術、イノベーション、及びグリーンケミストリー；

c. 特に、環境に配慮した廃棄物管理、プラスチック汚染のソース、人及び動植物のプラスチック汚染へのばく露、健康及び環境への影響、及び関連するリスク管理及び汚染削減のプシオンに関する先住民の知識を含む知識。

4. 締約国は、適宜、事務局によって維持されるか、又は他の関連する国際手段及び組織と協力し、直接第3項に言及される情報を直接交換できる。

5. 各締約国は、この手段*に基づく情報交換のため国の中心点を指定しなければならない。

6. 締約国は、知識を共有し、持続可能なソリューションの複製及び拡張の事例を含む成功を強調するため、既存の進行中のプロセス、イニシアティブ、ネットワークから学び、それらの上に構築するよう奨励される。

7. 本手段*に従って情報を交換する締約国は、相互に合意したとおりの機密情報を保護しなければならない。]

8. [パートナー及び] 利害関係者の関与

1. 包括的で代表的かつ透明性のある行動を促進し、既存の組織、パートナーシップ、その他のイニシアティブを通じた取り組みを活用するマルチステークホルダーの行動アジェンダ[52]がここに確立される。統治機関*は、その最初の会期で、行動議題の様式を採択しなければならない。[53]

2. マルチステークホルダーの行動アジェンダの目的は、特に次のとおり：

a. 手段*の開発及び実施における、そして野心的な行動を加速するため[先住民族及び][全ての]関連する[パートナー及び]利害関係者、[学界、先住民族及び地域社会 (IPLC)、地方自治体、若者を含む] [特に、女性、若者、

及び先住民族及び地域社会、非公式セクターその他弱い立場にある人々を含む]の積極的かつ有意義な参加を促進する；

b. [報告することを希望する]関連する[パートナー及び]利害関係者に[情報を共有する]ためのスペースを提供し、この手段*の目的の達成を支援するため取られる行動について報告する；

c. 地方、国、地域、及び世界レベルで野心的な行動及び協力を促進する；

d. [手段*の実施において]締約国と調整し、[民間部門の]利害関係者[官民の金融利害関係者を含む]から[手段*の実施の支援において]資金的及び技術的資源を動員する[動員を支援する]；

e. [影響の大きい分野及び主要なテーマ分野を含む]持続可能なソリューションを再現し、拡大するため、知識を共有し成功を強調する。

OP2 代替。マルチステークホルダーの行動アジェンダの目的は、持続可能なソリューションを再現し拡大するための知識及び機会を共有し、成功を強調することを通じて、手段*の開発及び実施における全ての関連する[パートナー及び]関係者の積極的かつ有意義な参加を促進することにある。

3. 各締約国は、手段*の目的及び目標に向け、[関連する[パートナー及び]利害関係者が、マルチステークホルダーの行動アジェンダに参加するよう奨励し][マルチステークホルダーの行動アジェンダを通じて報告する社会全体のアプローチを奨励]しなければならない。

OP3 その 2。マルチステークホルダーの行動アジェンダには、とりわけ、非公式リサイクル部門及びウェストピッカー、地方自治体、及びプラスチック産業の全部門が含まれねばならない。

8 その 2。健康の観点

1. 締約国は次を行うよう奨励される：

a. リスクに晒されている人々、特に脆弱な人々を特定し保護するための戦略及びプログラムの開発と実施を促進する。これには、プラスチック汚染、特にマイクロプラスチック及び関連問題へのばく露に関する科学に基づいた健康ガイドラインの採用、それらのばく露削減目標の設定などが含まれる場合がある。適宜、公衆衛生その他関係部門の参加を得て、ばく露の削減及び公的教育を行う；

b. プラスチック汚染、特にマイクロプラスチック及び関連問題への職業的ばく露に関する科学に基づいた教育及び予防プログラムの開発及び実施を促進する；

c. プラスチック汚染、特にマイクロプラスチック及び関連問題へのばく露の影響を受ける人々の予防、治療、及びケアのための適切な医療サービスを促進する；及び、

d. プラスチック汚染、特にマイクロプラスチック及び関連問題へのばく露に関連する健康リスクの予防、診

断、治療及び監視のための機関、及び医療専門家の能力を適宜確立し、強化する。

2. 統治機関*は、健康関連の問題又は活動を検討する際、次を行うものとする：

a. 適宜、世界保健機関その他関連する政府間組織、及びその他関連する[パートナー及び]利害関係者と協議し、及び協力する；及び、

b. 適宜、世界保健機関、及びその他関連政府間機関、その他関連する[パートナー及び]利害関係者と協力し、情報交換を促進する。

パート V

1. 統治機関[54]

1. ここに締約国会議が設立される。

2. 締約国会議の最初の会合は、この手段の発効日から 1 年以内に[プレースホルダー] によって招集されねばならない。その後、締約国会議の定例会議が、会議によって決定される定期的間隔で開催されねばならない。

3. 締約国会議の臨時会議は、要請が事務局より締約国に伝達されてから 6 か月以内であり、締約国の少なくとも 3 分の 1 が支持している前提の下、締約国会議が必要と見なす他の時期に、又は締約国の書面による要請に応じて開催されねばならない。

4. 締約国会議は、締約国会議自体及びその補助機関の手続き規則及び財務規則、同様に事務局の機能を管理する財務規定を最初の会合で合意し、採択されねばならない。

5. 締約国会議は、この手段の実施について継続的な検討及び評価を継続しなければならない。それは、この手段によって割り当てられた機能を実行し、その目的のため次を行わねばならない：

a. 手段*の実施に必要なと思われる補助機関を設立する；

b. 必要に応じ、権限のある国際機関、政府間及び非政府組織と協力する；

c. 会議の招集について決定を下す；

d. 手段*の実装に関連する決定を検討、評価、及び採用する；

e. 手段*の目的を達成するため。必要な措置を検討し、実行する；

f. コンプライアンスに関する事項を考慮する；

g. 手段*に対する補助機関、又は手段に関連する独立機関に科学的及び技術的な評価、又はレビューを依頼し、

検討する*；

- h. 補助機関の業務を監督する；
- i. 国の報告機関及び補助機関を通じて提供された情報を確認する；
- j. 補助機関の援助を得て、措置の実施のため財政需要に関する指導を提供する；
- k. 締約国が提案した手段の改正を検討する。

6. 国連、その専門機関及び国際原子力機関、並びにこの手段*の締約国ではないあらゆる国は、締約国会議の会合にオブザーバーとして代表を務めることができる。国内、国際、政府、非政府を問わず、この手段の対象となる事項に関して資格を有し、締約国会議にオブザーバーとして代表として出席したい旨を事務局に通知したあらゆる団体又は機関は、締約国の少なくとも 3 分の 1 が反対しない限り認められる。オブザーバーの入場及び参加は、締約国会議により採択された手続きルールに従うものとする。

2. 補助機関

今後の検討のため、次のありうる補助機関が特定される：

- 手段に含まれる化学物質の情報共有、特定、評価及び推奨を含む科学的、技術的及び社会経済的団体；
- コンプライアンス及び実施委員会（ゼロドラフトパート IV 参照）；
- 情報交換のためのクリアリングハウスメカニズム；
- 資源の利用可能性、発展途上国への資金提供、技術移転を考慮することを含む資金メカニズム（ゼロドラフトパート V 参照）。委員会は発展途上国の資金の流れを監視するなど、資金メカニズムを管理することになる；
- 実施手段に関する委員会；
- 手段の有効性を評価する委員会。

補助機関の設立に向けた次のアプローチが委員会によりフォローされることになる：手段の中で又は締約国会議のいずれかにより、又は前の 2 つのアプローチを組み合わせ、補助機関を設立しその機能を規定する。

具体的な文言は、関連機関の構成及び機能に関するものを含め、委員会の第 3 回会期の中に委員から書面で提出された内容も考慮し、委員会での更なる議論の後に精緻化する必要がある[55]。

3. 事務局[56]

1.ここに事務局を設置する。

2.事務局の任務は次のとおりとする：

a. 締約国会議、補助機関、マルチステークホルダーのアクションアジェンダについて会議の準備及び手配、及び必要に応じてサービスを提供する；

b. 手段の実施を促進し、調整する；

c. 必要に応じ、手段の実施に関連する情報交換に締約国を支援する；

d. 締約国が提出した国内報告書を編集し、公表する；

e. 必要に応じ、国内報告その他の情報源に基づいて定期報告書を作成し、締約国に提供する；

f. 必要に応じ、他の関連する国際機関及び手段の事務局と調整する；

g. 締約国会議の全体的指導の下、その機能を効果的に遂行するため必要とされる管理上及び契約上の取決めを締結する；及び、

h. この手段に指定されているその他事務局機能、及び締約国会議による決定されるその他の機能を実行する。

3.[本手段の事務局機能は、締約国会議が開催され事務局の所在地が決定されるまで、国連環境計画事務局長が行わねばならない。]

4. 締約国会議は、適切な国際機関と協議し、事務局その他関連国際機関との事務局間の協力及び調整の強化を規定できる。

5.締約国会議は、適切な国際機関との協議の中で、この問題に関し新たなガイダンスを提供できる。

パート VI

最終規定は、政府間交渉委員会によって設立される法律起草グループにより、委員会の第 3 回会期に先立って、及び第 3 回会期で提供された意見を考慮し策定されることが提案される[57]。

手段へのありうる附属書[58]

附属書 A 一次プラスチックポリマー、及び懸念される化学物質及びポリマー

パート I 一次プラスチックポリマー

オプション 1、サブオプション 1

世界的なベースライン、期間、及び削減目標

オプション 1、サブオプション 2

世界的なベースライン、期間、及び世界的目標

パート II 懸念される化学物質及びポリマー

オプション 1

懸念される化学物質及びポリマーの決定基準[59]

禁止又は制限の対象となる化学物質及びポリマーのリスト、及び適用される管理措置（必要に応じ除外及び段階的廃止日を含む）

調和された情報開示、マーキング及びラベルの要件

オプション 2

禁止又は制限される化学物質及びポリマーのリスト

調和された情報開示、マーキング及びラベルの要件

オプション 3

人の健康及び環境に影響を与える可能性のある化学物質及びポリマーの決定基準

附属書 B 寿命の短い、及び使い捨てプラスチック製品、及び意図的に添加されたマイクロプラスチックを含む、問題があり、及び回避すべきプラスチック製品

a 寿命が短い、及び使い捨てプラスチック製品を含む、問題があり、及び回避すべきプラスチック製品

オプション 1

パート I プラスチック製品の決定基準

パート II 段階的廃止措置の対象となるプラスチック製品リスト（期限を含む）[60]

パート III 削減措置の対象となるプラスチック製品リスト（期限含む）

オプション 2

パート I プラスチック製品の決定基準

b.意図的に添加されたマイクロプラスチック

オプション 1

パート IV マイクロプラスチックの認可された用途リスト

オプション 2

パート V 意図的に添加されたマイクロプラスチックを含むプラスチック及び製品のリストを国が決定するための世界的基準

附属書 C 製品の設計、構成、及び性能

パート I 設計及び性能の基準

オプション 1、サブオプション 1

プラスチック及びプラスチック製品の最小限の設計及び性能基準

一般的な設計及び性能基準[61]

部門別の設計及び性能基準[62]

関連する認証及びラベル表示に関連したその他関連要素

オプション 1、サブオプション 2

関連する認証及びラベル表示を含む、設計及び性能基準の確立に関する一般的及び/又は分野別の要素

パート II 削減、再利用、詰替え、及び修理の目標

オプション 1

プラスチック及びプラスチック製品の削減、再利用、詰替え、及び修理の最低目標

一般的目標

分野別目標

パート III 安全な使用済み再生プラスチックの使用

オプション 1

安全でそして環境に配慮した使用済み再生プラスチックの最低パーセンテージ

達成までの期間を含む一般的目標

達成までの期間を含む分野別目標

オプション 2

リサイクル含有量の最小要件及び目標の設定に関連する一般的及び/又は分野別の要素

附属書 D 共通原則に基づく EPR システムの設定及び運用のための様式

オプション 1 だけ。[63]

附属書 E ライフサイクル全体に亘るプラスチックの排出及び放出

オプション 1

マイクロプラスチックを含むプラスチックポリマー、プラスチック、及びプラスチック製品の排出源及び放出源、期間を含む[64]

附属書 F 廃棄物管理

オプション 1

パート I プラスチック廃棄物の安全かつ環境に配慮した最低限の収集、リサイクル、及び処分率

オプション 2

パート II 国が決定した目標及び最低要件の開発のための調和された指標

オプション 1、2 に共通の対策

パート III 有害物質の排出及び放出に繋がる可能性のある廃棄物の管理慣行のリスト

パート IV プラスチック廃棄物管理から規制される有害な排出物及び放出物のリスト

附属書 G 国の計画の様式

推奨される手順及び推奨されるコンテンツの表を含む国の計画の内容

附属書[X]・プラスチックのライフサイクルの各段階における効果的対策[65]

1. 全段階

a. 統合的かつ総合的な国の政策 (*) を採用した社会全体のアプローチを通じ、プラスチックの循環を促進し、海洋環境を含む環境へのプラスチックの漏洩を防止する効果的仕組みを社会に設定する。

2. 製造段階

a. プラスチックの循環ループ外のプラスチックの使用削減。次の要素を含むがこれらに限定されない：

i. 社会全体でプラスチックの循環を推進する (*)

ii. 懸念される化学物質及びポリマー、及び意図的に添加されたマイクロプラスチックを含む、問題のある、及び回避可能なプラスチック製品の適切な処理 (*)

iii. 使い捨てプラスチックの削減 (*)

iv. 包装の容積の低減、簡素化など生産の改善による持続可能な製品設計及び性能基準の採用及び強化、リサイクルを容易にするための分解、分別、及び輸送を容易にすることでプラスチックの長寿命、部品の再利用、単一材料の使用の確保 (*)

v. 持続可能な非プラスチック代用品の開発及び使用の奨励 (*)

vi. 拡大生産者責任制度の確立及び運用

vii. ライフサイクル全体を通じたプラスチックの排出及び放出防止(*)

b. 生産部門による使用済みプラスチックの回収及びリサイクル（リユース及びリサイクルの推進、プラスチックのリユース・リサイクル率の向上）(*)

c.プラスチック製品の環境フットプリントの評価、製品材料に関する情報の共有、関係者間の協力、及び製品設計の標準化及び関連ガイドライン開発の推進。

3.流通・販売・消費段階

a. 使い捨てプラスチックの削減(*)

b. 使用済みプラスチックの流通／販売／消費部門による回収及びリサイクル（リユース及びリサイクルの推進、プラスチックのリユース及びリサイクル率の向上）(*)

c.製品の引取り及び修理の権利要件の導入

d.製品及びサービス提供システムの導入

e.デポジット返還制度の導入

f.プラスチック製品の再利用、再生、修理、再目的化、及び再整備のためのスキル及びインフラストラクチャの開発支援

g. 適宜、料金、税制優遇措置、補助金、及び補助金改革などの経済的手段

h.公共調達を活用

世界的なプラスチック汚染の問題、及びプラスチック使用における消費者及び販売者の行動変容の重要性についての意識を高める(*)

4.廃棄物の管理及び処分段階

a.廃棄物防止を含む廃棄物管理の適切な優先順位に基づき、国の健全な廃棄物管理政策を策定する。

b.プラスチック廃棄物の取扱い、分別、収集、輸送、保管、再生、及び最終処分など、様々な段階で安全で環境に配慮した廃棄物管理を確保する(*)

c.環境に配慮した適切な廃棄物管理を確保するため、現在の消費レベル及び将来予測に照らし再生及び処理能力を強化する (*)

d.野積み、海洋投棄、ポイ捨て、及び屋外焼却を防止する (*)

e.廃棄物管理システム及びインフラへ投資する(*)

f.バリューチェーン全体の行動変化を促し、及び持続可能な消費に対する消費者の意識を高める(*)

5.横断的な要素

a.海洋環境を含む既存のプラスチック汚染

i. 蓄積ゾーン、ホットスポット、及びセクターの評価、特定、優先順位付けに協力する (*)

ii.清掃活動を含む効果的な低減及び修復措置を講じる(*)

iii.安全で環境に配慮した修復活動へ地元住民及び市民の参加を促進する(*)

b.正当な移転

c.国際協力、及び適宜、地域協力 (*)

d.情報交換 (*)

e.啓発、教育及び研究 (*)

f. ステークホルダーの関与 (*)

g. 技術開発、及び科学的及び社会経済的評価を考慮し、締約国会議が採用できるその他の効果的措置 (*)

(*) : 強制的措置

1月26日プラスチック汚染と環境的に持続可能なプラスチック貿易に関する対話の会合で、対話の共同主催者76カ国は過去1年間に完了した作業を祝い、2月末第13回閣僚会議(MC13)で発表される閣僚声明について合意に達した。参加者はこの文書を「バランスが取れている」と歓迎し、MC13で「具体的で実践的かつ効果的な」成果を達成するのに役立つと述べた。

会議の議長を務めた中国のチェンガン・リー大使は、改訂された閣僚声明、及びプラスチック汚染に取り組むため既に採用されている貿易関連の慣行からなる事実をまとめた文書の完成に向けた進展を称賛した。同氏は、この文書は、MC13がプラスチック汚染対話において重要なマイルストーンを達成することを確実にするという共同主催者の共同のコミットメントを示していると述べた。

リー大使は更に、プラスチック汚染という世界的課題に対処するWTOの貢献を強化するために、MC13に向け、そしてその後の加盟国間の連帯と協力を呼び掛けた。更に、MC13の記者会見で閣僚声明を発表すると発表した。

会談のコーディネーターであるモロッコのオマル・ズニベル大使は、国連が、温室効果ガス排出量の19%がプラスチックに起因すると推定していることを踏まえ、2040年までにWTO加盟国がプラスチック汚染という21世紀の課題に取り組む重要性を改めて強調した。改訂された声明には、50以上の会員から寄せられた600件を超えるコメントからの全ての提案が慎重に反映されている。この声明は、対話と進行中の国際プロセスとの間の協力強化、特にプラスチック汚染に関する法的拘束力ある国際的手段を開発する国連政府間交渉委員会(INC)での活動との相乗効果を強調している。

オーストラリア使節団の参事官でコーディネーターでもあるレベッカ・バートン氏は、複数のワークショップや調査など、2023年の対話で実施された実質的な技術的議論をレビューした。これらの活動は、声明とともに発行される事実の編集の基礎を築いた。同氏は又、プラスチック製品の貿易のより適切な追跡を可能にするため、貿易商品の分類に使用される調和システム(HS)の修正に関する世界税関機構との対話の取組みに注目を集めた。

もう一人のコーディネーターであるエクアドル使節団のダニエラ・ガルシア常任代表代理は、新しい文書により微妙なバランスが保たれていると強調した。女史は、これは多大な努力、及び対話の参加者全員を巻き込んだ包括的協議プロセスを反映していると述べた。女史は、この文書が、プラスチック汚染という差し迫った課題に直面して、貿易が具体的な解決策に大きく貢献する可能性があるという明確なシグナルを送っていると付け加えた。

ズナイバー大使とバートン女史は、新しい版の文書に加えられたいくつかの重要な変更点を強調した。特に、誤解を避けるために特定の文言が明確化されており、編集文書は更なる変更の可能性がある「生きた」文書として認識されている。

国際機関の代表を含む会議に参加した共同主催者や利害関係者は、声明の最新版での進展を歓迎し、文章の非常にバランスの取れた内容を賞賛した。WTO代表団は、文書が「加盟国の視点」を捉えていると歓迎した。

一部の委員は、対話の高いレベルの野心を維持する必要性を指摘し、ある委員は、内陸途上国のニーズを考慮した今後の取組みを求めた。また、MC13 閣僚声明のフォローアップにおける具体的行動に向けた作業計画の策定を含め、MC13 後の作業を強化するよう求める声も上がった。関係者は、対話の熱心で包括的かつ建設的な取組みを賞賛し、プラスチック汚染への対処に WTO が具体的に貢献する道を示したことを強調した。

会議を終えて、コーディネーターは代表団や関係者による励ましのフィードバックと建設的な関与に感謝の意を表明した。彼らは、広範な協議を経て現在の文書が「安定化」したと宣言した。MC13 に向け、更なるガイダンスが間もなく提供される予定である。

現在、世界の貿易量の 85%に相当する 76 の WTO 加盟国がプラスチック汚染対話に参加している。対話に関する追加情報は、こちらの専用 Web ページで参照できる。

「INF/TE/IDP/W/10/Rev.2 プラスチック汚染及び環境的に持続可能なプラスチック貿易（DPP）に関する対話 MC13 声明 改訂版」2024 年 1 月 19 日

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/INF/TEIDP/W10R2>.

2024 年 1 月 19 日付の以下の通信は、対話のコーディネーターの要請により配布される。

我々、以下の WTO 加盟国を代表する閣僚は、この声明を発表する：

WTO を確立するマラケシュ協定が、持続可能な開発という目的を達成する上での貿易の役割、及び環境を保護し保存する必要性、及び WTO 加盟国のそれぞれのニーズや懸念に合わせた方法で経済発展のレベルのための手段を強化する必要性を認識していることを想起する。

生物多様性の喪失、汚染、気候変動とそれに関連する災害という三重の地球規模の環境課題に対し深い懸念を表明し、これらの課題は相互に関連し、相互に強化しており、主に消費、生産、廃棄及びそれらに関連する持続不可能なパターン及び経済的コストと健康コストによって引き起こされていることを認識する。

プラスチック汚染が環境、特に小規模脆弱経済国（SVE）や小島嶼開発途上国（SIDS）、ブルーエコノミーを含む全ての経済、そして人の健康に悪影響を及ぼしていることを認識しつつ、プラスチックが社会で果たす役割の重要な点を認識する。

プラスチック汚染、プラスチック廃棄物、プラスチック取引の国境を越えた性質を認識し、プラスチック汚染危機とその環境と人の健康への悪影響に対処するため加盟国が協力し調整することが重要であることを認識し、緊急に取り組む必要性が増大していることを認識する。この危機には、政策分野全体で協調した行動が必要であり、科学、技術、知識の発展に合わせたアプローチを定期的に評価し、評価する必要がある。

国連環境総会決議 5/14 「プラスチック汚染の終結」に基づき、人の健康と環境を保護するため、海洋環境を含むプラスチック汚染に関する法的拘束力ある国際的手段がタイムリーに締結されることを歓迎し、政府間の努力を認識する。政府間交渉委員会（INC）が、継続中の交渉を損なうことなく 2024 年末までに作業を完了するよう

求め、プラスチック汚染と闘うための活動の継続と強化、自主的な措置を採用するという決議の呼びかけに留意する。

バーゼル、ロッテルダム、ストックホルム（BRS）条約に基づく取組みを認識し、バーゼル条約に基づくプラスチック廃棄物の環境上適正な管理に関する技術ガイドラインの採択の成功、及びストックホルム条約に基づく附属書 A を更新する決定を称賛する。プラスチック添加剤として使用される 2 つの化学物質を追加し、環境に配慮した安全なプラスチック廃棄物管理に向けた国際協力と進歩を促進する。

ルールに基づいた多角的貿易体制とその中核となる WTO の重要性、及び関連する貿易関連プラスチック対策の開発、実施や各国全体の透明性向上など、プラスチック汚染を終結させる世界的取組みへの貢献として、貿易関連協力の重要性を強調する。プラスチックのライフサイクル、特にプラスチック汚染に取り組むメンバーの育成による取組みを支援する。

プラスチック汚染に対処するための国際的、地域的、国内的な継続的な取組みと、これらのプロセスの多くと関連する利害関係者の対話への貢献に感謝する。

2021 年 12 月 10 日発行された対話閣僚声明（WT/MIN(21)/8/Rev.[X]）を再確認し、共同主催者は貿易関連の側面について「具体的で現実的かつ効果的な成果」に向けて取り組むことを約束した。対話計画（INF/TE/IDP/W/5）で更に明確化された実質的重点分野におけるプラスチック汚染を終わらせるため、世界的な対応、能力開発や技術支援を含む横断的な問題、国際協力、透明性とデータ、プラスチック汚染に取り組む削減と循環、プラスチック汚染に対処するための貿易の促進に貢献する。

以下を含む、対話の開始以来の共同作業の進捗状況を強調する：

- ・ 代表団や関連利害関係者の専門知識の支援を受け、対話の実質的な技術的作業と議論を行い、対話の各ワークストリームの下、貿易、通商政策、プラスチック汚染の交差点に関する集合的な知識を前進させるのに役立った。そして、この声明に添付された提案、実践、選択肢、機会のオープンで例示的で非網羅的で進化する編集物、情報文書、事実の要約、及び情報文書に反映されたレポート、専門的なワークショップ、調査及びコミュニケーションものなど、対話からのいくつかの成果物の作成をサポートした。

- ・ 海洋環境、国連環境計画(UNEP)を含むプラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力ある手段を開発する政府間交渉委員会 (INC)、世界税関機関 (WCO)、国連貿易開発会議 (UNCTAD)、BRS 条約、食糧農業機関 (FAO)、世界保健機関 (WHO)、国際標準化機構 (ISO)、国際竹籐機関 (INBAR)、世界銀行グループ、ラテンアメリカ統合協会 (ALADI)、経済協力開発機構 (OECD)、アジア太平洋経済協力 (APEC) 対話の作業に関与する様々な利害関係者組織など、他の国際的および地域的な取組みや機関との緊密かつ建設的な協力を強化する。

そして、我々は以下のような共通認識に達した。

我々は以下の共通原則に基づいて協力し続ける：

- ・ プラスチック汚染をなくす世界的取組みを支援するため、参加加盟国が集团的及び個別に講じることができる WTO の規則とメカニズムの範囲内での貿易関連行動に焦点を当てる。

・他の国際機関、事務局、プロセスとの協力と連携を深める。一貫性と相補性を確保する。重複を避ける。現在進行中の INC 交渉および関連する多国間環境協定の履行に基づいて我々の活動が情報を得て支援され、関連する技術的および科学的発展を考慮に入れることを保証する。

・プラスチック汚染と持続可能な開発目標の貿易関連の側面において、WTO 加盟国、特に発展途上加盟国、LDCs、SVEs、SIDS、内陸開発途上国（LLDCs）が直面する課題に対処するための協力を深める。

・プラスチック汚染に取り組むための透明性と持続可能な実践の促進を含め、多国間貿易関連協力の役割を強調する。

・全ての WTO 加盟国、関連する WTO 委員会、及び全ての関連する利害関係者とのオープンで包括的かつ透明な関与を継続する。

・プラスチック汚染と貿易の相互関係を一層調査する取組みを継続する。

我々は、以下の行動に関する国際協力の重要性、及び国内の様々な課題や行動の優先順位を認識しつつ、国際協力の精神に基づき、個別的及び集団的での自発的な行動を含むそうした行動を追求することの重要性に同意する：

・使い捨てプラスチック、プラスチックフィルム、リサイクル困難なプラスチックの流れを含む、プラスチックのバリューチェーン全体に亘る貿易の流れの透明性、監視、理解を向上させる。

・貿易援助の実施などを通じ、プラスチック汚染に取り組む発展途上加盟国、後発加盟国、SVE、SIDS の貿易関連の能力構築と技術援助のニーズに対処し、既存の資金調達機会と開発途上国で特定された特定の貿易関連ニーズをより適切に適合させるための継続的な取組みを促進する。

・環境や人の健康に有害なプラスチック及びプラスチック製品、或いは医療又は衛生目的の貿易に必要不可欠ではない国際貿易に関連する不要な使い捨てプラスチック及びプラスチック包装を削減する取組みを支援するため実施される協力的かつ効果的な貿易関連政策又は措置を促進する。

・プラスチック、プラスチック製品、及びその構成要素のライフサイクル全体に亘る環境、社会、人の健康への影響および漏出に対処するため、協力的かつ効果的な貿易関連の政策又は措置を促進する。

・科学的証拠と知識を考慮した、環境に優しく、安全で効果的なプラスチック以外の代替品の貿易、環境に優しく、安全で効果的なプラスチックの代替品を含め、プラスチック汚染の終結に貢献する貿易に関する協力を促進する。利用、修理、補充するシステムも同様である。廃棄物の階層を考慮し、地域の開発状況やニーズに適切な方法で、プラスチック廃棄物の環境に適切な管理に関するバーゼル条約の技術ガイドラインに沿った方法で、透明性の向上、廃棄物管理、清掃活動などのサービスと技術を提供する。

・プラスチック汚染の国境を越えた移動の制御に貢献する貿易関連協力を促進する。これには、例えば、環境に

配慮した安全なプラスチック廃棄物管理に向け、国際協力と進歩に関連するバーゼル条約プラスチック廃棄物改正案及びそのプラスチック技術ガイドラインの締約国による効果的な実施が含まれる。

上記の各行動に関連して、プラスチック汚染を削減するため加盟国によって実施又は提案されたものとして、対話の議論と調査を通じて特定された行動、政策、措置を事実をまとめたものがこの宣言に添付される。

この編集は、技術的及び科学的発展だけでなく、実施手段を含む世界的、地域的及び国内的な取組みと成果に基づいて定期的に更新される。

我々は、適正規範を特定し、対話で特定された全てのトピックに関する経験を共有することを目的として、熱心な議論を継続していく。対話は、MC13以降数か月以内に今後の計画を更新するために取り組む。我々は、遅くともMC14までに、これらの行動と理解に関する更に具体的で現実的かつ効果的な成果を模索する予定である。この過程では、プラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力ある手段に関するINC交渉の結果を、取りまとめの更新も含め反映させていく。

「INF/TE/IDP/RD/146/Rev.1 非公式内部文書 プラスチック汚染及び環境的に持続可能なプラスチック貿易 (DPP) に関する対話 MC13 声明への統合附属書 改訂版」 2024年1月19日

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/INF/TEIDP/RD146R1.pdf&Open=True>

以下の文書は、2023年11月23日開催されたDPP事前本会議 (INF/TE/IDP/RD/146) で提示され、2024年1月26日開催された会議中に改訂され提示された。それは対話コーディネーターの要請で回覧される。

以下の事実に基づく編集は、特定の会員の慣行を支持するものではなく、各会員の規制の枠組みや慣行に影響を与えるものではない。

1 事実の編集 I - 貿易関連の透明性への取組みと特定された潜在的な行動に関する、公開され、例示的で、非網羅的かつ進化を続ける編集

1.1. 対話の活動を通じて、代表団と関係者は、プラスチックのライフサイクル全体に亘る貿易フローの透明性の向上、監視と理解の向上への取組みを含む、国際貿易商品に埋め込まれた、又は国際貿易商品に関連したプラスチック、代替プラスチック及びプラスチック以外の代替品、及び関連する貿易措置を含めプラスチック汚染に取り組むため貿易関連のプラスチック政策とアプローチを広く共有してきた。これらの議論は、コーディネーターと進行役によって作成された対話の非公式要約と補助回想録、会議のために作成された研究とプレゼンテーションを含む会議室文書 (RDs)、及び削減に基づく技術的議論の事実要約 (INF/TE/IDP/RD/125) 及び推進ワークストリーム (INF/TE/IDP/RD/88/Rev.1) に反映されている。[2] 代表団は専用の調査を通じて貿易関連プラスチック対策 (TrPM) を更に共有し、その結果は対話 TrPM 報告書 (INF/TE/IDP/W/11) にまとめられている。

1.2. そうした作業を反映し、技術的及び科学的発展だけでなく、他の国際的プロセスを含む世界的、地域的及び国内の努力と成果に基づいてこの編集を定期的に更新する必要性を認識し、オープンで例示的で非網羅的で進化させる。以下の提案と実践の編集は、調査及び対話での議論で特定された貿易関連の透明性の取組みとアプローチ

に基づいて作成された：

- a. ライフサイクル全体に亘る貿易の監視と規制を支援するため、プラスチックとプラスチック製品、及び潜在的な代替プラスチックとプラスチック以外の代替品の分類に関する国際協力を改善するため WCO で行われている取組みを支援する。
- b. ポリマー、化学薬品、添加剤、プラスチック及びプラスチック製品の貿易のより良い監視、評価、報告及び規制を促進するため、国内税関分類における対象商品/製品の正確な識別を改善し、プラスチック経済の透明性を向上させるための個人及び集団行動の機会を探求する。
- c. プラスチックのライフサイクル全体に亘る貿易フローの透明性をサポートできる税関と関連技術ソリューションを特定する。
- d. プラスチックのライフサイクル全体に亘る貿易フローの透明性をサポートできる規格、製品識別子、その他のアプリケーションに関して、民間部門を含む協力を促進する。
- e. 以下を含め、TrPM の理解と透明性を向上させ、協力と仲間の学習を強化する：
 - o 草案や提案された対策などを含め、TrPM の調査を定期的に更新する。
 - o 国内、地域、国際的な経験を共有し、適切かつ実践的な場合には、特定の通商政策アプローチの編集につなげる。
 - o 補助金、支援策、内国税、拡大生産者責任（EPR）制度など、現在調査で十分に把握されていない TrPM を特定し、共有するための取組みを強化する。
 - o 通商政策レビューにおける TrPM 及び関連問題に関する構造化された情報を提供する。

2 事実の編集 II - 対話での議論で特定された、開発途上国、後発開発途上国及び脆弱な小島嶼開発途上国 (SID) の貿易関連能力構築と技術支援のニーズに関する、公開され、例示的で、非網羅的かつ発展しつつある編集

2.1. 対話の活動を通じて、代表団と関連利害関係者は、貿易関連の能力構築や技術支援のニーズなど、汚染に対処するための貿易関連のプラスチック政策とアプローチを広範に共有してきた。これらの議論は、コーディネーターと進行役によって作成された対話の非公式要約と補助回想録、会議のために作成された研究とプレゼンテーションを含む会議室文書 (RDs)、及び削減に基づく技術的議論の事実要約 (INF/TE/IDP/RD/125) 及び促進ワークストリーム (INF/TE/IDP/RD/88/Rev.1) に反映されている。[3] 代表団は更に、専用調査を通じて貿易援助 (AfT) ニーズの評価、アプローチ、提案を共有し、その結果は対話の AfT 評価報告書 (INF/TE/IDP/W/12) にまとめられている。

2.2. そうした作業を反映し、技術的及び科学的発展だけでなく、他の国際的なプロセスを含む世界的、地域的及び国内の努力と成果に基づいてこの編集を定期的に更新する必要性を認識し、オープンで例示的で非網羅的で進

化する。以下の提案と実践の編集は、調査と対話の議論で最も頻繁に特定されたニーズとアプローチに基づいて作成された：

a. これまでの議論で特定された、貿易関連要素によるプラスチック汚染に取り組むための技術支援や能力構築プロジェクトを主導又は支援する機関との協力を強化する：UNEP、BRS、WCO、世界銀行、GEF、WHO、FAO、ISO、UNIDO、UNDP、IMO、インターポール、UNODC、OECD、ALADI、米州開発銀行；欧州投資銀行、太平洋地域インフラ施設、オセアニア税関機関、太平洋地域環境プログラム事務局、WEF、IUCN 及び WWF。

b. 技術支援や能力構築の議論や行動に、以下の代表者を含む関連する利害関係者を参加させる：市民社会、学界、事業、業界団体、商工会議所、地域及び国際組織、金融機関、及び研究機関。

c. AfT グローバルレビューにおいて AfT プラスチック関連のプロジェクトとニーズをより適切に特定し、プロセスへのメンバーの関与を高めるため、以下の行動を推進する：

o 既存のプラスチック関連プログラムを事前に分類し、その性質、範囲、貿易との繋がりをより明確に特定する。

o 国内プログラム、政策、活動、取組みの実施における事例研究、経験、課題を交換し、会員の優れた実践を含む公共プラットフォームを確立する。

o 対話でこのテーマに関する議論を増やし、その結果を AfT の検討プロセスに取り入れ、AfT 戦略においてプラスチック汚染を優先する。

o プラスチック及びプラスチック汚染に特有又は補完的な技術支援及び能力開発プログラムに関する会員の優先事項とニーズについての意見を入力できる質問を導入する。

o プラスチック汚染への取り組みを目的とした既存の AfT プログラムに関する具体的な情報を、会員及び地域及び国際的な寄付機関や組織が共有できるようにする質問を導入する。

o 参加者向けのトレーニングと能力開発ワークショップ（技術的及び非技術的）を企画する。

o WTO 事務局は、作業の重複を避けつつプラスチック汚染関連の AfT 情報の透明性を高めるため、議論の中で特定された OECD 及び地域機関を含む他の機関と緊密に連携する。

d. AfT 調査の回答者が特定した、プラスチック汚染の貿易関連側面に対処する際の優先分野（回答頻度順）：

o 環境に配慮したプラスチックの管理、回収、リサイクルを改善する。

o プラスチックのより循環的な経済に向けて動く。

o プラスチック汚染に対処する貿易政策を立案し実施する。

o 主要なテクノロジーへのアクセスを促進する。

- 環境的に持続可能で効果的なプラスチック以外の代替品及び代替プラスチックの貿易を拡大する。
 - 環境的に持続可能で効果的なプラスチック以外の代替品及び使い捨てプラスチックの代替プラスチックを生産する地域の能力を開発及び強化する。
 - とりわけ、環境的に持続可能で効果的な（コスト面や機能面での効果を含む）プラスチック以外の代替品や使い捨てプラスチックの代替品の開発とその利用に関する知識と経験の交換を通じて、関連する利害関係者との協力を奨励する。
- e. AfT 及び TrPM 調査の回答者によって特定された、プラスチック汚染の貿易関連側面に対処する際の具体的なニーズと課題（回答頻度順）：
- 国内の民間部門の関与とパートナーシップ
 - テクノロジーへのアクセス
 - 地元及び国内の利害関係者を含む市民社会の関与
 - 政策実施に関する技術支援
 - 財務及び投資支援
 - 政策策定に関する技術支援
 - バリューチェーン関係者（輸出業者を含む）からの協力
 - 認証、試験、計測
 - 地域協力
 - 輸出入会員の協力
 - 税関に関する課題

3 事実の編集 III - TRPMS によって最も頻繁に取り上げられ、対話での議論で特定された製品の、公開され、説明的で、非網羅的で進化しつつある編集。

3.1. 対話の活動を通じて、代表団と利害関係者は、貿易関連のプラスチック政策と汚染に対処するためのアプローチを広く共有してきた。これらの議論は、コーディネーターと進行役によって作成された対話の非公式の要約と補助回想録、会議のために作成された研究とプレゼンテーションを含む会議室文書（RDs）、及び低減ワークス

トリームの下での技術的な議論の事実の要約 (INF/TE/IDP/RD/125) に反映されている。[4] 代表団は専用の調査を通じて貿易関連プラスチック対策 (TrPM) を一層共有し、その結果は対話 TrPM 報告書 (INF/TE/IDP/W/11) にまとめられている。

3.2. そうした作業を反映し、技術的及び科学的発展だけでなく、他の国際的なプロセスを含む世界的、地域的及び国内の努力と成果に基づいてこの編集を定期的に更新する必要性を認識し、オープンで例示的で非網羅的で進化する。以下の編集は、TrPM や対話の議論で最も頻繁に特定された特定のプラスチック及びプラスチック製品に基づいて作成された：

a. TrPM のターゲットとなり、対話の議論で取り上げられることが最も多い特定の商品 (頻度順)：

- o 包装
- o 使い捨てプラスチック製品 (一般)
- o 廃棄物及びスクラップ
- o (使い捨て) プラスチックバッグ
- o 食器
- o 食品容器
- o (製品に含まれる) リサイクルプラスチック (例：食品の安全性を確保するため)
- o ストロー
- o カップ
- o (発泡)ポリスチレン
- o ボトル
- o フィルム
- o (マイクロビーズ入り) ケア製品
- o 綿棒
- o 飲料用マドラー
- o プラスチック製の蓋
- o 小袋
- o タイヤ
- o (プラスチック部品の) エレクトロニクス
- o 繊維
- o PVC
- o 漁具

4 事実の編集 IV - 削減及びその他のアプローチに関する TRPMS の公開、説明、非網羅的かつ発展中の編集

4.1. 対話の活動を通じて、代表団と利害関係者は、貿易関連のプラスチック政策と汚染に対処するためのアプローチを広く共有してきた。これらの議論は、コーディネーターと進行役によって作成された対話の非公式の要約と補助回想録、会議のために作成された研究とプレゼンテーションを含む会議室文書 (RDs)、及び低減ワークストリームの下での技術的な議論の事実の要約 (INF/TE/IDP/RD/125) に反映されている。[5] 代表団は専用の調査を通じて貿易関連プラスチック対策 (TrPM) を一層共有し、その結果は対話 TrPM 報告書 (INF/TE/IDP/W/11) にまとめられている。

4.2. そうした作業を反映し、技術的及び科学的発展だけでなく、他の国際的なプロセスを含む世界的、地域的及び国内の努力と成果に基づいてこの編集を定期的に更新する必要性を認識し、オープンで例示的で非網羅的で進化する。以下の編集は、TrPM 調査や対話の議論で最も頻繁に特定された特定の TrPM、及び貿易関連行動のオプションに基づいて作成された：

a. 調査で最も頻繁に特定され、対話の議論で取り上げられる TrPM の種類（頻度順）：

- o 技術的規制又仕様（及び関連する適合性評価手順）。通常は次の目的を追求する：
 - エコデザインとラベルの要件（例：リサイクル、再利用の促進、不要な包装、材料組成、添加剤、透明性の削減）。
 - リサイクル目標及び/又はリサイクル可能性要件。
 - 廃棄物の管理（国境を越えた移動を含む）及び漏洩の回避（例：分解性/堆肥化可能性の要件）。
 - 化学物質、有毒物質、危険物質の管理。
 - 食品の安全要件、特にリサイクル材を含む商品に対する要件。
- o 禁止/禁止。通常は次の目的を追求する：
 - 使い捨てプラスチック及びその他の商品の制限（場合によっては、医療品、分解性及び/又は堆肥化可能であることが証明されているもの、又は社会経済的要因を考慮した場合の除外と組み合わせる）。
 - 廃棄物の管理（国境を越えた移動を含む）及び漏洩の回避（例：最終目的地/処分が確認できない場合を含む、バーゼル条約に基づく廃棄物の輸出入の禁止）。
 - 化学物質、有毒物質、有害物質の管理（例：特定の商品へのマイクロプラスチックの添加の禁止、又はストックホルム条約の対象となるような特定のポリマーや添加剤の対象）。
- o 輸出入ライセンス。通常は次の目的を追求する：
 - 廃棄物の管理（国境を越えた移動を含む）及び漏洩の回避（例：バーゼル条約の事前のインフォームド・コンセント要件の実施、または廃棄物のリサイクル可能性、分解性及びその他の基準の検証）。
 - 使い捨てプラスチック及びその他の商品への取組み（例：上流投入品の監視などにより、使い捨て製品に対する制限の実施を支援するため）。
 - 化学物質、有毒物質、危険物質の管理（例：管理された化学物質、添加剤の導入、リサイクル プラスチックの有害性基準の検証を支援するため）。
- o 内国税。通常は次の目的を追求する：
 - 収集、再利用、リサイクル活動と目標（及び再利用、再充填システムの促進）に資金を提供するための料

金（商品、サービス、又は部門ベース）。

- （償還可能）消費量を削減し、再利用可能な商品を促進し、収集を容易にするため使い捨て製品（例：バッグ）に料金を課す。

- **EPR** スキーム。通常は次の目的を追求する：

- 廃棄物を管理し（国境を越えた移動を含む）及び漏洩を回避する。
- 回収率とリサイクル率を向上させる。
- 環境設計の革新を促進する。
- 再利用、詰替えシステムを促進する。

b. 対話の議論で提起された貿易関連行動の選択肢：

- 実施を促進し、違法取引を回避し、プラスチック以外の代替品や代替プラスチックの市場を改善するため、主要な **TRPMs**（例：使い捨てプラスチック袋を対象とするもの）の要件と制限を調整する。

- 現在国内消費及び/又は輸入にのみ適用されている輸出制限を拡大する。

- 現在輸入及び/又は輸出に適用されている国内生産及び消費に対する制限を拡大する。

- 特定の要請に応じて、廃棄物や添加物を含むプラスチック及びプラスチック製品の当該製品に制限を課している国及び地域への輸出に同等の制限を適用する。

- 耐用年数終了時を含め、輸出品に対する **EPR** スキームを改訂し、引き続き適用する。

- プラスチックとプラスチック以外の代替品、及び代替プラスチックとの間の競争条件を平等にするため、関税プロファイルを見直し再調整する。

- 持続可能で安全なプラスチック以外の代替品及び代替プラスチックに適用される国際基準の開発を優先する。

- 公共調達入札では、持続可能で安全なプラスチック以外の代替品及び代替プラスチックを優先する。

- 材料の使用量の削減、再利用、詰替え、改修、再製造、リサイクルを促進するため、製品のエコ/持続可能な設計を促進する。

5 事実の編集 V - **TRPM** によって最も頻繁に取り上げられ、対話での議論で特定された、代替プラスチック及びプラスチック以外の代替品、及びその他の関連商品、サービス、及び技術に関する、公開された、例示的な、

非網羅的かつ発展的な編集。

5.1. 対話の活動を通じて、代表団と利害関係者は、環境的に持続可能で安全かつ効果的な代替プラスチック及びプラスチック以外の代替品、並びにその他の関連商品、サービス、技術を促進するための貿易関連のプラスチック政策とアプローチを広範に共有してきた。これらの議論は、コーディネーターと進行役によって作成された対話の非公式の要約と補助回想録、会議のために作成された研究とプレゼンテーションを含む会議室文書 (RDs)、及び促進ワークストリームの下での技術的な議論の事実の要約(INF/TE/IDP/RD/88/Rev.1)に反映されている。

[6] 代表団は専用の調査を通じて貿易関連プラスチック対策 (TrPM) を一層共有し、その結果は対話 TrPM 報告書 (INF/TE/IDP/W/11) にまとめられている。

5.2. そうした作業を反映し、世界的、地域的、国内的な成果と、他の国際的なプロセスを含むライフサイクルの観点から最良の社会経済的及び環境的成果を齎す解決策を特定する取組みに基づいて、この編集を定期的に更新する必要性を認識する。技術的及び科学的発展に伴い、以下のオープンで例示的で非網羅的で進化する編集物は、TrPM や対話での議論で最も頻繁に特定された特定の商品、資材、及びサービスに基づいて開発された：

a TrPM によって言及され、対話の議論で提起された特定のプラスチック以外の代替品：

| | | |
|--|--|--|
| Abaca (Manila hemp) | Algae biomass / Seaweed (brown, red, green) | Aluminium |
| Areca leaves | Balsa Wood | Bamboo |
| Banana/Plantain (leaves, stem, pseudo-stems or fibres) | By-products of ready-made garments ("jhoot") | Calabash hard shell |
| Casein | Cellulose (fibre, nanofibers) | Ceramics |
| Clay | Coconut Husks | Coir |
| Cork | Corn husks, other by-products | Cotton (linters) |
| Down | Fish skin or residues | Flax |
| Fruit peels | Glass | Grape waste |
| Hay | Hemp | Jute |
| Leather | Linen | Microbial cellulose of mixed vegetables and bacteria |
| Murta | Mushroom-based resins and materials | Natural waxes (e.g. beeswax) |
| Nettles | Palm | Paper (cardboard) |
| Pineapple leaves | Plant Waste | Rattan |
| Ray | Rayon | Rice paper |
| Silk | Sisal | Steel |
| Straw | Sugarcane pulp - bagasse | Tofu waste |
| Wheat (fibre, paper, husks, stems) | White clover | Wood (bark, pulp, chip) |
| Wools (e.g. alpaca, angora, cashmere, sheep) | Natural fibres (vegetable fibres; animal fibres) | Mineral materials |

プラスチック以外の代替品の製造に関する技術

b. TrPM により言及され、対話の議論で提起された特定の代替プラスチック：

- o (海洋、天然、商業用) 生分解性プラスチック
- o バイオ低密度ポリエチレン (バイオ-LDPE)
- o バイオプラスチック
- o バイオポリプロピレン
- o トウモロコシベースの樹脂
- o 低密度ポリエチレン (多用途)

- o ポリブチレンサクシネート(PBS)
- o ポリ乳酸 (PLA) 及び CPLA
- o rPET 及びその他の再生プラスチック及び再生プラスチックを含む商品
- o (簡単に、商業的に、効果的に)リサイクル可能なプラスチックと樹脂
- o 代替プラスチックの製造及びリサイクルされた含有量の基準/要件を満たす関連技術

c. TrPM によって言及され、対話の議論で提起されたサービス：

- o ボトル及びその他の消費財容器の詰替え及び洗浄スキーム
- o 再利用可能/返却可能な (ティックアウト食品) 包装
- o 社会及び環境影響評価サービス
- o 追跡、分別、トレーサビリティ及び識別サービス
- o レンタル、リース及びその他の製品サービスシステム
- o ラベル付け、認証及び適合性評価サービス (例：商業的な堆肥化可能性に関する)
- o 製品の環境設計、研究開発
- o デポジット及びデポジットシステム (例：ボトルとボックスのデポジット システム)
- o アップサイクルプロセス
- o 研究開発サービス
- o 消費者の使用後の分別、解体、再製造及びリサイクルのサービス
- o 廃棄物の回収、収集、管理
- o 清掃サービス

6 事実の編集 VI - プロモーション及びその他のアプローチに関する TRPMS の公開、説明、非網羅的かつ進化中の編集

6.1. 対話の活動を通じて、代表団と関係者は、環境的に持続可能な貿易を促進するための貿易関連のプラスチック政策とアプローチを広く共有してきた。これらの議論は、コーディネーターと進行役によって作成された対話の非公式の要約と補助回想録、会議のために作成された研究とプレゼンテーションを含む会議室文書 (RDs)、及び促進ワークストリームの下での技術的な議論の事実の要約(INF/TE/IDP/RD/88/Rev.1)に反映されている。[7] 代表団は専用の調査を通じて貿易関連プラスチック対策 (TrPM) を一層共有し、その結果は対話 TrPM レポート (INF/TE/IDP/W/11) にまとめられている。

6.2. そうした作業を反映し、技術的および科学的発展だけでなく、他の国際的なプロセスを含む世界的、地域的及び国内の努力と成果に基づいてこの編集を定期的に更新する必要性を認識し、オープンで例示的で非網羅的で進化する。以下の編集は、TrPM 調査や対話での議論で最も頻繁に特定された特定の TrPM に基づいて作成された。

6.3. 調査で最も頻繁に特定され、対話の議論で取り上げられる TrPM の種類 (頻度順)：

a. 技術的規制又は仕様 (及び関連する適合性評価手順)。通常は次の目的を追求する：

- o プラスチック以外の代替品及び代替プラスチックの促進 (例：最小限のリサイクル含有量またはリサイクルの容易さ、堆肥化又は分解性などの特定の好ましい特性を要求すること、プラスチック以外の代替品及び/又は代

替プラスチックを明示的に免除する一方で特定の商品を制限すること、又は消費者に通知するためラベルを義務付けることによって)。

- o 廃棄物管理及びその他の用途のための技術の推進 (例えば、より広範な技術開発努力の一環として、リサイクルプロセス又はエコデザイン及び循環性要件に一定の最低限の性能を要求する)。

b. 禁止/禁止は通常、次の目的を追求する：

- o プラスチック以外の代替品及び代替プラスチックの促進 (例：代替品及び/又は代替品を明示的に免除することにより、多くの場合、広範な技術開発努力と組み合わせて)。

c. 助成金や直接支払い、公共調達への優遇、税制上の優遇措置、非金銭的支援 (例えば、助言サービスや研究開発、政府の認証や認定ラベル、教育キャンペーン、収集及び廃棄物管理インフラの提供など) を含む支援策。通常は次の目的を追求する：

- o プラスチック以外の代替品及び代替プラスチックの促進。多くの場合、特に使い捨てプラスチック問題を対象としています (例：技術革新の補助金や競争、又は公共調達スキームを通じた、新しい持続可能な技術、代替品、及びプラスチック以外の代替品の研究開発。特定のプラスチック製品の持続可能な代替品及びプラスチック以外の代替品、再利用可能な包装、又はリサイクルプラスチックの最小含有量に関する必須又は優先要件)。

- o 再利用及び補充モデルの促進 (例：資金提供又は収集、清掃サービスの提供)。

- o 廃棄物管理及びその他の利用のための技術の促進 (例えば、廃棄物エネルギー又は廃棄物燃料化施設及びその他の資源利用計画、又は包装材料や農業用フィルムなどの特定のプラスチック製品のリサイクル)。

d. 付加価値税、所得税、特定の製品に対する環境税 (包装又は廃棄物料金/課徴金)、特定の業界/分野への寄付 (例：EPR 制度の一部として) などの内国税は、通常、次の目的を追求する：

- o プラスチック以外の代替品及び代替プラスチックの促進 (例：代替品及び/又は代替品を明示的に免除する、又は差額税を適用することにより、多くの場合、より広範な技術開発努力と組み合わせて)。

「INF/TE/IDP/W/11 プラスチック汚染及び環境的に持続可能なプラスチック貿易に関する対話 貿易関連プラスチック対策 (TRPMS) 調査の実態報告」 2023 年 10 月 4 日

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:INF/TE/IDP/W11.pdf&Open=True>

各国のプラスチック食品接触材料等規制動向（まとめ）

1.はじめに

プラスチック環境問題の議論は、2022年11月より国連の政府間交渉委員会（INC）の場が中心となった。INCは2024年末までに強制力ある条約の原案を取りまとめる計画であるが、条約の骨子は2023年にも明らかになり、特に、マイクロプラスチック、シングルユースプラスチック（SUP）、プラスチックに使用される化学物質の規制が条文に盛り込まれるかどうかのポイントになると聞く。プラスチック業界としては、特にSUPの扱いが重要になる。

INCの議論は、経済問題よりも環境問題にウエイトがかかっている。SUP規制に対する意見の主張は、工業先進国だけではなく、その環境を活かし観光に経済基盤をもつ小島嶼開発途上国などにも同じ権利が与えられる。これまで、経済的影響の大きな工業先進国を中心に調査してきたが、ここで開発途上国を含めた全体に拡大することにより、情報を再整理することとした。

2.整理方法

表記規制動向の調査は、EUのSUP指令の検討が始まった2018年より本格化した。これらの情報は都度JCII-FCM安全衛生情報に収載してきた。今回2023年2月までの安全衛生情報を基に、更に国連が公表している「プラスチック法制度エクスペローラー」や関連のWikipediaを参考にして再整理した。

表の縦軸に国や地域（英語名アルファベット順）、横軸にプラスチックに係る主な材料を配置した。関連する具体的製品は各カラムの中にそれぞれ記載した。具体的製品名がないとき全ての製品が対象となる。また適用除外される製品があるとき、除〇〇〇と記載した。禁止とは異なる課税や有料化は掲載していない。

範例 △：何らかの規制を勧告、▲：何らかの規制案を公表、●：何らかの規制を成立、施行
SUP：シングルユースプラスチック材料製品

3.まとめ

地球上には196の国があるが、このうち7割に当たる137か国が、既に何らかのシングルユースプラスチック規制法を制定していることが分かった。この数はINCに参加している155か国の9割に当たる。

現在調査した範囲で、各国の国内法による規制対象は、まずプラスチックバッグに集中し、その制定時期のピークは2019年にあり、続いてEUのSUP指令に示された材料に集中し、その制定時期のピークは2021年にあることが分かった。これは、EU指令（2019年6月5日公布）の規制内容が、EU加盟国の国内法への移転（2021年7月3日期限）にかけ、そのまま周辺国、開発途上国にも拡大したことが最大の原因と思われる。

4.その他

INCと並行して各国の国内法にも新たな動きがあると予想されることから調査を継続する。

プラスチック食品接触材料等規制動向（まとめ）

| | PVC | PVDC | PS | 発泡 PS | 発泡 プラ スチック | ラミネ ート材 | オキシ分 解性プラ | PE・PP | PC・エポキ シ樹脂 | PET |
|----------------------|----------|------|---------------------------|-----------------------|---------------|------------|--------------|------------------------|---------------|-----|
| アフガニ スタン | | | | | | | | ●SUP バッグ | | |
| アルバニ ア | | | | | | | | ●SUP バッグ | | |
| アンドラ | | | ●SUP 容 器、 カトラ リー | ●SUP 容 器 | | | | ●SUP バッ グ、カトラ リー | | |
| アルバ | | | ●SUP カトラ リー | ●SUP カ ップ・プレ ート | | | | ●SUP カトラ リー | | |
| アンティ グア・パ ーブーダ | | | ●SUP カトラ リー | ●SUP 容 器 | | | | ●SUP バッ グ、カトラ リー | | |
| アルメニ ア | | | | | | | | ●SUP バッグ | | |
| オースト ラリア | ●ラベ ル | | | ●SUP | | △ | ●SUP | ●SUP 軽量バ ッグ（全州） | | |
| オースト リア | ▲ | | ●SUP カトラ リー | ●SUP 除 カップ麵 容器 | | | ●SUP | ●SUP バッ グ、カトラ リー | ●乳幼児用 材料製品 | |
| アゼルバ イジャン | | | | | | | | ●SUP バッグ | | |
| バハマ | | | | ●SUP 容 器・カップ | | | | ●SUP バッグ | | |
| バーレイ ン | | | | | | | | ●SUP バッグ | | |
| バングラ ディッシ ュ | | | | | | | | ●SUP バッグ | | |
| バーバド ス | | | | ●SUP | | | | ●SUP バッグ | | |
| ベルギー | ▲ | | ●SUP カトラ リー | ●SUP 除 カップ麵 容器 | | | ●SUP | ●SUP バッ グ、カトラ リー | ●乳幼児用 材料製品 | |
| ベリーズ | | | | ●SUP | | | | ●SUP バッグ | | |
| ベニン | | | | | | | | ●SUP バッグ | | |
| ブータン | | | | | | | | ●SUP バッグ | | |
| | PVC | PVDC | PS | 発泡 PS | 発泡 プラ スチック | ラミネ ート材 | オキシ分 解性プラ | PE・PP | PC・エポキ シ樹脂 | PET |

プラスチック食品接触材料等規制動向（まとめ）

| | PVC | PVDC | PS | 発泡 PS | 発泡 プラ スチック | ラミネ ート材 | オキシ分 解性プラ | PE・PP | PC・エポキ シ樹脂 | PET |
|------------------|------------|------|-------------------|-----------------------|---------------|------------|--------------|-------------------------------|---------------|------|
| ボネール | | | | ●SUP 容 器 | | | | | | |
| ボツワナ | | | | | | | | ●SUP バッグ | | |
| ブルガリ ア | ▲ | | ●SUP カトラ リー | ●SUP 除 カップ 麵 容器 | | | ●SUP | ●SUP カトラ リー | ●乳幼児用 材料製品 | |
| ブルキ ナ・ファ ソ | | | | | | | | ●SUP バッグ | | |
| ブルンデ イ | | | | | | | | ●SUP バッグ | | |
| カメルーン | | | | | | | | ●SUP バッグ | | |
| カナダ | ●SUP | | ●SUP 押出 | ●SUP | | | ●SUP | ●SUP バッグ | | |
| カーボ・ ベルデ | | | | | | | | ●SUP バッグ | | |
| 中央アフリ カ共和国 | | | | | | | | ●SUP バッグ | | |
| 中国 | | | | ●SUP | ●SUP | | | ●PE 農業フィ ルム、●SUP 超薄型バッグ | | |
| 台湾 | ●硬質 パック | | | ▲SUP カップ | ▲SUP カップ | | | | | |
| チリ | ●SUP | ●SUP | ●SUP | ●SUP | ●SUP | ● SUP | ●SUP | ●SUP | ●SUP | ●SUP |
| コロンビ ア | | | | | | | | ●SUP バッグ | | |
| コモロス | | | | | | | | ●SUP バッグ | | |
| コスタ・ リカ | | | ●SUP | ●SUP | | | | ●SUP バッグ | | |
| コンゴ民 主共和国 | | | | | | | | ●SUP バッグ | | |
| コンゴ共 和国 | | | | | | | | ●SUP バッグ | | |
| クロアチ ア | ▲ | | ●SUP カトラ リー | ●SUP 除 カップ 麵 容器 | | | ●SUP | ●SUP バッ グ、カトラリー | ●乳幼児用 材料製品 | |
| | PVC | PVDC | PS | 発泡 PS | 発泡 プラ スチック | ラミネ ート材 | オキシ分 解性プラ | PE・PP | PC・エポキ シ樹脂 | PET |

プラスチック食品接触材料等規制動向（まとめ）

| | PVC | PVDC | PS | 発泡 PS | 発泡プラスチック | ラミネート材 | オキシ分解性プラ | PE・PP | PC・エポキシ樹脂 | PET |
|--------------|-----|------|--------------------------|-----------------------|----------|--------|----------|---|-----------------|-----|
| キプロス | ▲ | | ●SUP カトラリー | ●SUP 除 カップ 麵 容器 | | | ●SUP | ●SUP カトラ リー | ●乳幼児用 材料製品 | |
| チェコ | ▲ | | ●SUP カトラリー | ●SUP 除 カップ 麵 容器 | | | ●SUP | ●SUP カトラ リー | ●乳幼児用 材料製品 | |
| デンマーク | ▲ | | ●SUP カトラリー | ●SUP 除 カップ 麵 容器 | | | ●SUP | ●SUP カトラ リー | ●乳幼児用 材料製品 | |
| ジブチ共和国 | | | | | | | | ●SUP バッグ | | |
| ドミニカ | | | ●SUP カトラリー | ●SUP 容 器・カップ | | | | ●SUP バッ グ、カトラリー | | |
| 東ティモール | | | | | | | | ●SUP バッグ | | |
| エクアドル | | | ●SUP | ●SUP 含 押出 | | | | | | |
| エリトリア | | | | | | | | ●SUP バッグ | | |
| エストニア | ▲ | | ●SUP カトラリー | ●SUP 除 カップ 麵 容器 | | | ●SUP | ●SUP カトラ リー | ●乳幼児用 材料製品 | |
| イギリス (UK) | | | ▲SUP 押出 | ●SUP 容 器・カップ | | | | | | |
| フィジー | | | | ●SUP | | | | ●SUP バッグ | | |
| フィンランド | ▲ | | ●SUP カトラリー | ●SUP 除 カップ 麵 容器 | | | ●SUP | ●SUP カトラ リー | ●乳幼児用 材料製品 | |
| フランス | ▲ | | ▲SUP 押出、 カトラ リー | ●SUP 除 カップ 麵 容器 | | | ●SUP | ▲SUP 発泡・ 押出 PP ●SUP バッ グ、カトラリー | ●BPA 由来 材料製品 | |
| ガボン | | | | | | | | ●SUP バッグ | | |
| ガンビア | | | | | | | | ●SUP バッグ | | |
| ジョージア | | | | | | | | ●SUP バッグ | | |
| | PVC | PVDC | PS | 発泡 PS | 発泡プラスチック | ラミネート材 | オキシ分解性プラ | PE・PP | PC・エポキシ樹脂 | PET |

プラスチック食品接触材料等規制動向（まとめ）

| | PVC | PVDC | PS | 発泡PS | 発泡プラスチック | ラミネート材 | オキシ分解性プラ | PE・PP | PC・エポキシ樹脂 | PET |
|------------|------------|------|---------------|---------------------------|----------|------------|----------|----------------------|---------------|-----|
| ドイツ | ▲ | | ●SUP カトラリー | ●SUP 除 カップ 容器 | | | ●SUP | ●SUP バッグ、カトラリー | ●乳幼児用 材料製品 | |
| ギリシャ | ▲ | | ●SUP カトラリー | ●SUP 除 カップ 容器 | | | ●SUP | ●SUP カトラリー | ●乳幼児用 材料製品 | |
| グレナダ | | | ●SUP カトラリー | ●SUP | | | | ●SUP バッグ、カトラリー | | |
| ガテマラ | | | | | | | | ●SUP バッグ | | |
| ギニア・ビッソ | | | | | | | | ●SUP バッグ | | |
| ガイアナ | | | | ●SUP 容器 | | | | ●SUP バッグ | | |
| ハイチ | | | | ●SUP | | | | ●SUP バッグ | | |
| ハンガリー | ▲ | | ●SUP カトラリー | ●SUP 除 カップ 容器 | | | ●SUP | ●SUP カトラリー | ●乳幼児用 材料製品 | |
| アイスランド | | | ●SUP カトラリー | ●SUP カ ップ容器 | | | | ●SUP バッグ、カトラリー | | |
| インド | ●幕 | | ●SUP | ●SUP | | | | ●SUP 薄型 バッグ、カトラリー | | |
| インドネシア | ●包装・ 容器 | | ●包装・ 容器 | ●包装・ 容器 | | ●包装・ 容器 | | ▲軟質包装 | | |
| アイルランド | ▲ | | ●SUP カトラリー | ●SUP 除 カップ 容器 | | | ●SUP | ●SUP カトラリー | ●乳幼児用 材料製品 | |
| イタリー | ▲ | | ●SUP カトラリー | ●SUP 除 カップ 容器 | | | ●SUP | ●SUP バッグ、カトラリー | ●乳幼児用 材料製品 | |
| アイボリー・コースト | | | | | | | | ●SUP バッグ | | |
| ジャマイカ | | | | ●SUP 除 輸入カ ップ 容器 | | | | ●SUP バッグ | | |
| ケニア | | | | | | | | ●SUP バッグ | | |
| | PVC | PVDC | PS | 発泡PS | 発泡プラスチック | ラミネート材 | オキシ分解性プラ | PE・PP | PC・エポキシ樹脂 | PET |

プラスチック食品接触材料等規制動向（まとめ）

| | PVC | PVDC | PS | 発泡 PS | 発泡 プラ スチック | ラミネ ート材 | オキシ分 解性プラ | PE・PP | PC・エポキ シ樹脂 | PET |
|-------------|-----|--------------------|-------------------|-------------------------|---------------|------------|--------------|---------------------|---------------|--------------|
| キンバチ | | | | | | | | ●SUP バッグ | | |
| 韓国 | ● | ● 除 ケ ー シン グ | ▲SUP | ▲SUP | ▲SUP | ▲ SUP | ▲SUP | ▲SUP ●SUP バッグ | ▲SUP | ● 着色 ボ トル |
| ラトビア | ▲ | | ●SUP カトラ リー | ●SUP 除 カップ 麵 容器 | | | ●SUP | ●SUP カトラ リー | ●乳幼児用 材料製品 | |
| リトアニア | ▲ | | ●SUP カトラ リー | ●SUP 除 カップ 麵 容器 | | | ●SUP | ●SUP カトラ リー | ●乳幼児用 材料製品 | |
| ルクセン ブルク | ▲ | | ●SUP カトラ リー | ●SUP 除 カップ 麵 容器 | | | ●SUP | ●SUP カトラ リー | ●乳幼児用 材料製品 | |
| マカオ | | | | ●SUP 容 器・ボウ ル・カップ | | | | | | |
| マダガス タル | | | | | | | | ●SUP バッグ | | |
| マルディ ベス | | | | | | | | ●SUP バッグ | | |
| マリ | | | | | | | | ●SUP バッグ | | |
| モルディ ブ | | | ●SUP カトラ リー | ●SUP 容 器 | | | ●SUP | ●SUP カトラ リー | | |
| マルタ | ▲ | | ●SUP カトラ リー | ●SUP 除 カップ 麵 容器 | | | ●SUP | ● SUP バッ グ、カトラリー | ●乳幼児用 材料製品 | |
| マーシャル 諸島 | | | | ●SUP カ ップ・プレ ート | | | | ●SUP バッグ | | |
| モーリタ ニア | | | | | | | | ●SUP バッグ | | |
| モーリシ ヤス | | | ●SUP カトラ リー | | | | | ● SUP バッ グ、カトラリー | | ▲ボトル |
| ミクロネ シア | | | ●SUP カトラ リー | ●SUP 輸 入品 | | | | ● SUP バッ グ、カトラリー | | |
| モルドバ 共和国 | | | | | | | | ●SUP バッグ | | |
| | PVC | PVDC | PS | 発泡 PS | 発泡 プラ スチック | ラミネ ート材 | オキシ分 解性プラ | PE・PP | PC・エポキ シ樹脂 | PET |

プラスチック食品接触材料等規制動向（まとめ）

| | PVC | PVDC | PS | 発泡 PS | 発泡 プラ スチック | ラミネ ート材 | オキシ分 解性プラ | PE・PP | PC・エポキ シ樹脂 | PET |
|--------------------|-----|------|-------------------|------------------------------|---------------|------------|--------------|-------------------------|---------------|-----|
| モナコ | | | ●SUP カトラ リー | ●SUP 容 器。カッ プ・プレ ート | | | | ●SUP バッ グ、カトラ リー | | |
| モンゴリ ア | | | | | | | | ●SUP バッグ | | |
| モロッコ | | | | | | | | ●SUP バッグ | | |
| オランダ | ▲ | | ●SUP カトラ リー | ●SUP 除 カップ 麵 容器 | | | ●SUP | ●SUP カトラ リー | ●乳幼児用 材料製品 | |
| ナウル | | | | | | | | ●SUP バッグ | | |
| ネパール | | | | | | | | ●SUP バッグ | | |
| ニュージ ーランド | ● | ● | ● | ● | | | ▲ | ● SUP バッ グ、カトラ リー | | |
| ニギア | | | | | | | | ●SUP バッグ | | |
| ニギリア | | | | | | | | ●SUP バッグ | | |
| ニウエ | | | | ●SUP 容 器 | | | | | | |
| オーマン | | | | | | | | ●SUP バッグ | | |
| パキスタ ン | | | | | | | | ●SUP バッグ | | |
| パラウ | | | | | | | | ●SUP バッグ | | |
| パナマ | | | | | | | | ●SUP バッグ | | |
| パプア・ ニューギ ニア | | | | ●SUP 容 器 | | | | ●SUP バッグ | | |
| フィリピ ン | | | | ●SUP | | | ●SUP | | | |
| ペルー | | | | ●SUP 容 器 | | | | | | |
| ポーラン ド | ▲ | | ●SUP カトラ リー | ●SUP 除 カップ 麵 容器 | | | ●SUP | ●SUP カトラ リー | ●乳幼児用 材料製品 | |
| ポルトガ ル | ▲ | | ●SUP カトラ リー | ●SUP 除 カップ 麵 容器 | | | ●SUP | ●SUP カトラ リー | ●乳幼児用 材料製品 | |
| | PVC | PVDC | PS | 発泡 PS | 発泡 プラ スチック | ラミネ ート材 | オキシ分 解性プラ | PE・PP | PC・エポキ シ樹脂 | PET |

プラスチック食品接触材料等規制動向（まとめ）

| | PVC | PVDC | PS | 発泡 PS | 発泡 プラ スチック | ラミネ ート材 | オキシ分 解性プラ | PE・PP | PC・エポキ シ樹脂 | PET |
|-------------------------------------|-------------------|------|-------------------|-----------------------|---------------|------------|--------------|---------------------|---------------|------------|
| ルーマニ ア | ▲ | | ●SUP カトラ リー | ●SUP 除 カップ 麵 容器 | | | ●SUP | ●SUP バッ グ、カトラリー | ●乳幼児用 材料製品 | |
| ロシア | | | | | | | | ▲SUP バッグ | | ▲着色ボ トル |
| ルワンダ | | | | | | | | ●SUP バッグ | | |
| セント・ ルシア | | | | ●SUP 容 器 | | | | | | |
| セントピ ン セン ト・グレ ナディー ン諸島 | | | | ●SUP | | | | ●SUP バッグ | | |
| サモア | | | | ●SUP | | | | ●SUP バッグ | | |
| サン・マ リオ | | | | | | | | ●SUP バッグ | | |
| サント メ・プリ ンシペ | | | | | | | | ●SUP バッグ | | |
| セネガル | | | | | | | | ●SUP バッグ | | |
| スコット ランド | | | | ●SUP 容 器・カップ | | | | | | |
| セーシェ ル | | | ●SUP カトラ リー | ●SUP 容 器 | | | | ● SUP バッ グ、カトラリー | | |
| セント・ ユースタ ティウス | | | ●SUP カトラ リー | ●SUP 容 器・カップ | | | | ● SUP バッ グ、カトラリー | | |
| スロバキ ア | ▲ | | ●SUP カトラ リー | ●SUP 除 カップ 麵 容器 | | | ●SUP | ●SUP カトラ リー | ●乳幼児用 材料製品 | |
| スロベニ ア | ▲ | | ●SUP カトラ リー | ●SUP 除 カップ 麵 容器 | | | ●SUP | ●SUP カトラ リー | ●乳幼児用 材料製品 | |
| 南スーダ ン | | | | | | | | ●SUP バッグ | | |
| スペイン | ●フタ レート 配合品 | | ●SUP カトラ リー | ●SUP 除 カップ 麵 容器 | | | ●SUP | ●SUP カトラ リー | ●乳幼児用 材料製品 | |
| | PVC | PVDC | PS | 発泡 PS | 発泡 プラ スチック | ラミネ ート材 | オキシ分 解性プラ | PE・PP | PC・エポキ シ樹脂 | PET |

プラスチック食品接触材料等規制動向（まとめ）

| | PVC | PVDC | PS | 発泡 PS | 発泡 プラ スチック | ラミネ ート材 | オキシ分 解性プラ | PE・PP | PC・エポキ シ樹脂 | PET |
|----------------------|-----------|------|--|-----------------------|---------------|------------|--------------|---------------------|---------------|-----------------------|
| スリラン カ | ●農薬 包装 | | | | | | | ●SUP バッグ | | ●農薬包 装 |
| スリナム | | | | ●SUP | | | | | | |
| スウェーデ ン | ▲ | | ●SUP カトラ リー | ●SUP 除 カップ 麵 容器 | | | ●SUP | ●SUP カトラ リー | ●乳幼児用 材料製品 | |
| タンザニ ア | | | | | | | | ●SUP バッグ | | |
| タイ | | | | | | | | ●SUP バッグ | | |
| トーゴ | | | | | | | | ●SUP バッグ | | |
| トリニダ ード・ト バゴ | | | | ●SUP 容 器・カップ | | | | | | |
| ターク ス・カイ コス諸島 | | | ●SUP カトラ リー | ●SUP 容 器・カップ | | | | ●SUP カトラ リー | | |
| チュニジ ア | | | | | | | | ●SUP バッグ | | |
| ツバル | | | ●SUP カッ プ・プレ ート、カ トラリ ー | ●SUP カ ップ・プレ ート | | | | ● SUP バッ グ、カトラリー | | ●1.5L 未 満ボトル 輸入 |
| ウガンダ | | | | | | | | ●SUP バッグ | | |
| ウクライ ナ | | | | | | | | ●SUP バッグ | | |
| ウルグア イ | | | | | | | | ●SUP バッグ | | |
| USA コ ロラド州 | | | | ●SUP | | | | | | |
| USA コ ロンビア 特別区 | | | | ●SUP | | | | | | |
| USA メ イン州 | | | | ●SUP | | | | ●SUP バッグ | | |
| USA メ リーラン ド州 | | | | ●SUP | | | | | | |
| | PVC | PVDC | PS | 発泡 PS | 発泡 プラ スチック | ラミネ ート材 | オキシ分 解性プラ | PE・PP | PC・エポキ シ樹脂 | PET |

プラスチック食品接触材料等規制動向（まとめ）

| | PVC | PVDC | PS | 発泡 PS | 発泡 プラ スチック | ラミネ ート材 | オキシ分 解性プラ | PE・PP | PC・エポキ シ樹脂 | PET |
|-----------------------|-----|------|------------|-------------|---------------|------------|--------------|----------|---------------|-----|
| USA ニ ュージャ ージー州 | | | | ●SUP | | | | ●SUP バッグ | | |
| USA NY 州 | | | | ●SUP | | | | ●SUP バッグ | | |
| USA ヴ ァーモン ト州 | | | ●SUP | ●SUP | | | | ●SUP バッグ | | |
| USA ヴ ァージニ ア州 | | | | ●SUP | | | | | | |
| USA ワ シントン D.C. | | | | ●SUP | | | | ●SUP バッグ | | |
| USA コ ネチカッ ト州 | | | | ▲SUP | | | | ●SUP バッグ | | |
| USA デ ラウエア 州 | | | | ▲SUP | | | | ●SUP バッグ | | |
| USA フ ロリダ州 | | | | ▲SUP | | | | ▲SUP バッグ | | |
| バヌアツ | | | | ●SUP 容 器 | | | | ●SUP バッグ | | |
| パチカン 市 | | | | | | | | ●SUP バッグ | | |
| ウェール ズ | | | ●カッ プ・蓋 | ●容器、含 押出 | | | | | | |
| イエメン | | | | | | | | ●SUP バッグ | | |
| ジンバウ エ | | | | ●SUP | | | | ●SUP バッグ | | |
| 国連 | ▲ | | ▲ | ▲ | | | | | | |
| EM 財団 | △ | △ | △ | △ | | △ | △ | | | |
| WEF | △ | | △ | △ | | | | | | |
| OECD | △ | | | | | | | | | |
| | PVC | PVDC | PS | 発泡 PS | 発泡 プラ スチック | ラミネ ート材 | オキシ分 解性プラ | PE・PP | PC・エポキ シ樹脂 | PET |

△：何らかの規制を勧告、▲：何らかの規制案を公表、●：何らかの規制を成立、施行

SUP：シングルユースプラスチック材料製品

2023年3月現在

プラスチック食品接触材料等規制動向の3つの動き

- プラスチックバッグ（レジ袋）禁止の動き（2019年がピーク）
- 欧州シングルユースプラスチック指令を取り巻く動き（2021年がピーク）
- 国連政府間交渉委員会を取り巻く動き（2022～2024年）

ここで、3月6日公表された「UNEP/PP/INC.2/3 海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力のある手段を開発するための政府間交渉委員会の作業のための手続き規則案」ルール38（決定の採択）によれば、交渉委員会で合意に達しない場合、出席し投票した代表者の2/3の多数決で、決定が採択されることに留意が必要である。